

採石業の手引き

令和5年4月

島根県土木部河川課

目 次

I 法 令

1 採石法の体系	1
2 採石法（昭和25年法律第291号）（抄）	3
第1章 総則	
第1条（目的）	3
第2条（定義）	3
第3条（行為の効力）	3
第2章 採石権	
第4条（内容及び性質）	3
第5条（存続期間）	4
第6条	4
第10条（許可の基準）	4
第3章 採石業	
第1節 採石業者の登録	
第32条（登録）	4
第32条の2（登録の申請）	4
第32条の3（登録及びその通知）	4
第32条の4（登録の拒否）	5
第32条の6（承継）	5
第32条の7（変更の届出）	6
第32条の8（廃止の届出）	6
第32条の9（登録の失効）	6
第32条の10（登録の取消し等）	6
第32条の12（業務管理者の義務等）	7
第2節 採取計画の認可等	
第33条（採取計画の認可）	7
第33条の2（採取計画に定めるべき事項）	7
第33条の3（認可の申請）	7
第33条の4（認可の基準）	7
第33条の5（変更の認可等）	8
第33条の6（市町村長の意見の聴取等）	8
第33条の7（認可の条件）	8
第33条の8（遵守義務）	8

第33条の9（認可採取計画の変更命令）	8
第33条の10（休止及び廃止の届出）	8
第33条の11（認可の失効）	9
第33条の12（認可の取消し等）	9
第33条の13（緊急措置命令等）	9
第33条の14（市町村長の要請）	9
第3節 雑則	
第33条の15（標識の掲示）	9
第33条の16（譲渡したたい積等の管理）	10
第33条の17（岩石の採取を廃止した者に対する災害防止命令）	10
第34条の2（帳簿の備付け等）	10
第34条の4（聴聞の特例）	10
第34条の8（適用除外）	10
第6章 補則	
第42条（報告及び検査）	11
第42条の2（国等に対する適用）	11
第7章 罰則	
第43条	11
第44条	11
第45条	12
第46条	12
3 採石法施行令（昭和46年政令第279号）（抄）	13
4 採石法施行規則（昭和26年通商産業省令第6号）（抄）	13
5 採石業の適正な実施の確保に関する条例（平成18年島根県条例第25号）	19
6 採石業の適正な実施の確保に関する条例施行規則（平成18年島根県規則第12号）	23
7 岩石採取計画の認可の期間を定める要領（平成18年10月1日施行）	38
（参考）島根県土地利用対策要綱	48

II 採石法の適用及び解釈

1 「岩石」の定義（法第2条）について	53
2 「採石業」（法第10条第1項第三号）について	53
3 登録の取消し等（法第32条の10）について	53
4 業務管理者の義務等（法第32条の12）について	53
5 採取計画の認可（法第33条）について	54
6 認可の申請（法第33条の3）について	54
7 認可の基準（法第33条の4）について	55
8 変更の認可等（法第33条5）について	55
9 緊急措置命令等（法第33条の13）について	56

III 登録関係手続きについて

1	登録手続き概要	57
2	登録関係申請書・届出書等	58
3	登録関係様式	60
	様式第1 採石業者登録申請書	60
	様式第1-2 誓約書	61
	様式第1-3 誓約書（業務管理者名又は法人の役員名）	62
	様式第1-4 業務管理者雇用証明書	63
	様式第3 採石業承継届書	64
	様式第4 採石業承継届書	65
	様式第4の2 採石業者事業譲渡証明書	66
	様式第5 採石業者相続同意証明書	67
	様式第6 採石業者相続証明書	68
	様式第6の2 採石業者事業承継証明書	69
	様式第7 登録事項変更届書	70
	様式第8 採石業廃止届書	71
	様式第1-6 採石業者登録証再交付申請書	72
	様式第14 再交付申請書	73
	様式第20 役員及び業務管理者等名簿	74

IV 認可関係手続きについて

1	認可関係手続き等概要	75
2	認可関係申請書・届出書等	76
3	認可関係様式	76
	様式第15 採取計画認可申請書	77
	様式第16 採取計画の変更認可申請書	84
	様式第16の2 軽微な変更の届出書	85
	様式第17 氏名等変更届書	86
	様式第18 岩石採取休止・廃止届書	87
	様式第19 岩石採取標識	88

V 開発に際しての留意事項

1	基本的事項	89
2	個別的事項	89

VI 採取計画認可申請書作成要領

1	一般的注意事項	91
2	申請書記載要領	95
3	添付書類一覧	113
4	添付書類作成要領.....	115
5	添付書類様式	127
	様式1 岩石採取場土地調書	127
	様式2 他行政庁の許認可に関する調書	128
	様式3 業務管理者調書.....	129
	様式4 搬出計画書	130
	様式5 資金計画の例.....	131

I 法 令

1 採石法の体系

- ① 総 則
〔第1章〕
 - (1) 目 的 (第1条) ----- 災害を防止し採石業の健全な発達を図る。
 - (2) 岩石の定義 (第2条) ----- 法適用岩石として24種類を規定

- ② 採 石 権
〔第2章〕
 - (1) 採 石 権 ----- 物権としての採石権の内容、性質等を規定
(第4条～第8条)
 - (2) 採石権の設定等の手続き規定 -- 採石権は当事者間の私法上の契約によって設定されるのを原則とするが、当事者間の話合いで契約を締結することができない場合には一定の条件のもとで経済産業局長が決定を行うことができる。
(第9条～第31条)

- ③ 採石業者の
登 録
〔第3章第1節〕
 - (1) 登録行政庁 (第32条) ----- 都道府県知事
 - (2) 登録の申請 (第32条の2) -- 所定の申請書を都道府県知事に提出する。
 - (3) 登録の拒否 (第32条の4) -- 登録の拒否要件に該当する申請者は登録を拒否される。
 - (4) 登録の承継 (第32条の6) -- 相続又は合併等があったときは承継手続きをすることにより、権利義務すべてが承継される。
 - (5) 変更の届出 (第32条の7) -- 登録事項に変更があったときは遅滞なく届け出なければならない。
 - (6) 登録の取消し等 ----- 法律に違反した採石業者は登録を取り消される。
(第32条の10)
 - (7) 採石業務管理者 ----- 業務管理者を事務所ごとに選任し、災害の防止に関し必要な職務を誠実にしなければならない。
(第32条の12～13)

- ④ 採取計画の
認 可 等
〔第3章第2節〕
 - (1) 認可行政庁 (第33条) ----- 岩石採取場の所在地を管轄する都道府県知事
 - (2) 採取計画の認可申請 ----- 岩石採取場の区域、採取をする岩石の種類及び数量等所定の事項を記載した採取計画を作成し、都道府県知事の認可を受ける。
(第33条2～3)
 - (3) 認可の基準 (第33条の4) -- 他人に危害を及ぼし、公共の用に供する施設を損傷する等一定の要件に該当することとなる採取計画は認可されない。
 - (4) 市町村長の意見の聴取等 ---- 都道府県知事は認可に係る処分をするときは関係市町村長の意見をきかなければならない。
(第33条の6)
 - (5) 認可の条件 (第33条の7) -- 認可又は変更の認可には条件を付することができる。
 - (6) 採取計画の遵守義務 ----- 認可を受けた採取計画に従って事業の実施をしなければならない。
(第33条の8)
 - (7) 認可の取消し等 ----- 所定の要件に該当することとなる採石業者は認可の取消し又は業務停止を命ぜられる。
(第33条の12)

- ⑤ 監督・命令
〔第3章
第2節～3節〕
- (1) 認可採取計画の変更命令 (第33条の9) ---- 都道府県知事は、認可した採取計画ではその後の事情変更により災害の発生を防止することができなくなったと認めるときは、採石業者に対し採取計画の変更を命ずることができる。
 - (2) 緊急措置命令等 (第33条の13) ----- 都道府県知事は、災害防止のため必要があると認めるときは採石業者に対し事業停止又は必要な措置をとるべきことを命ずることができる。無登録、無認可業者等についても必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
 - (3) 譲渡したたい積物等の管理 (第33条の16) ----- 採取場の廃土又は廃石については、これを譲渡し又は放棄した後であってもなお採石業者に管理責任がある。
 - (4) 岩石の採取を廃止した者に対する災害防止命令 (第33条の17) ----- 岩石の採取を廃止した採取場について廃止の日から2年間は、その廃止業者に対し必要な設備をすることを命ずることができる。
- ⑥ 土地の使用
〔第4章〕
- (1) 使用の目的 (第35条) ----- 採石業者は事業の実施につき他人の土地を一定の目的のため利用することが必要不可欠であって、他の土地をもって代えることができないときは、これを使用することができる。
 - (2) 使用の許可及び公告 (第36条) ----- この目的のために他人の土地を使用しようとするときは、経済産業局長の許可を受けなければならない。
 - (3) 土地収用法の適用 (第37条) ----- 経済産業局長の決定による土地の使用は、土地所有権等に重大な利害関係をもつこととなるので、その手続について慎重を期するため公開による聴取を行うほか土地収用法の規定が適用される。
- ⑦ その他
〔第3章、
第5章～
第7章〕
- (1) 標識の掲示 (第33条の15) -- 認可を受けた採石業者は省令で定める標識をその採石場に掲げなければならない。
 - (2) 鉱業権者との協議 (第34条) ----- 採石業を行う土地の区域と鉱区が重複するときは、事業の実施について採石業者又は鉱業権者はお互いに相手方に対し協議することができ、その協議が整わないときは経済産業局長に決定を申請することができる。
 - (3) 帳簿の備付け等 (第34条の2) ----- 採石業者は省令で定める帳簿を備え、これを保存しなければならない。
 - (4) 適用除外 (第34条の8) ----- この法律中、業務管理者及び採取計画に関する部分の規定は災害の発生のおそれがないとして政令で定める業態の事業を行う採石業者は適用しない。
 - (5) 報告の徴収及び立入検査 (第42条) ----- 経済産業局長、都道府県知事等は採石業者からその業務に関する報告を徴収するとともに、その職員をして採石業者に立ち入り、検査をさせることができる。
 - (6) 経済大臣の指示 (第42条の2の2) ----- 経済産業大臣は、災害防止のため都道府県知事に対し政令で定めるものに関し、必要な指示をすることができる。
 - (7) 罰則 (第43条～第46条) -- この法律に違反した場合における罰則を規定

2 採石法（昭和 25 年法律第 291 号）（抄）

第 1 章 総 則

（目 的）

第 1 条 この法律は、採石権の制度を創設し、岩石の採取の事業についてその事業を行なう者の登録、岩石の採取計画の認可その他の規制等を行ない、岩石の採取に伴う災害を防止し、岩石の採取の事業の健全な発達を図ることによつて公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（定 義）

第 2 条 この法律において「岩石」とは、花こう岩、せん緑岩、ほんれい岩、かんらん岩、ほん岩、ひん岩、輝緑岩、粗面岩、安山岩、玄武岩、れき岩、砂岩、けつ岩、粘板岩、凝灰岩、片麻岩、じゃ紋岩、結晶片岩、ベントナイト、酸性白土、けいそう土、陶石、雲母及びひる石をいう。

（行為の効力）

第 3 条 この法律の規定によつてした処分、手続その他の行為は、第 32 条の 6 第 1 項に規定する場合のほか、採石権者又は土地の所有者その他土地に関して権利を有する者の承継人に対しても、その効力を有する。

第 2 章 採 石 権

（内容及び性質）

第 4 条 採石権者は、設定行為をもつて定めるところに従い、他人の土地において岩石及び砂利（砂及び玉石を含む。以下同じ。）を採取する権利を有する。

2 採石権は、その内容が地上権又は永小作権による土地の利用を妨げないものに限り、これらの権利の目的となつている土地にも、設定することができる。但し、地上権者又は永小作権者の承諾を得なければならない。

3 採石権は、物権とし、地上権に関する規定（民法（明治 29 年法律第 89 号）第 269 条の 2（地下又は空間を目的とする地上権）の規定を除く。）を準用する。

(存続期間)

第5条 採石権の存続期間は、設定行為をもつて定めることを要する。

2 前項の存続期間は、20年以内とする。若し20年より長い期間をもつて採石権を設定したときは、その存続期間は、20年に短縮する。

第6条 前条の期間は、更新することができる。但し、更新の時から20年をこえることができない。

(許可の基準)

第10条 経済産業局長は、次に掲げる場合においては、前条第一項の許可をしてはならない。

- 一 その土地が鉄道、軌道、道路、水道、運河、港湾、河川、湖、沼、池、橋、堤防、ダム、かんがい排水施設、公園、墓地、学校、病院、図書館若しくはその他の公共の用に供する施設の敷地若しくは用地又は建物の敷地であるとき。

第3章 採石業

第1節 採石業者の登録

(登録)

第32条 採石業を行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

(登録の申請)

第32条の2 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 事務所の名称及び所在地並びにその事務所に置く採石業務管理者（以下「業務管理者」という。）の氏名
 - 三 法人にあつては、その業務を行う役員の氏名
- 2 前項の申請書には、前条の登録を受けようとする者が第32条の4第1項第一号から第五号まで及び第七号に該当しない者であることを誓約する書面その他の経済産業省令で定める書類を添付しなければならない。

(登録及びその通知)

第32条の3 都道府県知事は、第32条の登録の申請があつたときは、次条第1項の規定により

登録を拒否する場合を除くほか、前条第一項各号に掲げる事項並びに登録の年月日及び登録番号を採石業者登録簿に登録しなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定により登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第 32 条の 4 都道府県知事は、第 32 条の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第 32 条の 2 第 1 項の申請書若しくはその添付書類に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- 一 この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
- 二 第 32 条の 10 第 1 項の規定により登録を取り消され、その取消の日から 2 年を経過しない者
- 三 第 32 条の登録を受けた者（以下「採石業者」という。）であつて法人であるものが第 32 条の 10 第 1 項の規定により登録を取り消された場合において、その処分があつた日前 30 日以内にその採石業者の業務を行う役員であつた者でその処分があつた日から 2 年を経過しないもの
- 四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（第七号において「暴力団員等」という。）
- 五 法人であつて、その業務を行う役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの
- 六 その事務所ごとに、次に掲げる者であつて第一号から第四号までに該当しないものを業務管理者として置いていない者
 - イ 採石業務管理者試験（以下「業務管理者試験」という。）に合格した者
 - ロ イに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると都道府県知事が認定した者
- 七 暴力団員等がその事業活動を支配する者

- 2 都道府県知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

(承 継)

第 32 条の 6 採石業者がその事業の全部を譲り渡し、又は採石業者について相続、合併若しくは分割（その事業の全部を承継させるものに限る。）があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が 2 人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は、その採石業者の地位を承継する。ただ

し、当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人が第32条の4第1項第一号から第五号まで又は第七号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

2 前項の規定により採石業者の地位を承継した者は、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（変更の届出）

第32条の7 採石業者は、第32条の2第1項各号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨をその登録をした都道府県知事に届け出なければならない。

2 第32条の2第2項の規定は、前項の規定による届出に準用する。

（廃止の届出）

第32条の8 採石業者は、その登録に係る都道府県の区域内において採石業を廃止したときは、遅滞なく、その旨をその登録をした都道府県知事に届け出なければならない。

（登録の失効）

第32条の9 採石業者が、その登録に係る都道府県の区域内において採石業を廃止したときは、その者に係る第32条の都道府県知事の登録は、その効力を失う。

（登録の取消し等）

第32条の10 都道府県知事は、その登録を受けた採石業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6箇月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第32条の4第1項第一号、第三号から第五号まで又は第七号のいずれかに該当することとなつたとき。

二 第32条の4第1項第六号に該当することとなつた場合において、その該当することとなつた日から2週間を経過してもなお同号に該当しているとき。

三 第32条の7第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 第33条の規定に違反して岩石の採取を行つたとき。

五 第33条の12の規定による認可の取消しを受けたとき。

六 不正の手段により第32条の登録を受けたとき。

2 都道府県知事は、前項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該処分に係る者に通知しなければならない。

(業務管理者の義務等)

第 32 条の 12 業務管理者は、岩石の採取に伴う災害の防止に関し経済産業省令で定める職務を誠実に行なわなければならない。

2 岩石の採取に従事する者は、業務管理者がその職務を行なうために必要であると認めてする指示に従わなければならない。

第 2 節 採取計画の認可等

(採取計画の認可)

第 33 条 採石業者は、岩石の採取を行おうとするときは、当該岩石の採取を行う場所（以下「岩石採取場」という。）ごとに採取計画を定め、当該岩石採取場の所在地を管轄する都道府県知事（当該所在地が地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域に属する場合にあつては、当該所在地を管轄する指定都市の長。以下この節並びに第 33 条の 17、第 34 条の 6 及び第 42 条から第 42 条の 2 の 2 までにおいて同じ。）の認可を受けなければならない。

(採取計画に定めるべき事項)

第 33 条の 2 前条の採取計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 岩石採取場の区域
- 二 採取をする岩石の種類及び数量並びにその採取の期間
- 三 岩石の採取の方法及び岩石の採取のための設備その他の施設に関する事項
- 四 岩石の採取に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、経済産業省令で定める事項

(認可の申請)

第 33 条の 3 第 33 条の認可を受けようとする採石業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 登録の年月日及び登録番号
- 三 採取計画

2 前項の申請書には、岩石採取場及びその周辺の状況を示す図面その他の経済産業省令で定める書類を添附しなければならない。

(認可の基準)

第 33 条の 4 都道府県知事は、第 33 条の認可の申請があつた場合において、当該申請に係る採取計画に基づいて行なう岩石の採取が他人に危害を及ぼし、公共の用に供する施設を損傷し、又は農業、林業若しくはその他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反すると認めるときは、同

条の認可をしてはならない。

(変更の認可等)

第 33 条の 5 第 33 条の認可を受けた採石業者は、当該認可に係る採取計画を変更しようとするときは、その認可をした都道府県知事の認可を受けなければならない。ただし、経済産業省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 第 33 条の認可を受けた採石業者は、当該認可に係る採取計画について前項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更をしようとするときは、その旨をその認可をした都道府県知事に届け出なければならない。

3 前条の規定は、第 1 項の規定による変更の認可に準用する。

4 第 33 条の認可を受けた採石業者は、第 33 条の 3 第 1 項第一号又は第二号の事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨をその認可をした都道府県知事に届け出なければならない。

(市町村長の意見の聴取等)

第 33 条の 6 都道府県知事は、第 33 条の認可又は前条第 1 項の規定による変更の認可に係る処分をする場合は、関係市町村長の意見をきくとともに、これらの処分をしたときは、その旨を当該関係市町村長に通報しなければならない。

(認可の条件)

第 33 条の 7 第 33 条の認可又は第 33 条の 5 第 1 項の規定による変更の認可には、条件を附することができる。

2 前項の条件は、認可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、認可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

(遵守義務)

第 33 条の 8 第 33 条の認可を受けた採石業者は、当該認可に係る採取計画（第 33 条の 5 第 1 項又は第 2 項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの。以下次条において「認可採取計画」という。）に従つて岩石の採取を行なわなければならない。

(認可採取計画の変更命令)

第 33 条の 9 都道府県知事は、認可採取計画に基づいて行なわれている岩石の採取が第 33 条の 4 に規定する要件に該当することとなると認めるときは、その認可を受けた採石業者に対し、当該認可採取計画を変更すべきことを命ずることができる。

(休止及び廃止の届出)

第 33 条の 10 第 33 条の認可を受けた採石業者は、当該認可に係る岩石採取場における岩石の採

取を引き続き6箇月以上休止しようとするとき、又は当該岩石の採取を廃止したときは、遅滞なく、その旨をその認可をした都道府県知事に届け出なければならない。

(認可の失効)

第33条の11 第33条の認可を受けた採石業者が当該認可に係る岩石採取場における岩石の採取を廃止したとき、又は第32条の10第1項の規定によりその登録を取り消されたときは、当該廃止した岩石採取場に係る第33条の認可又は当該取り消された登録に係る都道府県の区域内の岩石採取場に係る同条の認可は、その効力を失う。

(認可の取消し等)

第33条の12 都道府県知事は、第33条の認可を受けた採石業者が次の各号の一に該当するときは、その認可を取り消し、又は6箇月以内の期間を定めてその認可に係る岩石採取場における岩石の採取の停止を命ずることができる。

- 一 第33条の7第1項の条件に違反したとき。
- 二 第33条の8の規定に違反したとき。
- 三 第33条の9又は次条第1項の規定による命令に違反したとき。
- 四 不正の手段により第33条の認可を受けたとき。

(緊急措置命令等)

第33条の13 都道府県知事は、岩石の採取に伴う災害の防止のため緊急の必要があると認めるときは、採取計画についてその認可を受けた採石業者に対し、岩石の採取に伴う災害の防止のための必要な措置をとるべきこと又は岩石の採取を停止すべきことを命ずることができる。

2 都道府県知事は、第32条の規定に違反して採石業を行なった者又は第33条若しくは第33条の8の規定に違反して岩石の採取を行なった者に対し、採取跡の崩壊防止施設の設置その他岩石の採取に伴う災害の防止のための必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(市町村長の要請)

第33条の14 市町村長は、岩石の採取に伴う災害が発生するおそれがあると認めるときは、都道府県知事に対し、必要な措置を講ずべきことを要請することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による要請があつたときは、必要な調査を行ない、その結果必要があると認めるときは、第33条の9又は前条の規定による措置その他必要な措置を講じなければならない。

第3節 雑 則

(標識の掲示)

第33条の15 第33条の認可を受けた採石業者は、当該認可に係る岩石採取場の見やすい場所に、

経済産業省令で定めるところにより、氏名又は名称、登録番号その他の経済産業省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(譲渡したたい積物等の管理)

第 33 条の 16 第 33 条の認可を受けた採石業者は、当該認可に係る岩石採取場に係る廃土又は廃石のたい積したものその他の経済産業省令で定める物件については、これを譲渡し、又は放棄した後であつても、当該認可に係る採取計画に従つて災害の防止に関する措置を講じなければならない。

(岩石の採取を廃止した者に対する災害防止命令)

第 33 条の 17 都道府県知事は、第 33 条の認可を受けた採石業者が当該認可に係る岩石採取場における岩石の採取を廃止したときは、当該廃止した者に対し、当該廃止の日から 2 年間は、その者が当該岩石採取場において岩石の採取を行なつたことにより生ずる災害を防止するため必要な設備をすることを命ずることができる。

(帳簿の備付け等)

第 34 条の 2 採石業者は、経済産業省令で定めるところにより、帳簿を備え、その業務に関し経済産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(聴聞の特例)

第 34 条の 4 都道府県知事又は指定都市の長は、第 32 条の 10 第 1 項又は第 33 条の 12 の規定による命令をしようとするときは、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 13 条第 1 項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 第 32 条の 10 第 1 項又は第 33 条の 12 の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

3 前項の聴聞の主宰者は、行政手続法第 17 条第 1 項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

(適用除外)

第 34 条の 8 この章中業務管理者及び採取計画に関する部分の規定は、採石業であつて、採取する岩石の種類及び用途、岩石の採取の方法、岩石の採取に従事する者の数等により岩石の採取に伴う災害の発生するおそれがないと認められるものとして政令で定める業態のものを行なう者については、適用しない。

2 前項の政令を制定し、又は改廃する場合においては、政令の制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第 6 章 補 則

(報告及び検査)

第 42 条 経済産業大臣、経済産業局長又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、採石業者からその業務の状況に関する報告を徴し、又はその職員にその岩石採取場若しくは事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人に呈示しなければならない。

3 第 1 項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(国等に対する適用)

第 42 条の 2 この法律の規定は、第 3 章第 1 節、第 40 条及び次章の規定を除き、国及び地方公共団体に適用があるものとする。この場合においては、採石業を行なう国又は地方公共団体と都道府県知事との協議が成立することをもつて第 33 条の認可又は第 33 条の 5 の規定による変更の認可があつたものとみなす。

第 7 章 罰 則

第 43 条 次の各号の一に該当する者は、1 年以下の懲役若しくは 10 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第 32 条の規定に違反して採石業を行なつた者
- 二 第 32 条の 10 第 1 項、第 33 条の 12、第 33 条の 13 第 1 項若しくは第 2 項又は第 33 条の 17 の規定による命令に違反した者
- 三 第 33 条又は第 33 条の 8 の規定に違反して岩石の採取を行なつた者
- 四 第 33 条の 16 の規定に違反して災害の防止に関する措置を講じなかつた者

第 44 条 左の各号の一に該当する者は、3 万円以下の罰金に処する。

- 一 第 32 条の 7 第 1 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第 34 条の 2 の規定に違反して帳簿を備えず、同条に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者
- 三 第 42 条第 1 項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 四 第 42 条第 1 項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第 45 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前 2 条の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し相当の注意及び監督が尽されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

第 46 条 次の各号の一に該当する者は、1 万円以下の過料に処する。

- 一 第 32 条の 6 第 2 項、第 32 条の 8、第 33 条の 5 第 4 項又は第 33 条の 10 の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第 33 条の 15 の規定に違反した者

3 採石法施行令（昭和 46 年政令第 279 号） （抄）

（採取計画の認可等を要しない業態）

第 1 条 採石法（以下「法」という。）第 34 条の 8 第 1 項の政令で定める業態は、法第 2 条に規定する岩石のうちベントナイト、酸性白土、珪藻土、陶石、雲母及びひる石以外の岩石の採取であつて次の各号に掲げる要件に該当するものとする。

- 一 もつぱら砕石以外の石材の生産の用に供するため行なうもの
- 二 主として人力により露天掘りで行なうもの
- 三 岩石の採取に従事する者の数が 5 人以下であるもの

4 採石法施行規則（昭和 26 年通商産業省令第 6 号） （抄）

（登録の申請）

第 8 条 法第 32 条の 2 第 1 項の規定により法第 32 条の登録の申請をしようとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事に様式第 1 による申請書を提出しなければならない。

2 法第 32 条の 2 第 2 項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- 一 法第 32 条の登録を受けようとする者（以下本項において「申請者」という。）が法第 32 条の 4 第 1 項第一号から第五号まで及び第七号に該当しない者であることを誓約する書面
- 二 事務所に置く業務管理者が業務管理者試験に合格した者又は法第 32 条の 4 第 1 項第六号ロの規定による認定を受けた者であることを証する書面
- 三 事務所に置く業務管理者が法第 32 条の 4 第 1 項第一号から第四号までに該当しない者であることを誓約する書面
- 四 事務所に置く業務管理者が申請者又はその従業員（申請者が法人である場合には、その法人の業務を行う役員を含む。）であることを証する書面及び当該業務管理者の住民票（都道府県知事が住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 30 条の 8 第 1 項の規定により当該業務管理者に係る同法第 30 条の 5 第 1 項に規定する本人確認情報を利用することができないときに限る。）
- 五 申請者が法人である場合は、その法人の登記事項証明書
- 六 申請者（申請者が法人である場合には、その法人の業務を行う役員）及び事務所に置く業務管理者の生年月日を証する書面

（承継の届出）

第 8 条の 3 法第 32 条の 6 第 2 項の規定により採石業者の地位の承継の届出をしようとする者は、当該届出をしようとする者の登録をした都道府県知事に様式第 3 による届書を、当該承継に係る採石業の登録をした都道府県知事に様式第 4 による届書を提出しなければならない。

2 前項の届書には、次の書面を添付しなければならない。

- 一 法第 32 条の 6 第 1 項の規定により採石業者の事業の全部を譲り受けて採石業者の地位を

- 承継した者にあつては、様式第4の2による書面及び事業の全部の譲渡しがあつたことを証する書面
- 二 法第32条の6第1項の規定により採石業者の地位を承継した相続人であつて、2以上の相続人の全員の同意により選定されたものにあつては、様式第5による書面及び戸籍謄本
- 三 法第32条の6第1項の規定により採石業者の地位を承継した相続人であつて、前号の相続人以外のものにあつては、様式第6による書面及び戸籍謄本
- 四 法第32条の6第1項の規定により合併により採石業者の地位を承継した法人にあつては、その法人の登記事項証明書
- 五 法第32条の6第1項の規定により分割により採石業者の地位を承継した法人にあつては、様式第6の2による書面、事業の全部の承継があつたことを証する書面及びその法人の登記事項証明書
- 六 承継人が法第32条の4第1項第一号から第五号まで及び第七号に該当しないことを誓約する書面
- 七 承継人（承継人が法人である場合には、その法人の業務を行う役員）及び事務所におく業務管理者の生年月日を証する書面

（登録事項の変更の届出）

- 第8条の4 法第32条の7第1項の規定により変更の届出をしようとする者は、様式第7による届書を法第32条の登録をした都道府県知事に提出しなければならない。
- 2 前項の場合において、当該届出に係る変更が法人の業務を行なう役員に係るものであるときはそれらの者が法第32条の4第1項第一号から第四号までに該当しないことを誓約する書面及び第8条第2項第六号（当該変更に係るものに限る。）に掲げる書面、当該変更が業務管理者の変更または事務所の新設に係るものであるときは第8条第2項第二号から第四号まで及び第六号（当該変更に係るものに限る。）に掲げる書類を添附しなければならない。

（廃止の届出）

- 第8条の5 法第32条の8の規定により採石業の廃止の届出をしようとする者は、様式第8による届書を法第32条の登録をした都道府県知事に提出しなければならない。

（業務管理者の職務）

- 第8条の6 法第32条の12第1項の経済産業省令で定める業務管理者の職務は、次の各号に掲げるとおりとする。
- 一 採取計画の作成及び変更に参加すること。
- 二 岩石採取場において、認可採取計画に従つて岩石の採取及び災害の防止が行われるよう監督すること。
- 三 岩石の採取に従事する者に対する岩石の採取に伴う災害の防止に関する教育の計画の立案

若しくは実施又はその監督を行うこと。

四 法第 34 条の 2 の帳簿の記載及び法第 42 条の報告について監督すること。

五 岩石の採取に伴う災害が発生した場合に、その原因を調査し、及びその対策を講ずること。

(合格証等の再交付の手続)

第 8 条の 13 第 8 条の 10 の合格証または前条の認定証をよごし、損じ、または失なつてその再交付を受けようとする者は、様式第 14 による申請書に写真（手札形とし、申請前 6 月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名および年令を記載したもの）を添附して当該合格証または認定証の交付をした都道府県知事に提出しなければならない。

(採取計画に定めるべき事項)

第 8 条の 14 法第 33 条の 2 第五号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 岩石の賦存の状況
- 二 採取をする岩石の用途
- 三 廃土又は廃石のたい積の方法

(認可の申請)

第 8 条の 15 法第 33 条の 3 第 1 項の規定により法第 33 条の認可の申請をしようとする者は、様式第 15 による申請書を都道府県知事（岩石採取場の所在地が地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域に属する場合にあつては、当該所在地を管轄する指定都市の長。以下第 8 条の 16、第 8 条の 17 及び第 8 条の 18 において同じ。）に提出しなければならない。

2 法第 33 条の 3 第 2 項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- 一 岩石採取場の位置を示す縮尺 5 万分の 1 の地図
- 二 岩石採取場及びその周辺の状況を示す図面
- 三 掘採に係る土地の実測平面図
- 四 掘採に係る土地の実測縦断面図及び実測横断面図に当該土地の計画地盤面を記載したもの
- 五 法第 32 条の登録を受けていることを示す書面
- 六 岩石採取場を管理する事務所の名称及び所在地、当該事務所の業務管理者の氏名並びに当該業務管理者が当該岩石採取場において認可採取計画に従つて岩石の採取及び災害の防止が行われるよう監督するための計画を記載した書面
- 七 岩石採取場で岩石の採取を行うことについて申請者が権原を有すること又は権原を取得する見込みが十分であることを示す書面
- 八 岩石の採取に係る行為に関し、他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面
- 九 岩石採取場からの岩石の搬出の方法及び当該岩石採取場から国道又は都道府県道にいたる

- までの岩石の搬出の経路を記載した書面
- 十 採取跡における災害の防止のために必要な資金計画を記載した書面
- 十一 その他参考となる事項を記載した図面又は書面

(採取計画の変更の認可の申請)

第8条の16 法第33条の5第1項の規定により法第33条の認可を受けた採取計画の変更の認可の申請をしようとする者は、様式第16による申請書を当該採取計画の認可をした都道府県知事に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、前条第2項各号に掲げる図面または書面のうち採取計画の変更により記載内容の変更を必要とするものを添附しなければならない。

(軽微な変更)

第8条の16の2 法第33条の5第1項の経済産業省令で定める軽微な変更は、当該変更によって当該変更に係る採取計画に関し新たに災害が発生するおそれがないものとする。

- 2 前項の採取計画の軽微な変更の基準に関し必要な事項は、当該変更に係る採取計画の認可をした都道府県（岩石採取場の所在地が指定都市の区域に属する場合にあつては、当該所在地を管轄する指定都市。）の条例、規則その他の定めで定めることができる。

(氏名等の変更の届出)

第8条の17 法第33条の5第4項の規定により法第33条の3第1項第一号または第二号の事項について変更の届出をしようとする者は、様式第17による届書を法第33条の認可をした都道府県知事に提出しなければならない。

(休止及び廃止の届出等)

第8条の18 法第33条の10の規定により法第33条の認可に係る岩石採取場における岩石の採取の休止又は廃止の届出をしようとする者は、様式第18による届書を当該認可をした都道府県知事に提出しなければならない。

- 2 坑内掘りにより岩石の採取を行つた者が前項の届出を行うときは、同項の届書のほか、岩石の採取の休止又は廃止の際の土地の実測平面図、実測縦断面図及び実測横断面図（坑内掘りによる掘採に係るものに限る。）を提出しなければならない。

(標識の様式及び記載事項)

第8条の19 法第33条の15の規定により採石業者が掲げる標識は、様式第19によるものとする。

- 2 法第33条の15の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。
 - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

- 二 当該岩石採取場を管理する事務所の名称、所在地及び電話番号
- 三 登録年月日及び登録番号
- 四 当該岩石採取場に係る採取計画の認可年月日及び認可番号
- 五 採取をする岩石の種類、数量及びその採取の期間
- 六 掘採の方法及び掘採をする土地の面積
- 七 岩石の採取のための火薬類の使用の有無
- 八 岩石の採取のための機械の種類及び数
- 九 岩石採取場及びその周辺の状況を示す見取図
- 十 業務管理者の氏名

(経済産業省令で定める物件)

第8条の20 法第33条の16の経済産業省令で定める物件は、法第33条の認可に係る岩石採取場に係る廃土又は廃石のたい積したものとする。

(帳簿の記載)

第9条の2 採石業者は、岩石採取場を管理する事務所ごとに帳簿を備え、記載の日から2年間保存しなければならない。

2 法第34条の2の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 岩石採取場ごとの1日当たりの岩石の採取実績
- 二 業務管理者が当該岩石採取場において岩石の採取に従事する者を監督した日時及びその内容
- 三 廃土又は廃石の処理、汚濁水の処理、脱水ケーキの処理及び採取跡の崩壊防止施設の設置その他採取に伴う災害の防止のために講じた措置
- 四 岩石の採取に伴う災害が発生した場合にあつては、災害の状況、その原因及びそれに対して講じた措置

(電磁的方法による保存)

第9条の3 前条第2項各号に掲げる事項が、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもつて法第34条の2に規定する当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができる。

2 前項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

(報 告)

第 11 条 採石業者は、毎年 3 月末日までに、岩石採取場ごとに、経済産業大臣が告示で定める様式により、次に掲げる事項を記載した業務の状況に関する報告書を当該岩石採取場の所在地を管轄する経済産業局長に提出しなければならない。

- 一 採石業者の氏名又は名称及び住所
- 二 採取場の位置
- 三 採取する岩石の名称
- 四 岩石の採取の根拠となる権利の種類
- 五 製品の品目及び品目別の 1 年間の生産量
- 六 公益の保護のためにとつた措置

(申請書等の提出部数)

第 23 条 第 1 条から第 7 条まで、第 9 条、第 10 条の 4 または第 11 条の規定により提出する申請書その他の書類の部数は、正本 1 通および写し 1 通とする。

2 第 8 条、第 8 条の 3、第 8 条の 4 または第 8 条の 11 の規定により提出する申請書その他の書類の部数は、正本 1 通および写し 1 通とする。

3 第 8 条の 5、第 8 条の 9、第 8 条の 13、第 8 条の 17 又は第 8 条の 18 の規定により提出する届書その他の書類の部数は、正本 1 通とする。

4 第 8 条の 15 または第 8 条の 16 の規定により提出する申請書その他の書類の部数は、正本 1 通および当該岩石採取場が所在する市町村の数に 2 を加えた数の写しとする。

5 採石業の適正な実施の確保に関する条例（平成 18 年島根県条例第 25 号）

（目的）

第 1 条 この条例は、岩石の採取の事業について採石業者が講ずべき採取跡の措置その他必要な措置を定めることにより、岩石の採取に伴う災害を未然に防止し、及び岩石の採取の事業の健全な発達を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）岩石 採石法（昭和 25 年法律第 291 号。以下「法」という。）第 2 条に規定する岩石をいう。
- （2）岩石の採取 法第 10 条第 1 項第 3 号に規定する岩石の採取をいう。
- （3）採石業者 法第 32 条の登録を受けた者をいう。
- （4）岩石採取場 岩石の採取を行う場所（表土等のたい積を行う場所その他採取に付随する場所として知事が認めるものを含む。）をいう。
- （5）採取跡 採石業者が岩石採取場において、岩石の採取を行ったことにより、形質が変更された土地をいう。
- （6）採取跡の措置 採取跡における整地、緑化、施設の設置等であって法第 33 条の認可に係る採取計画（法第 33 条の 5 第 1 項又は第 2 項の規定による変更の認可又は届書があったときは、その変更後のもの。以下「認可採取計画」という。）に定められた岩石の採取の終了時に行うこととされた措置又はこれに準じた措置で規則で定めるものをいう。

（採石業者の責務）

第 3 条 採石業者は、岩石の採取に伴う災害を未然に防止するため、法及び法に基づく命令並びにこの条例を遵守し、適正な採取方法による採取を行い、並びに自然環境及び景観の保全に配慮した採取跡の措置を誠実に行わなければならない。

（保証人の設定及び義務）

第 4 条 法第 33 条の認可又は法第 33 条の 5 第 1 項の規定による変更の認可（以下「採取計画の認可」という。）を受けようとする採石業者は、規則で定めるところにより、採取跡の措置に係る保証人（以下「保証人」という。）を立てなければならない。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。

- （1）採取計画の認可に係る岩石の採取の期間が 1 年以内の場合
- （2）採石業者が、地方住宅供給公社、土地開発公社その他の規則で定める者である場合

3 保証人は、その被保証人たる採石業者による採取跡の措置を行うことが困難であると知事が認めるときは、速やかに、当該採石業者に代わって採取跡の措置を行わなければならない。

(保証人の要件)

第5条 保証人は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 採石業者を構成員とする法人であって、規則で定めるところにより、知事の承認を受けたもの
- (2) 現に採取計画の認可を受けている採石業者であって規則で定めるもの
- (3) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けて建設業を営む者であって規則で定めるもの

(保証の期間)

第6条 保証人の保証の期間は、その保証の対象となる岩石採取場に係る採取計画の認可を受けた日から、法第33条の10の規定による廃止の届出を知事が受理した日の翌日から起算して2年を経過する日までとする。

2 法第33条の10の規定による廃止の届出がない場合にあつては、保証人の保証の期間の終期は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日の翌日から起算して2年を経過する日までとする。ただし、当該保証の対象となる岩石採取場において、採石業者が採取計画の認可の期間の満了後引き続き岩石の採取を行おうとするときは、当該採取に係る法第33条の認可を受ける日の前日までとする。

- (1) 法第33条の11の規定により当該認可が失効したとき。当該認可が失効した日
- (2) 法第33条の12の規定により当該認可が取り消されたとき。当該認可が取り消された日
- (3) 前2号に掲げるもののほか、第4条第3項の規定に該当する場合で、規則で定めるところにより、保証人が採取跡の措置を完了した旨の届出を行ったとき。当該届出を知事が受理した日

(認可の申請)

第7条 採取計画の認可を受けようとする採石業者は、法第33条の3第1項又は採石法施行規則（昭和26年通商産業省令第6号）第8条の16第1項の申請書に、法第33条の3第2項又は同省令第8条の16第2項に規定するもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 岩石の採取に係る工程及び採取跡の措置に係る工程を示す書面
- (2) 保証人を立てていることを証する書面（第4条第2項に規定する場合を除く。）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める書類

(認可の期間)

第8条 採取計画の認可の期間は、10年を超えない範囲内で規則で定める期間とする。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、前項の採取計画の認可の期間を変更することができる。

- (1) 採石業者が法第 32 条の 10 第 1 項各号又は第 33 条の 12 各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (2) 岩石の採取に際し、関係法令による操業の停止、改善命令等の処分を受けたとき。
- (3) 第 10 条第 1 項の規定による新たな保証人を立てることができないとき。

(岩石採取場等の調査)

第 9 条 知事は、採取計画の認可を受けた採石業者（第 4 条第 3 項の規定に該当する場合にあっては、保証人。この条及び第 12 条において同じ。）が行う採取跡の措置について必要があると認めるときは、当該採石業者を立ち合わせて、その認可採取計画に定められている岩石採取場又は採取跡を調査することができる。

(保証人の変更の届出)

第 10 条 採取計画の認可を受けた採石業者は、その保証人が第 5 条各号に掲げる要件に該当しなくなったときは、新たな保証人を立てなければならない。

- 2 当該採石業者は、前項の規定その他の事由により、新たな保証人を立てた場合には、その日の翌日から起算して 30 日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、当該採石業者は、新たな保証人を立てることができないときは、その保証人が第 5 条各号に掲げる要件に該当しなくなった日の翌日から起算して 30 日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(採取状況等の報告)

第 11 条 採取計画の認可を受けた採石業者は、規則で定めるところにより、毎年、前年における岩石の採取の状況を知事に報告しなければならない。

- 2 岩石の採取又は搬出に伴い事故が発生したときは、採取計画の認可を受けた採石業者は、規則で定めるところにより、直ちに、その旨を知事に報告しなければならない。

(採取跡の措置)

第 12 条 採取計画の認可を受けた採石業者は、認可採取計画（第 4 条第 3 項の規定に該当する場合にあっては、規則で定める措置。次項において同じ。）に従って、採取跡の措置を行わなければならない。

- 2 採取計画の認可を受けた採石業者は、採取跡の措置が完了したときは、規則で定めるところにより、当該採取跡の措置が認可採取計画に定められた措置に適合する旨の知事の確認を受けなければならない。ただし、知事が、採取跡の状況等を総合的に勘案し、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(採石業者に対する指導及び助言)

第 13 条 知事は、採石業者に対し、適正に採取跡の措置が行われるよう必要な指導及び助言に努めるものとする。

(報告及び検査)

第 14 条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、採石業者から岩石の採取の状況その他必要な事項に関し報告をさせ、又はその職員に、採石業者に係る岩石採取場若しくは事務所に立ち入り、岩石の採取の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 知事は、第 5 条第 1 号の知事の承認に関し必要があると認めるときは、同号に掲げる法人からその業務若しくは財務の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該法人の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 前 2 項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 第 1 項及び第 2 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(国等に対する適用)

第 15 条 この条例の規定は、第 4 条から第 6 条まで、第 7 条第 2 号、第 8 条第 2 項第 3 号、第 10 条及び第 14 条第 2 項の規定を除き、法第 10 条第 1 項第 3 号に規定する採石業を行う国及び地方公共団体に適用があるものとする。この場合においては、法第 42 条の 2 に規定する協議が成立することをもって採取計画の認可があったものとみなす。

(委 任)

第 16 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 第 4 条から第 8 条まで及び第 10 条の規定は、この条例の施行の日以後にされる採取計画の認可の申請について適用する。

附 則 (平成 20 年条例第 24 号)

この条例は、公布の日から施行する。

6 採石業の適正な実施の確保に関する条例施行規則（平成 18 年島根県規則第 12 号）

（趣 旨）

第 1 条 この規則は、採石業の適正な実施の確保に関する条例（平成 18 年島根県条例第 25 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用 語）

第 2 条 この規則において使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

（採取跡の措置）

第 3 条 条例第 2 条第 6 号の規則で定める措置は、条例第 4 条第 3 項に規定する場合において保証人が計画を定めて行う措置であって、知事が認めたものとする。

（保証人の数）

第 4 条 採石法（昭和 25 年法律第 291 号。以下「法」という。）第 33 条の認可又は法第 33 条の 5 第 1 項の規定による変更の認可（以下「採取計画の認可」という。）を受けようとする採石業者は、条例第 4 条第 1 項の規定により採取跡の措置に係る保証人（以下「保証人」という。）を立てるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の保証人を立てなければならない。

（1）条例第 5 条第 1 号に掲げる者 1 人

（2）条例第 5 条第 2 号又は第 3 号に掲げる者 2 人

2 前項第 2 号の場合において、2 人の保証人のいずれもが条例第 5 条第 3 号に掲げる者であるときは、少なくとも 1 人は建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項第 2 号に掲げる者に係る同項の許可を受けた者（第 12 条において「第 2 号許可者」という。）でなければならない。

（保証人の設定を要しない採石業者）

第 5 条 条例第 4 条第 2 項第 2 号の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

（1）地方住宅供給公社

（2）土地開発公社

（保証団体の承認の申請）

第 6 条 条例第 5 条第 1 号の知事の承認を受けようとする法人は、保証団体承認申請書（様式第 1 号）により知事に申請しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（1）法人の定款又は寄附行為

（2）法人の構成員の名簿

- (3) 法人の登記事項証明書
- (4) 第8条各号に掲げる事業の実施計画書
- (5) 第8条第1号に掲げる保証に関する事業に係る資金計画書
- (6) 前項の規定による申請の日の属する事業年度の収支予算書

(承認の基準)

第7条 知事は、前条第1項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、条例第5条第1号の承認をするものとする。

- (1) 次条第1号に掲げる保証に関する事業を行うために必要な資力を有するものであること。
- (2) 第11条の規定により承認を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しない法人でないこと。

(保証団体の事業)

第8条 条例第5条第1号の知事の承認を受けた法人（以下「保証団体」という。）は、次に掲げる事業を行なうものとする。

- (1) 保証団体の構成員（以下この条及び第9条において「団体構成員」という。）の採取跡の措置に係る保証に関する事業
- (2) 団体構成員に対する岩石の採取に伴う災害を防止するための指導及び助成に関する事業
- (3) 団体構成員に対する岩石の採取に係る技術等の研修に関する事業

(変更の届出)

第9条 保証団体は、第6条に規定する書類の記載事項に変更があったときは、承認事項変更届出書（様式第2号）により、遅滞なく、知事に届け出なければならない。

(事業実績報告)

第10条 保証団体は、毎事業年度終了後3月以内に、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 当該事業年度の事業実績報告書及び収支決算書
- (2) 当該事業年度における団体構成員の異動状況報告書
- (3) 当該事業年度終了の日における法人の構成員の名簿
- (4) 当該事業年度終了の日における第8条第1号に掲げる保証に関する事業に係る資金の残高を証する書類
- (5) 翌事業年度の事業計画書及び収支予算書

(承認の取消し)

第 11 条 知事は、保証団体が次の各号のいずれかに該当するときは、当該保証団体の承認を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により条例第 5 条第 1 号の承認を受けたとき。
- (2) 条例第 14 条第 2 項に規定する書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けているとき。
- (3) 条例第 14 条第 2 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
- (4) 第 7 条各号に掲げる基準に適合しなくなったとき。

(保証人の要件)

第 12 条 条例第 5 条第 2 号の規則で定める採石業者は、次の各号のいずれにも該当する採石業者とする。

- (1) 島根県の区域内に所在する岩石採取場において、継続して 3 年以上岩石の採取を行った実績を有すること。
- (2) 他の採石業者の保証人になっていないこと。
- (3) 法又は法に基づく命令に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行効を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者でないこと。

2 条例第 5 条第 3 号の規則で定める者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 島根県建設工事請負契約競争入札参加資格審査要綱（平成 13 年島根県告示第 273 号）第 3 条の規定による知事の認定を受けている者で、島根県の区域内に営業所を有するもの
- (2) 土木一式工事、建築一式工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事又は造園工事のいずれかの建設工事に係る建設業法第 3 条第 1 項の許可を継続して 5 年以上受け、かつ、保証人となる日前 5 年間に当該許可を受けた建設工事の施工実績を有すること。
- (3) 第 2 号許可者でない場合であって、他の採石業者の保証人になっていないこと。

(完了の届出)

第 13 条 条例第 6 条第 2 項第 3 号の届出は、採取跡措置完了届出書（様式第 3 号）により行わなければならない。

(認可申請書の添付書類)

第 14 条 条例第 7 条第 2 号の書面は、岩石採取跡措置保証書（様式第 4 号）とする。

2 条例第 7 条第 3 号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、知事が必要がないと認めるときは、省略することができる。

- (1) 岩石採取場の土地調書
- (2) 土地の登記事項証明書

- (3) 公図の写し
- (4) 岩石採取場の面積計算書及び図面
- (5) 岩石採取区域の面積計算書及び図面
- (6) 岩石の採取の期間に係る岩石採取量に関する計算書
- (7) 岩石分析表の写し
- (8) 製品規格試験表の写し
- (9) 採掘規格図
- (10) 垂直残柱の強度計算書（坑内採掘の場合）
- (11) 採掘機械一覧表
- (12) 発破の規格に関する図面
- (13) 破碎選別系統図
- (14) 破碎設備及び選別機械の一覧表
- (15) 岩石採取場内の運搬系統図
- (16) 運搬機械一覧表
- (17) 次に掲げる事項を記載又は添付した災害防止に関する計画書
 - ア 土地の崩壊、亀裂、陥没、転石、落石等の防止措置
 - イ 騒音災害の防止措置
 - ウ 振動災害の防止措置
 - エ 粉じん災害の防止措置
 - オ 飛石災害の防止措置
 - カ 汚濁水の流出防止措置に係る汚濁水処理系統図（水洗水、降雨水等）、集水面積計算書及び集水区域の図面、汚濁水処理施設の設計書及び図面並びに排出水分析表
 - キ 廃土、廃石及び脱水ケーキの流出防止措置に係る廃土及び廃石の発生量計算書、たい積場の設計書及び図面、土留施設の設計書及び図面並びに埋立用地等を確保していることを証する書面及び埋立用地等の図面
 - ク 採取跡の措置
- (18) 地質図
- (19) 開発区域全体に係る岩石の賦存量に関する計算書
- (20) 試すい柱状図
- (21) 開発区域全体に係る計画図

（認可の期間）

第15条 条例第8条第1項の規則で定める期間（以下「認可の期間」という。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間以内で知事が定める期間とする。ただし、関係法令による許可若しくは認可の期間又は岩石の採取を行う土地の所有者若しくは管理者と

の間に締結した岩石採取に係る契約等の期間が次に掲げる期間に満たないときは、当該許可等の期間とする。

(1) 保証人を立てる場合であって、当該保証人が条例第5条第1号に掲げる者であるとき
3年

(2) 保証人を立てる場合であって、当該保証人が条例第5条第2号又は第3号に掲げる者であるとき
2年

(3) 保証人を立てない場合(次号に掲げる場合を除く。)
1年

(4) 国若しくは地方公共団体が採石業(法第10条第1項第3号に規定する採石業をいう。以下同じ。)を行う場合又は採石業者が第5条各号に掲げる者である場合
3年

2 前項の規定にかかわらず、現に採取計画の認可を受けている採石業者が、岩石の採取に当たり、法及び法に基づく命令並びに条例(以下この条において「法令等」という。)を遵守し、現場管理が優秀であると知事が認めるときは、当該認可の期間満了後引き続き当該岩石採取場において岩石の採取を行う場合の認可の期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間以内で知事が定める期間とすることができる。

(1) 保証人を立てる場合であって、当該保証人が条例第5条第1号に掲げる者あるとき
6年

(2) 保証人を立てる場合であって、当該保証人が条例第5条第2号又は第3号に掲げる者であるとき
5年

3 前2項の規定にかかわらず、現に5年以上の期間を有する採取計画の認可を受けている採石業者が、岩石の採取に当たり、法令等を遵守し、現場管理が特に優秀であると知事が認めるときは、当該認可の期間満了後引き続き当該岩石採取場において岩石の採取を行う場合の認可の期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間以内で知事が定める期間とすることができる。

(1) 保証人を立てる場合であって、当該保証人が条例第5条第1号に掲げる者であるとき
8年

(2) 保証人を立てる場合であって、当該保証人が条例第5条第2号又は第3号に掲げる者であるとき
7年

4 前3項の規定にかかわらず、現に7年以上の期間を有する採取計画の認可を受けている採石業者が、岩石の採取に当たり、法令等を遵守し、現場管理が特に優秀であり、かつ、採取跡の措置を適正に行った実績があると知事が認めるときは、当該認可の期間満了後引き続き当該岩石採取場において岩石の採取を行う場合の認可の期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間以内で知事が定める期間とすることができる。

(1) 保証人を立てる場合であって、当該保証人が条例第5条第1号に掲げる者であるとき
10年

(2) 保証人を立てる場合であって、当該保証人が条例第5条第2号又は第3号に掲げる者であるとき
9年

5 知事は、第1項第1号若しくは第2号又は前3項の規定の適用を受けた採石業者が、その認可の期間内において、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、遅滞なく、条例第8条第2項の規定により、残りの認可の期間を1年以内の期間に変更することができる。ただし、残りの認可の期間が1年より短い場合は、この限りでない。

(1) 当該岩石採取場又は採石業者が採取計画の認可を受けている別の岩石採取場（以下この条において「別の採取場」という。）において、事業又は採取の全部又は一部の停止を命ぜられたとき。

(2) 別の採取場において、法第33条の12の規定による認可の取消しを命ぜられたとき。

(3) 条例第8条第2項第2号に該当することとなったとき。

6 知事は、第2項から第4項までに規定する認可の期間の特例を受けた採石業者が、その認可の期間内において、条例第8条第2項第1号に該当することとなった場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、条例第8条第2項の規定により、残りの認可の期間を3年以内（保証人が条例第5条第2号又は第3号に掲げる者であるときは、2年以内）の期間に変更することができる。ただし、残りの認可の期間が当該期間より短い場合は、この限りでない。

(1) 法第33条の規定に違反して、岩石の採取を行った場合で、是正又は改善が図られたとき。

(2) 当該岩石採取場又は別の採取場において、法第33条の8の規定に違反して岩石の採取を行った場合で、是正又は改善が図られたとき。

7 知事は、前2項の規定による変更をするときは、その旨を当該採石業者に通知しなければならない。

8 第2項から第4項までに規定する認可の期間の特例に関し必要な事項は、別に定める。

（保証人の変更の届出）

第16条 条例第10条第2項の規定による届出は、保証人変更届出書（様式第5号）により行わなければならない。

2 前項の届出書には、第13条第1項に規定する書面を添付しなければならない。

3 知事は、条例第10条第3項の規定による届出があった場合において、条例第8条第2項の規定により認可の期間を前条第1項第3号に掲げる期間に変更するときは、その旨を当該届出に係る採石業者に通知しなければならない。

（採取状況等の報告）

第17条 採取計画の認可を受けた採石業者は、条例第11条第1項の規定により岩石の採取の状況について報告しようとするときは、岩石採取状況報告書（様式第6号）により、毎年6月末日までに行わなければならない。

- 2 前項の岩石採取状況報告書は、業務管理者（法第 32 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する者をいう。）が作成するものとする。ただし、国又は地方公共団体が採石業を行う場合は、この限りでない。
- 3 条例第 11 条第 2 項の規定による報告は、事故発生報告書（様式第 7 号）により行わなければならない。

（採取跡の措置）

第 18 条 条例第 12 条第 1 項の規則で定める措置は、第 3 条に規定する措置とする。

- 2 採取計画の認可を受けた採石業者は、採取跡の措置が完了したときは、その旨を知事に届け出て、その確認を受けなければならない。
- 3 前項の場合において、当該採石業者は、当該採取跡の措置が法第 33 条の認可に係る採取計画（法第 33 条の 5 第 1 項又は第 2 項の規定による変更の認可又は届出があったときは、その変更後のもの）に定められた措置に適合しないと知事が認めるときは、遅滞なく、必要な措置を行い、再度知事の確認を受けなければならない。

（身分証明書）

第 19 条 条例第 14 条第 3 項の身分を示す証明書は、様式第 8 号によるものとする。

（委 任）

第 20 条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年規則第 17 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年規則第 15 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の採石業の適切な実施の確保に関する条例施行規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式第1号（第6条関係）

保証団体承認申請書

年 月 日

島根県知事 様

主たる事務所の所在地 〒

名称及び代表者の氏名

電 話 番 号

採石業の適正な実施の確保に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第5条の規定により、保証団体としての承認を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 法人の設立年月日 年 月 日

2 添付書類

- (1) 法人の定款又は寄附行為
- (2) 法人の構成員の名簿
- (3) 法人の登記事項証明書
- (4) 規則第8条各号に掲げる事業の実施計画書
- (5) 規則第8条第1号に掲げる保証に関する事業に係る資金計画書
- (6) 申請の日の属する事業年度の収支予算書

様式第2号（第9条関係）

承認事項変更届出書

年 月 日

島根県知事 様

主たる事務所の所在地 〒
名称及び代表者の氏名
電 話 番 号

採石業の適正な実施の確保に関する条例施行規則第9条の規定により、承認に係る事項の変更について下記のとおり届け出ます。

記

1 変更の内容

変更事項	変 更 前	変 更 後

2 変更の理由

備考

- 1 変更事項に係る書類を添付すること。
- 2 記載しきれないときは、別紙に記載して、それを添付すること。

様式第3号（第13条関係）

採取跡措置完了届出書

年 月 日

島根県知事 様

保証人 住所 〒
名称
氏名
(法人にあつては、代表者の氏名)

保証人 住所 〒
名称
氏名
(法人にあつては、代表者の氏名)

採石業の適正な実施の確保に関する条例第6条第2項第3号の規定に基づき、採取跡の措置が完了したので、下記のとおり届け出ます。

記

1 採石業の適正な実施の確保に関する条例施行規則第3条に基づく採取跡の措置計画が認められた年月日 年 月 日

2 採取跡の措置の完了年月日 年 月 日

様式第4号（第14条関係）

岩石採取跡措置保証書

年 月 日

島根県知事

様

保証人 住所 〒

名称

氏名

㊟

（法人にあつては、代表者の氏名）

保証人 住所 〒

名称

氏名

㊟

（法人にあつては、代表者の氏名）

下記のとおり、岩石採取計画認可申請者が、当該採取計画に基づき岩石の採取を行うに当たり、採石業の適正な実施の確保に関する条例（以下「条例」という。）第2条第6号に規定する採取跡の措置を履行しない場合は、条例第4条第3項の規定に基づき、申請者に代わって、確実に履行することを保証します。

記

1 岩石採取計画認可申請者 住所

名称

氏名

（法人にあつては、代表者の氏名）

2 岩石採取計画（変更）認可申請年月日 年 月 日

3 保証に係る岩石採取場の区域

市

町

番地 他

筆

郡

村

4 採取する岩石の種類及び予定数量

5 保証期間 条例第6条に規定する期間

備考

- 1 保証人が採取跡の措置を履行しない場合に、県が代わって採取跡の措置を行ったときは、これによって生じた損害の賠償を保証人に対して請求することがある。
- 2 保証人が条例第5条第2号又は第3号に掲げる者である場合にあつては、次に掲げる書面を添付すること。
 - (1) この保証書の提出日前3月以内に求めた当該保証人の住民票の写し（法人にあつては、登記事項証明書）及び印鑑証明書（法人にあつては、代表者のもの）
 - (2) 当該保証人が条例第5条第2号の採石業者であること及び採石業の適正な実施の確保に関する条例施行規則第12条第1項の要件を満たしていること又は条例第5条第3号の建設業者であること及び同規則第12条第2項の要件を満たしていることを証する書面

様式第5号（第16条関係）

保証人変更届出書

年 月 日

島根県知事 様

主たる事務所の所在地 〒

名称及び代表者の氏名
電 話 番 号

採石業の適正な実施の確保に関する条例（以下「条例」という。）第10条第1項の規定により、新たな保証人を立てたので、同条第2項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1 保証に係る岩石採取場

区域 市 町 番地 他 筆
郡 村
採取計画の認可番号等 年 月 日付け指令 第 号の

2 変更した保証人の住所及び名称又は氏名

(1) 変更前

従前の保証人

住 所 〒
名 称
氏 名

（法人にあつては、代表者の氏名）

従前の保証人

住 所 〒
名 称
氏 名

（法人にあつては、代表者の氏名）

(2) 変更後

新たな保証人

住 所 〒
名 称
氏 名

（法人にあつては、代表者の氏名）

新たな保証人

住 所 〒
名 称
氏 名

（法人にあつては、代表者の氏名）

3 新たな保証人を立てた年月日 年 月 日

備考 保証人の変更が1人であっても、2人の保証人に係る岩石採取跡措置保証書を添付すること。ただし、次に掲げる書面は、新たな保証人についてのみ添付するものとする。

- (1) この届出書の提出日前3月以内に求めた当該保証人の住民票の写し（法人にあつては、登記事項証明書）及び印鑑証明書（法人にあつては、代表者に係るもの）
- (2) 当該保証人が条例第5条第2号又は第3号に掲げる者である場合にあっては、当該保証人が同条第2号の採石業者であること及び採石業の適正な実施の確保に関する条例施行規則第12条第1項の要件を満たしていること又は条例第5条第3号に規定する建設業者であること及び同規則第12条第2項の要件を満たしていることを証する書面

様式第6号（第17条関係）

岩石採取状況報告書

年 月 日

島根県知事 様

主たる事務所の所在地 千

名称及び代表者の氏名

電 話 番 号

業務管理者の氏名（作成者）

採石業の適正な実施の確保に関する条例第11条第1項の規定により、岩石の採取の状況について下記のとおり報告します。

記

1 岩石採取場

市 町
区域 番地 他 筆
郡 村
採取計画の認可番号等 年 月 日付け指令 第 号の
採取計画の認可期間 年 月 日～ 年 月 日

2 採取する岩石の種類及び予定数量

3 採取等の実施状況（ 年6月1日～ 年5月31日）

産出品目及び採取実績	品 目			
	年 間 実 績			
	認可期間累計			

4 添付書類

- (1) 採取状況等を示す図面（平面図、横断面図、縦横断面図等）
- (2) 現況写真、撮影位置図等

備考

- 1 業務管理者は、採取状況等を示す図面（平面図、横断面図、縦横断面図等）を、採取状況を着色する等の方法によりわかりやすく作成すること。
- 2 現況写真は、提出日前2月以内のものを添付すること。

事故発生報告書

年 月 日

島根県知事 様

主たる事務所の所在地 〒
名称及び代表者の氏名
電 話 番 号

採石業の適正な実施の確保に関する条例第11条第2項の規定により、岩石の採取又は搬出に伴う事故が発生したので、下記のとおり報告します。

記

1 岩石採取場

区域 市 町 郡 村 番地 他 筆
採取計画の認可番号等 年 月 日付け指令 第 号の
採取計画の認可期間 年 月 日～ 年 月 日

2 事故の状況

3 添付書類 事故の状況を示す図面、写真等

様式第 8 号（第 19 条関係）

（表面）

第	号	
身 分 証 明 書		
所属		
職名		
氏名		
<p>上記の者は、採石業の適正な実施の確保に関する条例（平成 18 年島根県条例第 25 号） 第 14 条第 3 項の規定に基づき、立入検査を行う職員であることを証明する。</p>		
年	月	日発行
島根県知事		印

（裏面）

<p>採石業の適正な実施の確保に関する条例（抜すい）</p> <p>（報告及び検査）</p> <p>第 14 条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、採石業者から岩石の採取の状況その他必要な事項に関し報告をさせ、又はその職員に、採石業者に係る岩石採取場若しくは事務所に立ち入り、岩石の採取の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 知事は、第 5 条第 1 号の知事の承認に関し必要があると認めるときは、同号に掲げる法人からその業務若しくは財務の状況に関し報告させ、又はその職員に、当該法人の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>3 前 2 項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。</p> <p>4 第 1 項及び第 2 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>

（縦 6 センチメートル、横 8.5 センチメートル）

7 岩石採取計画の認可の期間を定める要領（平成 18 年 10 月 1 日施行）

（目 的）

第 1 条 この要領は、採石法（昭和 25 年法律第 291 号。以下「法」という。）第 33 条の規定に基づく岩石採取計画の認可の期間について、採石業の適正な実施の確保に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第 15 条第 8 項の規定により、認可期間の特例を受ける申請手続き、特例措置適用基準等を定めるものとする。

（用 語）

第 2 条 この要領において使用する用語は、採石業の適正な実施の確保に関する条例（平成 18 年島根県条例第 25 号。以下「条例」という。）で使用する用語の例による。

（特例承認申請手続）

第 3 条 採石業者が規則第 15 条第 2 項、第 3 項又は第 4 項に規定する認可の期間の特例（以下「特例」という。）を受けようとするときは、岩石採取認可期間特例申請書（様式第 1 号、以下「特例承認申請書」という。）を当該岩石採取場の認可期間 7 か月前から 6 か月前までに知事に提出しなければならない。

ただし、特例承認申請書提出日以前 3 年間に規則第 15 条第 5 項各号又は第 6 項各号に該当する事実のある場合、第 4 条第 1 項の承認後提出される法第 33 条の 3 の申請書（以下「認可申請書」という。）に規則第 14 条第 1 項の岩石採取跡措置保証書（以下「保証書」という。）を添付する見込みがない場合には、特例の適用を受けることができない。

2 前項の申請を行おうとする者は、現在認可を受けている法第 33 条の認可に係る採取計画（法第 33 条の 5 第 1 項又は第 2 項の規定による変更の認可又は届出があったときは、その変更後のもの。以下「認可採取計画」という。）の遵守状況について、別表第 1 又は別表第 2 の自主点検項目により自主点検を行い、その結果を自主点検報告書（様式第 2 号）にまとめ、前項の特例承認申請書に添付しなければならない。

3 申請書は、第 4 条第 1 項の承認があったときには、承認を受けた年数以内の岩石採取計画の認可を知事に申請することができる。

（特例措置適用の基準）

第 4 条 知事は、特例承認申請書を受理したときは、現地調査を実施し、規則第 15 条第 2 項から第 4 項の規定及び次項から第 4 項の規定により、特例を適用させることが適当と認めるときは、岩石採取認可期間特定承認書（様式第 3 号）により承認するものとする。

2 規則第 15 条第 2 項の「現場管理が優秀であると知事が認めるとき」とは、次の各号に掲げる要件をすべて満たす場合とする。

（1）前条第 1 項ただし書に該当しないこと。

(2) 前条第2項の自主点検項目について、知事が指定した職員が現地を調査して評価した点数が次の要件をすべて満たすこと。

ア 別表第1又は別表第2の項目1から項目24で規定する評価点に1点及び0点がないこと

イ 評価点の平均が4.00以上であること

(3) 認可期間特例承認申請書提出日現在、当該申請者が当該岩石採取場において、すでに認可を受けている期間が3年以上であること。

- 3 規則第15条第3項の「現場管理が特に優秀であると知事が認めるとき」とは、前項各号に掲げる要件をすべて満たす場合であって、前項第2号イの評価点の平均が4.60以上であること。
- 4 規則第15条第4項に規定する「現場管理が特に優秀であり、かつ、採取跡の措置を適正に行った実績があると知事が認めるとき」とは、前項の要件をすべて満たす場合であって、自然環境及び景観の保全に配慮した採取跡の措置を行った実績がある場合をいう。
- 5 第1項の承認を受けた者において、承認を受けた日から次の認可日までの間に第3条第1項ただし書に該当する事実があった場合、若しくは認可の期間の特例を適用することが著しく不合理と認められる事実があった場合、又は承認後提出される採取計画認可申請書に保証書を添付しなかった場合には、知事は第1項の承認を取り消すことができる。
- 6 第1項の承認を受けた者において、承認を受けた日から次の認可日までの間に保証人の要件に変更があったときには、知事は規則第15条第2項から第4項の各号に掲げる区分に応じ、承認した期間以内の年数に変更することができる。

附 則

- 1 この要領は、平成18年10月1日から施行する。ただし、現認可の期限が平成19年4月1日以後となる岩石採取場の岩石採取計画の認可に対する特例承認申請に適用する。
- 2 「岩石採取計画の採取期間を定める要領の制定について」（平成7年4月3日付け企振発第294号島根県商工労働部長通知）は、廃止する。
- 3 この要領の施行日以前に承認した採取期間（認可期間）については、従前の例による。

附 則

この要領は、令和元年8月19日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

自主点検項目（坑内採掘の場合は、項目3～6について、別表2を使用すること。）

	項目	点数	評価
項目1	保全区域（保全区域を設ける必要のない箇所は境界とする。）の確保	5	認可採取計画のとおり確保している。
		3	認可採取計画の保全距離のほとんどを確保している。
		1	保全距離がほとんど確保されていない。
		0	保全距離が全く残っていない。又は、境界を越えて剥土若しくは採掘している。
項目2	表土除去の状況	5	樹根等の処理を含め、必要な範囲で表土除去を行っており、採掘に支障はない。
		3	樹根等の処理を含め、必要な範囲で表土除去を行っているが、除去法面の処理に一部問題がある。
		1	ほとんど除去せず、採掘にとりかかっている。
		0	表土の崩壊、流出がある。
項目3	崩壊及び転落石防止措置（崩壊及び転落石の可能性のある箇所のみとする。）	5	起砕岩石、表土、浮き石等が隣接地に崩壊するおそれのある箇所に必要な転落石防止施設、土留工、保護工及び、立入禁止措置等を施している。
		3	立入禁止措置及び危険表示等は施してあり、万一崩壊等が発生しても河川、道路等の公共施設及び民家等への影響はない。
		1	転落石防止施設等が十分でなく、万一崩壊等が発生した場合には、公共施設等の第三者への影響が懸念される。
		0	崩壊、転落石等が発生した。
項目4	採取途中のベンチ高さ	5	各ベンチ高さが認可採取計画の範囲内である。
		3	各ベンチ高さが認可採取計画を若干超えている箇所があるが、崩壊のおそれはない。
		1	各ベンチ高さが認可採取計画を超えた箇所があり、崩壊のおそれがある。
		0	ベンチが高すぎるために崩壊した。
項目5	採取途中の傾斜角	5	すべての掘削面の傾斜角が、認可採取計画の範囲内である。
		3	傾斜角が認可採取計画を若干超えている掘削面があるが、掘削面は安定している。
		1	傾斜角が認可採取計画を超えた法面があり、掘削面が不安定である。
		0	認可採取計画と異なる傾斜角であるため、掘削面が崩壊した。又は、オーバーハングとなっている箇所がある。
項目6	採取途中のベンチの幅	5	採取途中の各ベンチの幅が、認可採取計画を保持している。
		3	認可採取計画以下の幅の箇所があるが、採取作業に支障はなく、崩壊等のおそれはない。
		1	認可採取計画以下の幅の箇所があり、崩壊又は採取作業に支障を来すおそれがある。

		0	認可採取計画以下の幅の箇所があるため、崩壊した。又は、計画どおりベンチの幅を確保できなくなったため、認可採取計画の遵守が不可能となっている。
項目 7	破碎・選別・洗浄施設等	5	破碎・選別・洗浄施設等を、認可採取計画のとおり設置し、適正に管理している。
		3	認可採取計画どおりではないが、認可採取計画の範囲内で設置し、適正に管理している。
		1	認可採取計画外の機械・施設を設置しているが、管理は適正に実施している。又は、認可採取計画の範囲内であるが、管理が十分でない。
		0	認可採取計画外の機械・施設を設置しており、管理が十分でない。又は、機械・施設等の管理が十分でないため、地域住民から苦情等が出ている。
項目 8	沈殿槽までの集水路の整備	5	採取状況にあわせ認可採取計画の集水区域の水を集水できるようになっており、認可採取計画どおりの集水施設を設置し適正に管理している。
		3	採取状況に合わせ認可採取計画の集水区域の水を集水できるようになっているが、認可採取計画とは異なった集水施設を設置している。
		1	認可採取計画の集水施設がなく場内水が自然流下で沈殿槽に集まっている。
		0	場内水が直接場外へ流出している。
項目 9	沈砂（澱）池等の汚濁水処理能力	5	採石場の現況に応じ、場内水をすべて処理できる沈砂（澱）池等（シックナー等の汚濁水処理施設を含む。以下同じ。）を備え、降雨時等にも汚濁水を場外に排水したことはない。
		3	沈砂（澱）池等を備え、場内水をすべて処理できるようにしているものの、降雨時等には汚濁水を若干排水したことがあるが、苦情が発生したことはない。
		1	汚濁水の排水による苦情が発生した。又は、場内水をすべて処理できるだけの沈砂（澱）池等がない。
		0	沈砂（澱）池等がない。（形式的には設置しているが、処理能力がほとんど認められないものを含む。）又は、汚濁水の排水による災害が発生した。
項目 10	沈砂（澱）池等の防護柵等	5	認可採取計画どおりに防護柵が設置してあり、危険表示も十分である。
		3	認可採取計画どおりではないが、防護柵・危険表示は設置してあり、過失による事故は防止できる。
		1	形式的には設置しているが、効果は認められない。又は、部分的にしか設置していない。
		0	全く設置していない。（沈砂（澱）池等がない場合も含む。）

項目 11	沈砂（澱）池の浚渫、管理等	5	沈砂（澱）池が、認可採取計画のとおり設置されており適正に浚渫、管理されている。
		3	認可採取計画どおりの沈砂（澱）池は設置されていないが適正管理はなされている。
		1	沈砂（澱）池は設置しているが、有効水深がないため、処理能力がほとんど認められない。
		0	沈砂（澱）池がない。
項目 12	流末水路の状況	5	汚濁、破損等なし。
		3	汚濁等があるが軽微であり、苦情等は発生していない。
		1	下流に影響を及ぼす程度の汚濁等がある。又は、苦情が発生している。
		0	汚濁、破損等により、水路の機能を低下させている。
項目 13	粉じん災害の防止措置	5	認可採取計画に従い適正な措置を講じており、苦情等は発生していない。
		3	認可採取計画の履行状況は十分でなく、粉じんの発生が若干認められるが、外部への影響はなく、苦情も発生していない。
		1	認可採取計画を殆ど履行していない。又は、場外へ粉じんの堆積が認められる。又は、苦情が発生している。
		0	粉じんによる災害が発生した。
項目 14	飛石災害の防止措置（火薬類を使用する採石場に限る。）	5	認可採取計画に従い適正な措置を講じている。
		3	認可採取計画どおり履行していないが、事故・災害防止のための最低限の措置は講じている。
		1	認可採取計画の履行が十分でなく、事故・災害の発生が懸念される。
		0	飛石災害又は第三者の人身事故が発生した。
項目 15	場内搬出路の状況	5	認可採取計画どおり舗装、集・排水路及びグレーチング等を施工し、維持管理を適正に行っている。
		3	認可採取計画どおり施工しているが、維持管理がやや不十分である。
		1	維持管理が適正に行われていない。
		0	認可採取計画どおり施工していない。
項目 16	場外搬出路の状況	5	場外運搬車両による汚損はない。
		3	軽微な汚損があるが、清掃、補修等を実施し道路管理上の支障はない。
		1	汚損により道路管理者から指摘、指導等を受けた。又は、地元住民から苦情があった。
		0	汚損による災害が発生した。
項目 17	廃土・廃石・脱水ケーキたい積場（場外一時堆積も含む。）の設置及び管理	5	認可採取計画に従い、たい積している。
		3	認可採取計画とは若干異なる方法だが、認可採取計画の区域内にたい積しており、土留対策も適正に行われ、災害発生のおそれはない。

		1	認可採取計画とは相当異なる方法で認可採取計画の区域内にたい積しており、災害発生のおそれがある。
		0	認可採取計画区域外にたい積している。又は、すでにたい積に伴う災害が発生した。
項目 18	認可時における条件・指摘事項・現地調査時における指導(以下この項目において「指示」という。)の履行状況(現認可期間中に限定する。)	4	当該指示のとおり履行し、速やかに認可権者に報告した。
		3	当該指示のとおり履行したが、認可権者への報告が遅れた。又は、不可抗力により履行遅延している。
		1	採石業者の責に帰する事由により当該指示内容の一部が履行できなかった。
		0	当該指示事項を全く履行していない。
項目 19	採取計画の変更に伴う変更許可申請手続の履行状況(現認可期間内に限る。法第33条の9の規定に基づく変更命令による場合は、最高4点)	5 又は 4	採取計画の変更が必要となった場合には、あらかじめ速やかに岩石採取計画変更認可申請書(以下この項目において「申請書」という。)を提出し、認可後、変更計画に着手した。
		3	申請書の提出が変更計画着手より遅れたが、自主的に申請書を提出した。
		1	変更認可を受けずに変更計画に着手し、認可権者の指導後、申請書を提出した。
		0	変更認可を受けずに変更計画に着手し、認可権者の指導にもかかわらず、申請書を提出していない。
項目 20	標識の設置	5	法第33条の15の規定による標識(以下この項目において「認可標識」という。)を第三者にも確認可能な場所に設置している。
		3	認可標識を第三者に確認不可能な場所に設置している。又は、認識標識に記載すべき事項が欠落している標識(以下この項目において「不適格標識」という。)を第三者に確認可能な場所に設置している。
		1	不適格標識を第三者に確認不可能な場所に設置している。
		0	認可標識がない。
項目 21	帳簿の記載・備え付け	5	法第34条の2の規定による帳簿(以下この項目において「帳簿」という。)を備え付け、毎日適正に記載し、過去2年間の帳簿を保管している。
		3	帳簿を備え付け、2年前までの帳簿を保管しているが、記載内容が十分ではない。又は、必要事項は記載しているが2年前までの帳簿を保管していない。
		1	帳簿を備え付けているが、記載内容が十分でなく、2年前までの帳簿を保管していない。
		0	帳簿を備え付けていない。
項目 22	業務管理者等講習会の受講状況	5	直近3年間は毎年事業主又は業務管理者が受講している。
		3	直近3年間のうち2回受講している。

		1	直近3年間のうち1回受講している。
		0	直近3年間の受講実績はない。
項目 23	関係他法令の遵守状況	5	指摘・指導及び処分は全く受けていない。
		3	軽微な違反により口頭の指摘・指導を受けた。
		1	違反があり、文書による指摘・指導を受けた。
		0	違反により始末書の提出を求められた。
項目 24	業務管理者による説明	5	業務管理者が、特例承認申請の現地協議時に、計画について適正に説明を行うことができる。
		3	業務管理者が、特例承認申請の現地協議時に、計画について主体的に説明を行うことができる。
		1	業務管理者が、特例承認申請の現地協議時に同行し、計画について概ね説明を行うことができる。
		0	業務管理者が、特例承認申請の現地協議時に同行するのみで、計画について説明できない。

別表第2（第3条関係）

自主点検項目（坑内採掘の場合）

	項 目	点数	評 価
項目3	天盤の厚さ	5	天盤の厚さが認可採取計画以上である。
		3	天盤の厚さが認可採取計画以下の箇所があるが、採掘作業に支障はなく、崩壊等のおそれはない。
		1	天盤の厚さが認可採取計画以下の箇所があり、崩落等のおそれ又は採掘作業に支障を来すおそれがある。
		0	崩落、陥没、沈下等が発生した。
項目4	採掘幅又は長さ	5	採掘幅又は長さが認可採取計画の範囲内である。
		3	採掘幅又は長さが認可採取計画を超えている箇所があるが、採掘作業に支障はなく、崩壊等のおそれはない。
		1	採掘幅又は長さが認可採取計画を超えている箇所があり、崩壊等のおそれ又は採掘作業に支障を来すおそれがある。
		0	採掘幅又は長さが認可採取計画を超えている箇所があるため、崩壊した。又は、認可採取計画の範囲内の幅を確保できなくなったため、認可採取計画の遵守が不可能となっている。
項目5	採掘高さ	5	採掘高さが認可採取計画の範囲内である。
		3	採掘高さが認可採取計画を超えている箇所があるが、採掘作業に支障はなく、崩壊等のおそれはない。
		1	採掘高さが認可採取計画を超えている箇所があり、崩壊等のおそれ又は採掘作業に支障を来すおそれがある。
		0	採掘高さが認可採取計画を超えている箇所があるため、崩壊した。又は、認可採取計画の範囲内の高さを確保できなくなったため、認可採取計画の遵守が不可能となっている。
項目6	残柱の幅又は坑道の支保	5	残柱の幅が認可採取計画以上である。又は認可採取計画どおりの支保が設置されている。
		3	残柱の幅が認可採取計画以下の箇所、又は認可採取計画どおり支保が設置されていない箇所があるが、採掘作業に支障はなく、崩落等のおそれはない。
		1	残柱の幅が認可採取計画以下の箇所、又は認可採取計画どおり支保が設置されていない箇所があり、崩落等のおそれ又は採掘作業に支障を来すおそれがある。
		0	崩落、陥没、沈下等が発生した。

様式第1号（第3条関係）

岩石採取認可期間特例承認申請書

年 月 日

島根県知事 様

住 所 〒

氏名又は名称及び
法人にあつては、
その代表者の氏名

電話番号

岩石採取の認可の期間を定める要領第3条第1項の規定に基づき、下記のとおり認可の期間の特例を受けたいので申請します。

記

1 岩石採取場

市 町
区 域 大字 番地 他 筆
郡 村

現採取計画の認可番号等 年 月 日付け指令 第 号の
現採取計画の認可期間 年 月 日～ 年 月 日

2 採取岩石名 岩

- 3 希望する認可の期間 (1) 5年 : 6年 (規則第15条第2項)
(2) 7年 : 8年 (規則第15条第3項)
(3) 9年 : 10年 (規則第15条第4項)
(いずれかを○で囲む)

4 保証書添付見込み

(保証人の要件) 条例5条1項 有
条例5条2項又は3項 有
(いずれかを○で囲む)

5 添付書類 自主点検報告書、現況写真、写真撮影位置図

様式第2号（第3条関係）

自主点検報告書

岩石採取計画の認可の期間を定める要領第3条第2項の規定による自主点検を行ったので、報告します。

番号	点検項目		評価点					備考
			5	4	3	1	0	
1	切土及び採取方法	保全区域の確保		/				
2		表土除去の状況		/				
3		崩壊等防止措置（天盤の高さ）		/				
4		ベンチの高さ（採掘幅）		/				
5		採取面の傾斜角（採掘高さ）		/				
6		ベンチの幅（残柱の幅）等		/				
7	破砕・選別・洗浄施設等			/				
8	防災施設等	沈殿槽までの集水路の整備		/				
9		沈砂（澱）池等の汚濁水処理能力		/				
10		沈砂（澱）池等の防護柵等		/				
11		沈砂（澱）池等の浚渫管理等		/				
12		流末水路の状況		/				
13		粉じん災害の防止措置		/				
14	飛石災害の防止措置			/				
15	運搬	場内搬出路の状況		/				
16		場外搬出路の状況		/				
17	廃土・廃石等たい積場の設置及び管理			/				
18	認可時における条件等の履行状況		/					
19	変更認可申請手続の履行状況			/				
20	標識の設置			/				
21	帳簿の記載・備え付け			/				
22	業務管理者等講習会の受講状況			/				
23	関係他法令の遵守状況			/				
24	業務管理者による説明			/				
各評価点該当項目数			a					平均評価点 d (c ÷ b) . 点
			b					
評価点合計 c (a × b)								点

※平均評価点は小数点第3位以下切捨て

○災害防止のため特に講じた措置

点検実施日	年 月 日	点検者氏名	
-------	-------	-------	--

- 備考 1. 各項目ごとに該当評価点の欄に○印をすること。
2. 点検項目のうち、申請採取場に該当しないものは、評価点欄に斜線を記入すること。

(参考) 島根県土地利用対策要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この告示は、土地利用に関する問題を調整し、及び災害、公害等を防止するための開発協議に関し必要な事項に係る行政指導の手続を定めることにより、適正な開発事業の実施を確保し、もって県土の保全と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 開発事業 宅地の造成、土石の採取その他の土地の区画形質の変更(土地の区画の変更にあつては、当該土地の利用目的を著しく変更するものに限る。以下「開発行為」という。)に係る事業で、当該開発行為に係る区域(以下「開発区域」という。)の面積が1ヘクタール以上のものをいう。
- (2) 開発事業者 開発事業を行う者(請負契約その他の契約に基づいて開発事業が行われる場合にあっては、当該契約の注文者)をいう。

(県及び市町村の責務)

第3条 県及び市町村は、相互に協力して、適正な開発事業の実施を確保するために必要な範囲において、開発事業者に対し、適切な指導及び助言を行うものとする。

(開発事業者の責務)

第4条 開発事業者は、当該開発事業が次に掲げる要件を満たすように計画することによって、その適正な実施が確保されるようにしなければならない。

- (1) 土地利用基本計画(国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第9条第1項に規定する土地利用基本計画をいう。)その他の土地利用に関する計画に適合していること。
- (2) がけ崩れ、土砂の流出その他の災害が発生しないように、適切な措置が講ぜられていること。
- (3) 水質の汚濁、騒音等による公害が発生しないように、適切な措置が講ぜられていること。
- (4) 自然環境に著しい影響が及ばないように、十分な配慮がなされていること。
- (5) 開発事業に係る車両の通行等により開発区域の周辺の地域における生活環境が著しく変化しないように、適切な措置が講ぜられていること。
- (6) 農業、林業、漁業その他の産業に著しい影響が及ばないように、十分な配慮がなされていること。
- (7) 当該開発事業の実施につき必要な許可、認可等に係る基準に適合していること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、別に定める基準に適合していること。

(土地所有者の責務)

第5条 土地の所有者は、開発事業がその周辺の地域の自然環境及び生活環境に著しい変化をもたらすおそれがあることに鑑み、当該土地を開発事業の用に供するに当たっては、適正な土地利用が図られるように配慮しなければならない。

第2章 開発協議

(開発協議)

第6条 開発事業者は、開発事業を行おうとするときは、当該開発事業に係る許可の申請その他の法令に基づく手続を行う前に、当該事業計画について知事と協議しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する事業については、この限りでない。

- (1) 国若しくは地方公共団体又はこれらの出資に係る法人で別に定めるものが行う事業
- (2) 火災、風水害その他の非常災害のために必要な応急措置として行う事業
- (3) 公益性が高いと認められる事業で、当該事業につき第4条各号に掲げる事項の検討が総合的に行われていると知事が認めるもの

2 前項の協議(以下「開発協議」という。)をしようとする開発事業者は、開発協議書(様式第1号)を当該開発区域の所在する市町村の長(以下「所在市町村長」という。)を経由して知事に提出しなければならない。

3 開発協議書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 開発区域の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図
- (2) 開発区域及びその周辺の地域の現況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の図面及び写真
- (3) 開発行為に係る切土又は盛土の計画、施設の配置その他の事業計画の概要を明らかにした図面
- (4) 開発区域及びその周辺の地域の土地の公図
- (5) 開発区域内の土地の地番、地目、面積及び所有者を明らかにした書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書

(市町村に係る手続)

第7条 所在市町村長は、開発事業者から開発協議書等の提出があったときは、速やかに当該事業計画について検討し、当該開発事業に係る意見書(様式第2号)を添付して、知事に送付するものとする。

2 前項の場合において、所在市町村長は、当該開発事業の実施により当該市町村に隣接する市町村(以下「隣接市町村」という。)の区域内に公害等の被害が発生するおそれがあると認めるときは、当該隣接市町村の長の意見を求めるものとする。

(開発協議に係る通知等)

第8条 知事は、所在市町村長から開発協議書等の送付を受けたときは、速やかに当該事業計画について地区調整会議(島根県土地利用調整会議等設置規程(昭和60年島根県訓令第6号)第1条に規定する地区調整会議をいう。以下同じ。)の議に付すものとする。

- 2 前項の場合において、知事は、必要と認めるときは、所在市町村長に対し、当該隣接市町村の長の意見を求めるよう依頼するものとする。
- 3 知事は、地区調整会議付議後、必要に応じて当該事業計画について県調整会議(島根県土地利用調整会議等設置規程第1条に規定する県調整会議をいう。以下同じ。)の構成員から意見を聴いた上で、当該開発事業を実施するに当たって必要となる法令に基づく手続その他指導事項等(以下「指導事項等」という。)を当該開発協議を行った者に文書により通知するものとする。
- 4 知事は、前項の規定にかかわらず、地区調整会議に付議した開発事業が別に定めるものである場合は、地区調整会議付議後、速やかに当該地区調整会議の意見書(様式第3号)を添付して、当該事業計画について県調整会議の議に付し、指導事項等を当該開発協議を行った者に文書により通知するものとする。
- 5 前2項の場合において、当該開発協議を行った者に通知した指導事項等を所在市町村長及び前条第2項の規定により意見を求められた当該隣接市町村の長(以下「関係市町村長」という。)に通知するものとする。

(開発協議の有効期間)

第9条 前条第3項又は第4項の規定により指導事項等を通知した当該事業計画について、当該指導事項等を通知した日から起算して3年を経過する日までに開発事業者が工事に着手しない場合は、当該開発協議は、取り下げられたものとみなす。

(遵守義務)

第10条 開発事業者は、当該開発事業に係る第8条第3項又は第4項(第15条第2項において準用する場合を含む。)及び次条第2項(第12条第3項、第13条第2項、第14条第2項、第16条第2項及び第17条第2項において準用する場合を含む。)の通知に定める指導事項等を遵守して、当該開発事業を実施しなければならない。

第3章 着工届等

(着工届)

- 第11条 開発事業者は、当該開発事業に係る開発行為に着手しようとするときは、着工届(様式第4号)を所在市町村長を経由して知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、所在市町村長から着工届の送付を受けた場合において必要があると認めるときは、開発事業者に対し、追加の指導事項等を通知するものとする。

(中止届等)

第 12 条 開発事業者は、当該開発事業に係る開発行為を中止したときは、遅滞なく、中止届(様式第 5 号)を所在市町村長を経由して知事に提出しなければならない。

2 前項の規定により中止届を提出した開発事業者は、当該中止に係る開発行為を再開したときは、遅滞なく、再開届(様式第 6 号)を所在市町村長を経由して知事に提出しなければならない。

3 前条第 2 項の規定は、第 1 項の中止届又は前項の再開届が提出された場合について準用する。

(廃止届)

第 13 条 開発事業者は、当該開発事業を廃止したときは、遅滞なく、廃止届(様式第 7 号)を所在市町村長を経由して知事に提出しなければならない。

2 第 11 条第 2 項の規定は、前項の廃止届が提出された場合について準用する。

(完了届)

第 14 条 開発事業者は、当該開発事業を完了したときは、遅滞なく、完了届(様式第 8 号)を所在市町村長を経由して知事に提出しなければならない。

2 第 11 条第 2 項の規定は、前項の完了届が提出された場合について準用する。

第 4 章 変更手続

(変更協議)

第 15 条 開発事業者は、開発協議に係る事業計画について次に掲げる変更をしようとするときは、知事と協議しなければならない。

(1) 開発区域の拡大で、当該拡大に係る面積が当該拡大前の面積の 30 パーセント以上又は 1 ヘクタール以上であるもの

(2) 事業計画の変更で、開発区域の周辺の地域に著しい影響を及ぼすもの

2 第 2 章の規定は、前項の協議について準用する。この場合において、第 6 条第 2 項中「開発協議書(様式第 1 号)」とあるのは「変更協議書(様式第 9 号)」と、第 6 条第 3 項から第 8 条までの規定中「開発協議書」とあるのは「変更協議書」と読み替えるものとする。

(地位の承継)

第 16 条 開発協議を行った者から当該開発事業の実施に係る権原を取得した者は、遅滞なく、地位承継届(様式第 10 号)及び誓約書(様式第 11 号)を所在市町村長を経由して知事に提出しなければならない。

2 第 11 条第 2 項の規定は、前項の地位承継届及び誓約書が提出された場合について準用する。

(変更届)

第 17 条 開発事業者は、開発協議に係る事業計画の変更(前 2 条の規定に該当する変更を除く。)をしたときは、遅滞なく、変更届(様式第 12 号)を所在市町村長を経由して知事に提出しなければな

らない。

2 第 11 条第 2 項の規定は、前項の変更届が提出された場合について準用する。

第 5 章 事後指導等

(資料の提出等)

第 18 条 知事又は所在市町村長は、適正な開発事業の実施を確保するために必要な範囲において、開発事業者に対し、資料の提出を求め、又はその実施状況について報告を求めることができる。

(勧告)

第 19 条 知事又は所在市町村長は、開発事業の実施に当たって第 8 条第 3 項若しくは第 4 項(第 15 条第 2 項において準用する場合を含む。)又は第 11 条第 2 項(第 12 条第 3 項、第 13 条第 2 項、第 14 条第 2 項、第 16 条第 2 項及び第 17 条第 2 項において準用する場合を含む。)の通知に定める指導事項等が遵守されていない場合その他適正な開発事業の実施を確保するために必要と認める場合には、開発事業者に対し、当該指導事項等を遵守すべきことその他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(要綱違反に対する措置)

第 20 条 知事は、前条の規定による勧告に従わないで開発事業を実施している開発事業者に対しては、県調整会議の議に付し、必要な措置を採ることができる。

第 6 章 雑則

(運用方針)

第 21 条 県及び市町村並びに開発事業者は、相互に協力して、この告示に基づく手続の円滑かつ迅速な進行に努めなければならない。

(書類の提出部数)

第 22 条 この告示の規定に基づいて開発事業者が知事に提出する書類の提出部数は、正副 2 部とする。

(雑則)

第 23 条 この告示に定めるもののほか、この告示の実施に関し必要な事項は、別に定める。

II 採石法の適用及び解釈

1 「岩石」の定義（法第2条）について

- ① 母岩からの成因関係が明らかであって、母岩と同一の化学的性質を有するものは、砂利（砂及び玉石を含む。）である場合を除き、岩状でなくても（例えば「けつ岩」、「粘板岩」が風化、分解して粘土状で賦存しているような場合である。）岩石として取り扱う。

また、ある程度膠結した第三紀層のれき層、砂層又は耐火度が低く、鉍物に該当しない耐火粘土は石として取り扱う。

- ② 玉石とは直径 30cm 以下のものをいう。(砂利採取法の取扱基準)ので、これを超える岩魂は、岩石として採石法の適用を受ける。

2 「採石業」（法第10条第1項第三号）について

- ① 「採石業」とは、営利、非営利に関係なく、岩石の採取を事業目的として反復継続して行う態様のものをいう。

したがって、例えば個人が一時的に観賞用の庭石を採取する行為は、採石業に該当しない。

また、人格の主体が個人であると、会社、公社、公団その他地方公共団体であるかを問わず、本来の事業目的達成のため、副次的に行う岩石の採取行為が、社会通念からみて、採石業の実施とみなされる程度の規模、継続性及びこれに付随する行為、例えば工事現場において土地から分離された岩石を、販売若しくは他の場所において使用する行為が伴えば、当該岩石の採取行為は採石業に該当する。

- ② 岩石採取と同時に、その採取場所と社会通念上一体と認識される場所において加工作業を行っている場合には、岩石の加工部門を含め（買石加工が多い場合を含む。）採石業と考えるが、岩石の加工または販売のみを行っている場合は、採石業に該当しない。

- ③ 観賞用として転石を採取する場合であっても、それが大規模（事業としての態様を呈する程度、前掲①参照。）に行われるようなときは採石法の適用を受ける。

れき岩状のものなかの玉石のみを採取する場合は、岩石ではなく玉石の採取であるので砂利採取法の適用を受ける。

3 登録の取消し等（法第32条の10）について

「事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる」とは、登録行政庁の裁量により、全部または特定の岩石採取場について、制裁としての事業停止を命ずることができるという意味である。

4 業務管理者の義務等（法第32条の12）について

採石法施行規則第8条の6関係

- ① 「採取計画の作成及び変更に参加」とは、採石業者が採取計画の作成を行う際、業務管理者がその採取計画の企画、立案又は変更について災害防止の観点から意見を述べることである。
- ② 「監督」とは、他の従業員に対し、第二号から第四号までの事項について、岩石採取に係る災害防止の観点から必要に応じ指示、命令することである。
- ③ 「岩石の採取に従事する者」には、作業員のみならず採石業者も含まれる。

5 採取計画の認可（法第 33 条）について

- ① 採石業者が本条の規定に基づく採取計画の認可を受けずに岩石の採取を行った場合は、法第 32 条の 10（登録の取消し等）に規定する採石業者の登録の取消し要件に該当する。
- ② 「採石業者」とは、法第 32 条の登録を受けた者をいう。
- ③ 「岩石採取場」とは、法第 10 条第 1 項第三号に規定する「岩石の採取」を行う場所をいい、公有地であるか私有地であるかを問わない。

また、その地域的な範囲は、原則として岩石採取切羽と同一敷地の範囲であるが、岩石採取の地点に近接する砕石プラント等については、社会通念上一体として認識されるものは、一岩石採取場として取り扱って差し支えない。

6 認可の申請（法第 33 条の 3）について

採石法施行規則第 8 条の 15 関係

- ① 第 2 項第二号の「岩石採取場及びその周辺の状況を示す図面」については例えば次に示す事項を表示する図面である。
 - (ア) 切羽の位置
 - (イ) 廃土又は廃石のたい積場の位置
 - (ウ) 災害防止設備の設置場所
 - (エ) 岩石採取場並びにその周辺約 300m 程度の範囲内に存する河川、道路その他の公共の用に供する施設、家屋その他の建物の位置及び農業用施設等
- ② 第 2 項第五号の「法第 32 条の登録を受けていることを示す書面」とは、法第 32 条の 3 第 2 項の規定に基づく都道府県知事の登録済通知書を複写したものである。
- ③ 第 2 項第七号の「権原を有することを示す書面」とは、次のような書面である。
 - (ア) 自己の土地で岩石の採取を行おうとするときは、当該土地に係る登記事項証明書
 - (イ) 他人の土地で岩石の採取を行おうとするときは、当該土地において岩石を採取する旨を内容とする土地所有権者、その他土地に関し第三者に対抗する権利を有する者等と申請者との間の契約書、若しくは同意書の写し。また、「権原を取得する見込みが十分であることを示す書面」とは、例えば当該土地の売買の予約が成立しているような場合における予約契約書の写しなどをいう。
- ④ 第 2 項第八号の「その処分を受けていることを示す書面」とは、許可、認可、その他の処分を行った行政庁が発行した証明書もしくは許可証等の写し、または許可証若しくは許可通知書

等を複写したものをいう。

この場合、処分があったか否かを示すだけでなく、当該処分の内容（例えば採取の数量、採取の期間）をも明らかに示す書面でなくてはならない。

また「受ける見込みに関する書面」とは、他の行政庁に提出した許可、認可その他の処分を受けるための申請書等の写しをいう。

- ⑤ 第2項第九号の「岩石の搬出の方法及び岩石の搬出の経路を記載した書面」には、採石業者自身が岩石を搬出する場合のみならず、採石業者から岩石を購入する者又は運送業者が岩石を搬出する場合についても記載するものとする。

なお、「岩石の搬出の方法」とは、岩石を搬出する主体、岩石運搬車の種類、岩石運搬車の1日当たりの台数等をいう。

- ⑥ 第2項第十号の「採取跡における災害の防止のために必要な資金計画を記載した書面」とは、採取計画に定められているのり面保護工事、植栽等の採取跡における災害防止のための措置に必要な工事費用と、その工事費用の確保の方法が記載されている書面とし、様式は任意とする。
- ⑦ 第2項第十一号の「その他参考となる事項を記載した図面又は書面」とは、例えば次に掲げるようなものをいう。

(ア) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第18条の3（基準遵守義務）の規定の適用を受ける者にあつては、当該基準を遵守できる旨の説明を記載した書面及び図面

(イ) 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第3条（排水基準）に規定する排水基準を遵守できる旨の説明を記載した書面及び図面

(ウ) 国道又は都道府県道に至るまでに私道を通行する場合には、当該道路を通行する権限を有することを証する書面

7 認可の基準（法第33条の4）について

- ① 「公共の用に供する施設」とは、具体的には、例えば、法第10条第1項第一号に例記されている物件などをいう。

また、公共の用に供する施設か否かについては、当該施設の所有権又は管理権の帰属いかんによるのではなく、一般不特定多数の用に供されるものであるか否かによって判断される。

- ② 「損傷」とは、物理的な破壊に止まらず、効用の破壊をも含む。
- ③ 一人の業務管理者が、当該事務所に係る数ヶ所の岩石採取場の業務管理者となる結果、法第32条の12において規定するその職務を事実上十分に遂行することができないと認められる採取計画については、許可をしないこととする。
- ④ 申請のあった採取計画については、本条の認可基準により内容を審査する場合の具体的な技術基準の参考として「採石技術指導基準書」（平成15年版）が作成されている。

8 変更の認可等（法第33条の5）について

- ① 「採取計画の変更」とは、例えば岩石採取場の区域の変更、岩石の種類の変更、採取量の増

加、(採取期間の延長、)採取の方法の変更等法第33条の2及び規則第8条の14に規定する採取計画の内容を変更することである。

一般的には、岩石採取場の区域が拡張した結果、従来の事業実施の態様が抜本的に変更される場合、すなわち採取の方法、災害防止設備等が全く一新される場合には新規の岩石採取場として法第33条の認可を必要とするが、その他の場合は、すべて本条の変更の認可で足りるとして取り扱っても支障はない。

- ② 「軽微な変更」については、採取計画の変更はすべて第1項の規定に基づき「変更」の認可を必要とするが、(ア)機械設備を全く同じ型式のものに置き換える場合、(イ)当該採石場を管理する採石業務管理者を変更する場合、(ウ)採取期間の短縮又は採取量の減少を行うが、その他の事項については全く変更しない場合、本条の「変更」に該当しない。

9 緊急措置命令等(法第33条の13)について

- ① 「第1項」について

第1項の緊急措置命令は、災害の防止のため緊急の必要がある場合にのみ発動できる。採石業者がこの命令を受けると直ちに必要な措置を講じる義務を生じ、これに違反すると採取計画の認可の取消し等の対象となり(法第33条の12)、登録の取消しの対象となり(法第32条の10)、また、1年以下の懲役に処せられる等の強力な効果が発生するので、命令発動の要件は厳重になっている。

災害の発生するおそれはあるが、時間的なゆとりがある場合は法第33条の9の規定による変更命令を発動することになる。

- ② 「第2項」について

本項による命令は、第1項による命令と違い「岩石の採取を停止」を命ずることができるとは規定されていない。法第33条の8(遵守義務)の規定に違反している者に対しては、法第33条の12の規定により岩石の採取を停止させることができる。しかし法第32条の規定に違反して採石業を行った者に対しては「岩石の採取の停止」を命ずることができないのは、そもそも本法の適用外にいる者であるからである。

III 登録関係手続きについて

1 登録手続き概要

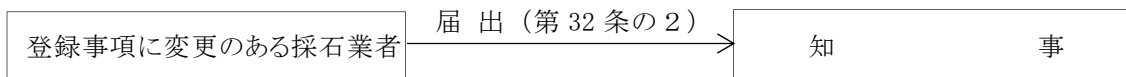
(1) 登録 (第 32 条)



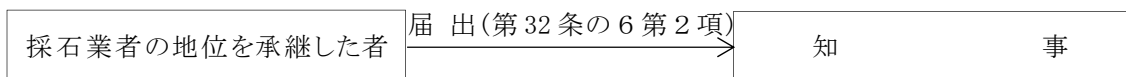
登録事項

- 1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- 2 事務所の名称及び所在地並びにその事務所に置く採石業務管理者の氏名
- 3 法人にあってはその業務を行う役員の氏名

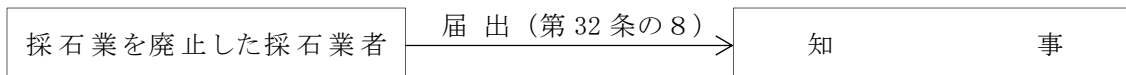
(2) 変更届 (第 32 条の 7)



(3) 承継届 (第 32 条の 6)



(4) 廃止届 (第 32 条の 8)



2 登録関係申請書・届出書等

① 採石業者登録申請書

ア 申請書 様式第1

手数料条例に定める金額の島根県収入証紙を貼付し、消印はしないこと。

イ 添付書類

1	申請者の誓約書	○	様式第1-2	
2	業務管理者試験合格証の写し	○		
3	業務管理者の誓約書	○	様式第1-3	
4	業務管理者雇用証明書	○	〃 1-4	
5	業務管理者の住民票	△	※県内在住者は省略可	
6	登記事項証明書	△		法人の場合
7	役員及び業務主任者等名簿	○	様式第15	

(注) ○印は必ず添付し、△印は必要に応じて添付すること。

② 登録事項変更届書

ア 届書 様式第7

イ 添付書類

1	申請者の誓約書	△	様式第1-2	代表者、役員の変更
2	業務管理者試験合格証の写し	△		業務管理者の変更又は事務所の新設
3	業務管理者の誓約書	△	様式第1-3	
4	業務管理者雇用証明書	△	〃 1-4	
5	業務管理者の住民票	△	※県内在住者は省略可	
6	登記事項証明書	△		
7	役員及び業務管理者等名簿	○	様式第15	

(注) ○印は必ず添付し、△印は必要に応じて添付すること。

③ 採石業廃止届書

ア 届 書 様式第 8

イ 添付書類

登 録 証

④ 業務管理者試験合格証再交付申請書

ア 申 請 書 様式第 14

イ 添付書類 写真 1 枚

⑤ 採石業者登録証再交付申請書

ア 申 請 書 様式第 1 - 6

⑥ 採石業承継届書

様式第 3、様式第 4

添付書類

ア 事業の全部を譲り受けた場合

1 採石業者事業譲渡証明書 様式第 4 の 2

2 事業の全部の譲渡しがあつたことを証する書面（譲渡契約書、又は譲受人が土地等の
権限を有する書面）

3 誓約書 様式第 1 - 2

イ 相続の場合

1 採石業者相続同意証明書 様式第 5（2 以上の相続人全員の同意により選定された場
合）

2 採石業者相続証明書 様式第 6（それ以外の場合）

3 誓約書 様式第 1 - 2

ウ 合併の場合

1 合併後の法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

2 誓約書 様式第 1 - 2

エ 分割の場合

1 採石業者事業承継証明書 様式第 6 の 2

2 事業の全部の譲渡しがあつたことを証する書面（譲渡契約書、又は譲受人が土地等の
権限を有する書面）

3 分割後の法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

3 登録関係様式

用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

別紙様式第 1 から第 14 のとおりとする。

様式第 1

収入証紙 はり付け欄 (消印をし ないこと)

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	年 月 日
×登録番号	

(×印の項は、記載しないこと)

採石業者登録申請書

島根県知事 様

年 月 日

(〒 -)

住 所

ふりがな
氏名又は名称及び
法人にあつては、
その代表者のふりがな氏名

電話番号 (- -)

採石法第 32 条の登録を受けたいので、同法第 32 条の 2 第 1 項の規定に基づき、次のとおり申請します。

1 事務所の名称及びその所在地

名 称

所在地

2 その事務所に置く業務管理者のふりがな氏名

3 法人にあつては、その業務を行う役員ふりがなの氏名

(備考)

- 1 本県以外で業者登録を行っている場合は、「事務所の名称及びその所在地」欄には本申請の事務所だけでなく、現在登録されている他県の事務所についても全て記載すること。
- 2 上記の事務所が多数にわたり記載できない場合は、別紙に記載し本申請書に添付すること。
- 3 業務を行う役員ふりがなの氏名は、法人の登記簿に記載されている役員をすべて記入すること。
ただし、監査役は除く。

誓約書

年 月 日

島根県知事 様

(〒 -)

住 所

登録申請者名

採石法第32条の4第1項第1号から第5号まで及び第7号に規定されている下記欠格要件に該当しないことを誓約します。

なお、事実と相違していた場合は登録を取り消されても異議を申しません。

記

- 1 採石法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者(第1号)
- 2 第32条の10第1項の規定により登録を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者(第2号)
- 3 第32条の登録を受けた者(以下「採石業者」という。)であつて法人であるものが第32条の10第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前30日以内にその採石業者の業務を行う役員であつた者でその処分のあつた日から2年を経過しないもの(第3号)
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(第7号において「暴力団員等」という。)(第4号)
- 5 法人であつて、その業務を行う役員のうち前各号のいずれに該当する者があるもの(第5号)
- 6 暴力団員等がその事業活動を支配する者(第7号)

誓約書

年 月 日

島根県知事 様

(〒 -)

住 所

業務管理者名

採石法第32条の4第1項第1号から第4号までに規定されている下記欠格要件に該当しないことを誓約します。

記

- 1 採石法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者(第1号)
- 2 第32条の10第1項の規定により登録を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者(第2号)
- 3 第32条の登録を受けた者(以下「採石業者」という。)であつて法人であるものが第32条の10第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前30日以内にその採石業者の業務を行う役員であつた者でその処分のあつた日から2年を経過しないもの(第3号)
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から5年を経過しない者(第4号)

業務管理者雇用証明書

下記の者は登録申請者の従業員であることに相違ありません。

なお、事実と相違していた場合は登録を取り消されても異議を申しません。

年 月 日

住 所

登録申請者名

島根県知事 様

記

業務管理者名	従事する 事務所名	生年月日	合格証又は認定証の番号	区 分	
				本人	役員
		昭和・平成・令和 年 月 日	合格・認定 県 第 号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		昭和・平成・令和 年 月 日	合格・認定 県 第 号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		昭和・平成・令和 年 月 日	合格・認定 県 第 号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

- (備考) 1 合格・認定のいずれかを○で囲むこと。 2 区分欄は○印で区分すること。
- (添付書類) 1 業務管理者の住民票。 2 業務管理者の業務管理者試験合格証
又は認定証の写し

様式第3

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

(×印の項は、記載しないこと)

採石業承継届書

年 月 日

島根県知事 様

ふりがな
 氏名又は名称及び
 法人にあつては、
 その代表者のふりがな氏名

採石法第32条の6第2項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

承継の原因		
被承継者に関する事項	<small>ふりがな</small> 氏名又は名称	
	法人にあつては、その代表者の <small>ふりがな</small> 氏名	
	住 所	
	法第32条の登録を受けた年月日及び登録番号	
	事務所の名称及び所在地	
	業務管理者の <small>ふりがな</small> 氏名	
承継者に関する事項	登録年月日及び登録番号	
	事務所の名称及び所在地	
	業務管理者の <small>ふりがな</small> 氏名	

様式第4

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

(×印の項は、記載しないこと)

採石業承継届書

年 月 日

島根県知事 様

ふりがな
氏名又は名称及び
法人にあつては、
その代表者のふりがな氏名

採石法第32条の6第2項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

承継の原因	
被承継者が法第32条の登録を受けた年月日及びその登録番号	
承継者が法第32条の登録を受けた年月日及びその登録番号	

様式第4の2

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

(×印の項は、記載しないこと)

採石業者事業譲渡証明書

年 月 日

島根県知事 様

譲り渡した者 ふりがな 氏名又は名称及び法人に
あつては、その代表者のふりがな氏名

住所

譲り受けた者 ふりがな 氏名又は名称及び法人に
あつては、その代表者のふりがな氏名

住所

次のとおり採石業者の事業の全部の譲渡がありましたことを証明します。

1 譲り渡した者の登録年月日及び登録番号

2 譲渡しの年月日

(備考) 事業の全部の譲渡があつたことを証する書面を添付すること。(譲渡契約書等)

様式第5

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

(×印の項は、記載しないこと)

採石業者相続同意証明書

年 月 日

島根県知事 様

住 所

証明者^{ふりがな}氏名

次のとおり採石業者について相続がありましたことを証明します。

- 1 被相続人^{ふりがな}の氏名及び住所
- 2 登録の年月日
- 3 登録番号
- 4 採石業者の地位を承継するものとして選定された者^{ふりがな}の氏名及び住所
- 5 相続開始の年月日

(備考) 証明者^{ふりがな}氏名の項は、採石業者の地位を承継するものとして選定された者以外の相続人全員が記載すること。

様式第6

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

(×印の項は、記載しないこと)

採石業者相続証明書

年 月 日

島根県知事 様

住 所

証明者氏名^{ふりがな}

次のとおり採石業者について相続がありましたことを証明します。

- 1 被相続人の氏名^{ふりがな}及び住所
- 2 登録年月日
- 3 登録番号
- 4 採石業者の地位を承継した者の氏名^{ふりがな}及び住所
- 5 相続開始の年月日

(備考)証明者は、2人以上とすること。

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

(×印の項は、記載しないこと)

採石業者事業承継証明書

年 月 日

島根県知事 様

住 所

証明者^{ふりがな}氏名

次のとおり分割により採石業者の事業の全部の承継がありましたことを証明します。

- 1 被承継者の登録の年月日及び登録番号
- 2 承継の年月日

様式第7

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

(×印の項は、記載しないこと)

登録事項変更届書

年 月 日

島根県知事 様

住所

ふりがな
氏名又は名称及び
法人にあつては、

ふりがな
その代表者の氏名

(電話番号 — —)
登録番号 第 号

採石法第32条の7第1項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

1 変更事項の内容

従前の内容	変更後の内容

2 変更の年月日 年 月 日

3 変更の理由

(添付書類)

- 1 業務管理者の変更: 役員及び業務管理者等名簿、誓約書、雇用証明書、住民票(県内在住者は添付省略可)、及び業務管理者試験合格証の写。
- 2 法人の場合: 役員の変更にあつては役員及び業務管理者等名簿、登記簿謄本(履歴事項全部証明書)、誓約書。
- 3 法人の業務を行う役員若しくは業務管理者の変更又は事務所の新設に係る変更であるときは、当該役員又は業務管理者の氏名にふりがなを付すこと。

様式第8

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

(×印の項は、記載しないこと)

採石業廃止届書

年 月 日

島根県知事 様

住 所

氏名又は名称及び
法人にあつては、
その代表者の氏名

(電話番号 ー ー)

採石法第32条の8の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

1 登録の年月日及び登録番号

年 月 日 第 号

2 事業を廃止した年月日

年 月 日

3 事業を廃止した理由

(備 考)登録証を添付すること。

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日
×再交付年月日	年 月 日

(×印の項は、記載しないこと)

採石業者登録証再交付申請書

年 月 日

島根県知事 様

住所

氏名又は名称及び
法人にあつては、
その代表者の氏名

(電話番号 - -)

採石業者登録証の再交付を受けたいので、申請します。

1 登録番号

第 号

2 登録年月日

年 月 日

3 再交付の理由

様式第 14

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日
×再交付年月日	年 月 日

(×印の項は、記載しないこと)

再交付申請書

年 月 日

島根県知事 様

住所

氏名

採石業務管理者試験合格証・認定証の再交付を受けたいので、採石法施行規則第8条の13の規定に基づき、申請します。

生年月日	
合格証・ 認定証の番号	
理由	

- (備考) 1 「合格証・認定証」は、いずれか一方を消すこと。
 2 この申請書のほかに、写真(手札形とし、申請前6月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの)を1枚添付すること。

年 月 日

島根県知事 様

役員及び業務管理者等名簿

役員及び業務管理者等が暴力団員等又は暴力団員等がその事業活動を支配する者であるか否かを確認するため、島根県警察本部に対して、この名簿による照会が行われることに同意します。また、本書記載の内容は事実と相違ありません。

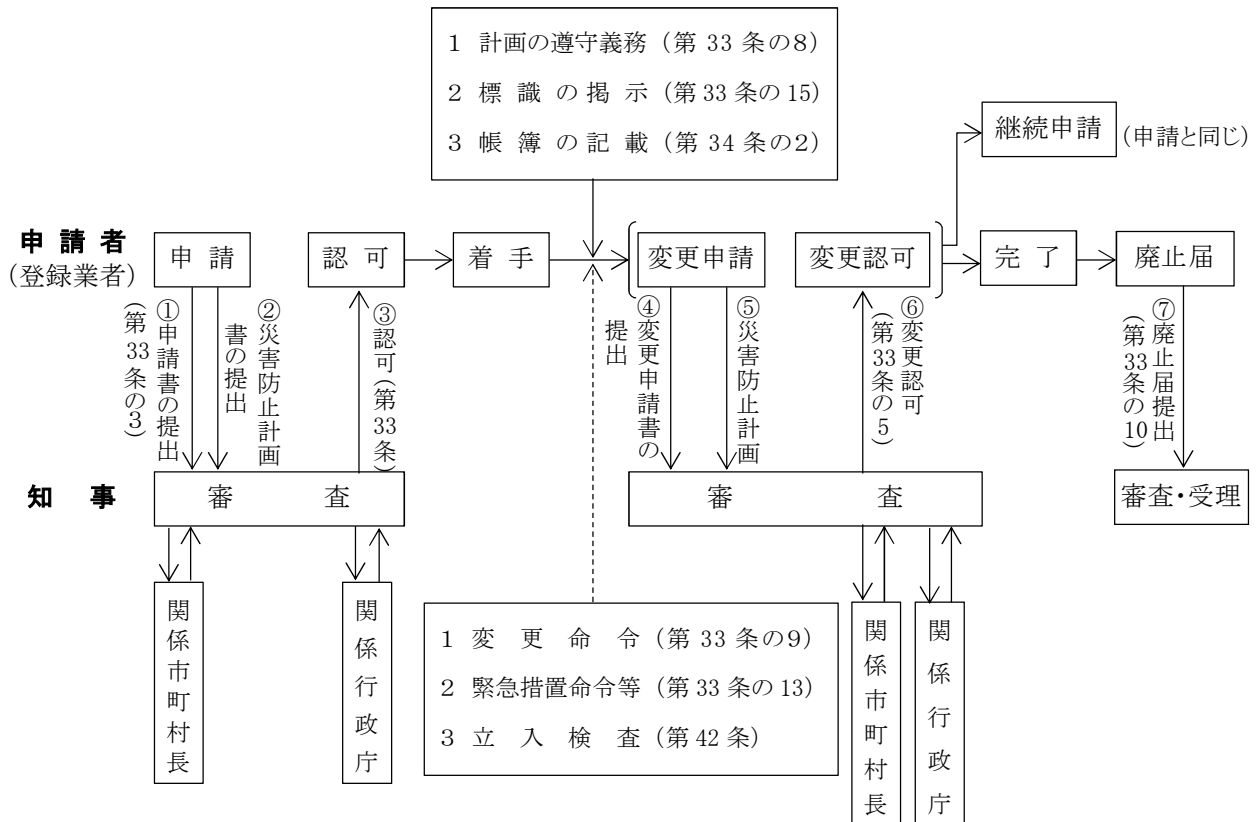
住 所			
氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名			
電 話 番 号			
職名等	ふりがな 氏 名	生年月日	性別
		昭和・平成・令和 年 月 日	男・女
		昭和・平成・令和 年 月 日	男・女
		昭和・平成・令和 年 月 日	男・女
		昭和・平成・令和 年 月 日	男・女
		昭和・平成・令和 年 月 日	男・女
		昭和・平成・令和 年 月 日	男・女
		昭和・平成・令和 年 月 日	男・女
		昭和・平成・令和 年 月 日	男・女
		昭和・平成・令和 年 月 日	男・女
		昭和・平成・令和 年 月 日	男・女

※記載にあたっての注意事項

1. 名簿記載対象者は、法人にあっては、常勤・非常勤にかかわらず、登記事項証明書のうち「役員に関する事項」欄に記載されているすべての者を記載すること(監査役含む)。
2. 業務管理者についてもすべての者を記載すること。
3. 役員及び業務管理者等の変更にあつては、変更後の者について記載すること。
4. 採石業の承継にあつては、承継者について記載すること。
5. 提出にあつては、氏名、生年月日等の個人情報(島根県警察へ提供又は利用されること)について、必ず当該名簿に記載されている者全員の同意を取ること。
6. 日付は申請日(或いは届出日)を記入すること。

IV 認可関係手続きについて

1 認可関係手続き等概要



変更届の要件

登録事項の変更・・・氏名又は名称、住所及び法人の代表者名等

変更申請の主な要件

- 1 岩石採取場及び採取区域の変更
- 2 採取量の変更
- 3 採取の方法及び機械設備等の変更
- 4 災害防止方法の変更
- 5 廃土又は廃石のたい積の方法の変更

注意事項

- 1 災害防止等について問題があれば、災害防止計画書を提出する。(②、⑤)
- 2 認可採取計画の変更命令等を受けた場合には、変更申請をしなければならない。
- 3 申請書(変更を含む)は着手しようとする日の3か月前に提出すること。
- 4 認可期限を越えて引き続き操業しようとするときは、認可終了日の3か月前に継続申請を行うこと。認可期間が満了した場合には、次の認可があるまでは岩石の採取ができなくなるので注意すること。

2 認可関係申請書・届出書等

① 採取計画の認可申請書

ア 申請書 様式第 15

「IV 採取計画認可申請書作成要領」によること。

イ 添付書類

添付書類一覧及び添付書類作成要領により必要に応じて添付すること。

② 採取計画の変更認可申請書

ア 申請書 様式第 16

イ 添付書類

認可申請書に準じて変更に係るものを適宜添付すること。

③ 軽微な変更届出書

ア 届 書 様式第 16 の 2

③ 氏名等変更届書

ア 届 書 様式第 17

④ 岩石採取休止・廃止届書

ア 届 書 様式第 18

イ 添付書類 現況写真

⑤ 岩石採取標識

ア 標 識 様式第 19

3 認可関係様式

用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

別紙様式第 15 から第 19 のとおりとする。

様式第 15

収入証紙
はり付け欄
(消印をしないこと)

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	年 月 日
×認可番号	

(×印の項は、記載しないこと)

採取計画認可申請書

年 月 日

島根県知事 様

郵便番号 ————— 電話番号 —————

住 所

氏名又は名称及び
法人にあつては、
その代表者の氏名

登録年月日 年 月 日

登録番号 島石 第 号

採石法第 33 条の規定に基づき、次のとおり採取計画の認可を申請します。

1 岩石採取場の区域

島根県 市 町 大字 番地
群 村

採取場面積 m^2 (うち採取区域面積 m^2)
(いずれも実測面積であること)

(4) 破碎・選別方法(いずれかに○印をすること)

(イ) 破碎設備の有無(有・無)

破碎設備

(機械の名称)

(能力)

(台数)

(書ききれない場合は別添として「破碎設備・選別機械一覧表」を作成し記載すること)

(ロ) 選別方法(手選別・機械選別・なし)(いずれかに○印をすること)

選別設備

(機械の名称)

(能力)

(台数)

(書ききれない場合は別添として「破碎設備・選別機械一覧表」を作成し記載すること)

(ハ) 水洗有無(有・無)

水洗(1日平均使用水量 /日)

(5) 運搬機械(原石、製品、廃土等。積込も含む。)

(機械の名称)

(能力)

(台数)

(書ききれない場合は別添として「運搬機械一覧表」を作成し記載すること)

(6) 従業員数

現場(名) 事務(名) 合計(名)

会社全体計(名)

(7) 採石の権限

(イ) 土地所有権 面積 m^2 () 採石料 円/

(ロ) 土地所有者との契約 面積 m^2 () 採石料 円/

(ハ) 採石権 面積 m^2 () 採石料 円/

(ニ) その他 面積 m^2 () 採石料 円/

()内には実測か登記簿上の面積かの別を記載すること

5 岩石の採取に伴う災害防止のための方法及び施設に関する事項

(1) 岩石採取場並びにその周辺 300 メートル程度の範囲内に存する河川、道路及び鉄道その他の公共の用に供する施設、家屋その他の建物の位置及び農業用施設等の状況(規則第8条の15 第2項第2号(周辺状況図)の図面に記入のこと) (箇条書きに必ず記入すること)

(2) 予想される災害の態様及び範囲

① 岩石の採掘

予想される災害の態様(土地の崩壊、亀裂又は陥没、土砂の流出、転落石等を記載とともに、これらの災害が及ぼす範囲を記載する。)

これらの災害の防止のための措置(階段掘り採掘法の採用、傾斜面の適正こう配、転落石防止施設の設置、天盤の厚さの確保、支柱又は残柱の設置等を記載する。)

② 発破

予想される災害の態様(飛石、粉じんの飛散、騒音、振動等を記載とともに、これらの災害が及ぼす範囲を記載する。)

これらの災害の防止のための措置(飛石危険区域の設定、せん孔方向及び装薬量の適正化等を記載する。)

③ 岩石の破砕選別

予想される災害の態様(粉じんの飛散、騒音、振動等を記載するとともに、これらの災害が及ぼす範囲を記載する。)

これらの災害の防止のための措置(集じん装置の設置、散水装置の設置、防音装置の設置、防振装置の設置等を記載する。)

④ 岩石の洗浄等による汚濁水の処理

予想される災害の態様(濁水の流出等を記載するとともに、これらの災害が及ぼす範囲を記載する。)

これらの災害の防止のための措置(汚濁水処理施設の設置、沢水排水路の設置、山腹水路の設置、沈殿池の設置等を記載する。)

⑤ 脱水ケーキの処理

予想される災害の態様(脱水ケーキの流出等を記載するとともに、これらの災害が及ぼす範囲を記載する。)

これらの災害の防止のための措置(脱水ケーキの強度向上、サンドイッチ工法の採用等を記載する。)

⑥ 廃土又は廃石のたい積処理

予想される災害の態様(たい積場の崩壊、廃土又は廃石の流出、粉じんの飛散等を記載するとともに、これらの災害が及ぼす範囲を記載する。)

これらの災害の防止のための措置(安定計算の実施によるたい積場構造の適正化、排水施設の設置、土留施設の設置、散水施設の設置等を記載する。)

⑦ 採取跡

予想される災害の態様(土地の崩壊、土砂の流出、転落石、亀裂又は陥没等を記載するとともに、これらの災害が及ぼす範囲を記載する。)

これらの災害の防止のための措置(土留工事、小段の設置、残壁の適正な傾斜、のり面保護工事、植栽、採取跡の充填等を記載し、加えて、当該採取計画の認可期間中の当該措置の工事量(面積等)についても記載する。)

注) ただし「採石技術指導基準書」の内容を満足すること。

6 岩石の賦存の状況(周辺を含めた地質図を添付することが望ましい)

(全体の岩石採取可能量 t)

7 採取する岩石の用途(採取しようとする岩石の用途別年間生産量を記載すること)

採 取 し よ う と す る 岩 石 の 名 称	年 間 生 産 量 (単 位 ト ン)	年間生産量の製品別内訳(単位トン)											
		砕 石					小 計	石 材				工業用 原 料	
		道路用	コンク リート用	鉄道 道床用	砂	その他		切 石	間知石 割 石	割ぐり石 捨 石	その他		
計													
主な仕向地													

8 廃土又は廃石のたい積方法

- (1) たい積の方法(水平層状たい積・その他〈 〉)
- (2) たい積場の設置場所(沢・山腹斜面・平地・その他〈 〉)
- (3) 傾斜面の勾配(最大 度)(平均 度)
- (4) その他参考事項(廃土・廃石発生量、変化率、たい積場容量、流出防止施設等について記載のこと)

9 岩石の採取に伴う災害防止に関する事項

- (1) 岩石採取跡措置保証書の有無 (有 ・ 無)

保証人の名称及び代表者の氏名(有の場合には記入すること)

名 称	名 称
氏 名	氏 名

- (2) 岩石の搬出方法

(イ) 岩石を搬出する主体(業者名)

(ロ) 運搬車の種類、台数(一日平均) (例:8t車10往復/日、4t車5往復/日)

(ハ) 運搬作業の時間帯及び運搬に係る災害防止対策(箇条書きに必ず記入すること)

(3) 採取場を管理する事務所の名称及び所在地

名 称	(電話番号				—	—)
所在地	県	市	町	大字	番地		
		群	村				

(4) 業務管理者の氏名、生年月日及び住所並びに合格又は認定番号

氏 名	生年月日	昭和	平成	年	月	日
		令和				
所在地	県	市	町	大字	番地	
		群	村			
合 格						
番 号	第	号				
認 定						

(5) 岩石採取計画に従って岩石の採取及び災害の防止が行われるための採石業務管理者の監督計画
(具体的にかつ簡条書きで記入すること)

様式第 16

収入証紙
はり付け欄
(消印をしないこと)

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	年 月 日
×認可番号	

(×印の項は、記載しないこと)

採取計画の変更認可申請書

年 月 日

島根県知事 様

郵便番号 ー ー ー 電話番号 ー ー ー

住 所

氏名又は名称及び
法人にあつては、
その代表者の氏名

登録年月日及び登録番号

年 月 日 島石 第 号

採石法第33条の5第1項の規定に基づき、次のとおり採取計画の認可を申請します。

1 採取計画の変更の内容

(現在の認可番号 年 月 日付け 第 号の)

従前の採取計画の内容	変 更 の 内 容

2 変更の理由

様式第 16 の 2

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

(×印の項は、記載しないこと)

軽微な変更の届出書

年 月 日

島根県知事 様

郵便番号 — 電話番号 — —

住 所

氏名又は名称及び
法人にあつては、
その代表者の氏名

登録年月日及び登録番号

年 月 日 島石 第 号

採石法第 33 条の5第2項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

1 変更の内容

(現在の認可番号 年 月 日付け 第 号の)

従 前 の 内 容	変 更 の 内 容

2 変更の理由

様式第 17

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

(×印の項は、記載しないこと)

氏名等変更届書

年 月 日

島根県知事 様

郵便番号 ー 電話番号 ー ー

住 所

氏名又は名称及び
法人にあつては、
その代表者の氏名

登録年月日及び登録番号

年 月 日 島石 第 号

採石法第 33 条の5第4項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

1 変更の内容

(現在の認可番号 年 月 日付け 第 号の)

従 前 の 内 容	変 更 の 内 容

2 変更の理由

様式第 18

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

(×印の項は、記載しないこと)

岩石採取休止・廃止届書

年 月 日

島根県知事 様

郵便番号 ー 電話番号 ー ー

住 所

氏名又は名称及び
法人にあつては、
その代表者の氏名

登録年月日及び登録番号

年 月 日 島石 第 号

採石法第 33 条の 10 の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

1 採取計画の認可(変更の認可を含む。)を受けた年月日

年 月 日 指令 第 号

2 当該岩石採取場における岩石の採取の休止・廃止の年月日(休止の場合にあつては、再開予定年月日)

年 月 日

3 当該岩石採取場の状況

(備考) 1 「休止・廃止」は、届出事由によりいずれか一方を消すこと。

2 カラー写真を添付すること。(ポラロイドは不可)

3 「当該岩石採取場の状況」については、採取跡の崩壊防止施設の設置その他岩石の採取に伴う災害の防止を図るための措置の実施状況を含めて記載すること。

様式第 19

100センチメートル以上

70センチメートル以上

岩石採取標識	氏名又は名称及び法人に あつては、その代表者の氏名
	住所
事務所の名称、所在地 及び電話番号	岩石採取場及びその周辺の状況を示す見取図
登録年月日 及び登録番号	
採取計画の認可年月日 及び認可番号	
採取をする岩石の種類 及び数量	
採取の期間	
採取の方法及び掘採をする 土地の面積(平方メートル)	
岩石の採取のための 火薬類の使用の有無	
岩石の採取のための 機械の種類及び数	
業務管理者の氏名	

50センチメートル以上

V 開発に際しての留意事項

1 基本的事項

- ① 事前に地質調査を行うこと。

岩質、地質構造、表土の厚さ・性質等を踏査、トレンチング、試錐等で調査すること。また、調査結果は保存しておくこと。

- ② 開発区域は稜線（尾根）を越え、裏側の斜面まで（できれば谷まで）とすることが望ましい。

残壁処理、採取量からみて有利である。従って、土地の売買契約、賃貸借契約の締結の場合、考慮すること。

- ③ 開発方法を十分検討すること。

採掘方法（登坂道の設置）、災害防止方法等の検討であるが、特に表土の除去及び処理方法を解決すること。経済産業局の採石災害防止技術指導を受けるのもよい。

- ④ 地元関係者の理解を得ること。

抛出経路、機械設備の設置場所の検討等、地元生活環境の保全に留意するとともに、関係者の了解を得ること。

2 個別的事項

- ① 採取計画の技術的事項については、「採石技術指導基準書（平成 15 年版）」の内容を原則とする。

- ② 認可採取計画は事務所及び現場に常備し、内容（特に採取区域、災害防止施設）を遵守すること。

- ③ 認可区域を 1 ヘクタール以上越えて開発しようとする場合は、採石法に基づく申請に先立って「島根県土地利用対策要綱」に基づく開発協議を行うこと。

- ④ 採石法以外の他の法令により行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とする土地については、採石法に基づく採取計画の認可と他法令による処分の両方を必要とするので、後述の「Ⅶ 土地関係諸法令の開発規制一覧」を参考に関係する他法令の手続きを行うこと。

- ⑤ 開発に先立つ表土の除去、専用道の取付け、砕石プラントの基礎工事等の準備行為も認可を受けたのちに着手すること。

- ⑥ 災害防止施設は原則として採取に着手する前に設置すること。

- ⑦ 採取場境界には、隣接土地所有者立会のうえ杭等を設置し、境界を明確にしておくこと。なお、部外者（特に子供）が立入り、災害の危険性のある場所（切羽上部・下部・沈澱池、プラント等）については、柵、有刺鉄線等の施設及び立入禁止の表示を行い、事故のないように措置すること。

- ⑧ 認可採取区域についても、何らかの方法（旗、ロープ、ペンキ等）で表示すること。
- ⑨ 保全区域は原則として一切手を加えない区域とし、最終法面は「丁帳」「プレスプリッティング」等により適正な措置を行うこと。（残壁処理ができていない場合は、多額の処理費用を要することとなる。）
- ⑩ 表土の除去は、2年分程度の岩石採取区域まで行っておくことが望ましい。
- ⑪ 岩石の運搬については、（ア）法定の最大積載量以上の岩石、砂利又は土を積載しないこと、（イ）公道に土砂をまき出すことを防止するため、必要な措置（洗車ピット、舗装等）を講ずること、（ウ）通学路上の運行については、登下校の時間帯を避けること、を特に注意すること。

VI 採取計画認可申請書作成要領

1 一般的注意事項

- ① 申請書は読みやすいように楷書で丁寧に記載すること。

後述の記載要領を参考にして、要領よく書くこと。なお、書面及び図面並びに本文の用語は統一すること。

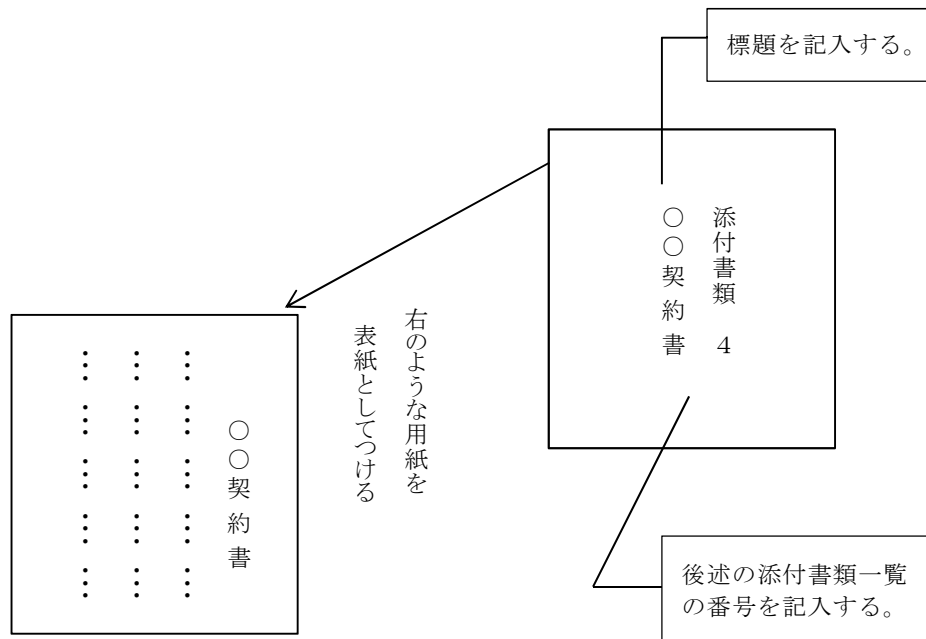
- ② 図面は見やすいようにきれいに作成すること。

図面は正確にわかりやすく作成すること。また、図面に記載する内容は後述の添付書類作成要領を熟読のうえ、記入もれのないよう点検すること。スケッチあるいは不正確な図面は不受理となる。

- ③ 書面及び図面には標題を付けること。

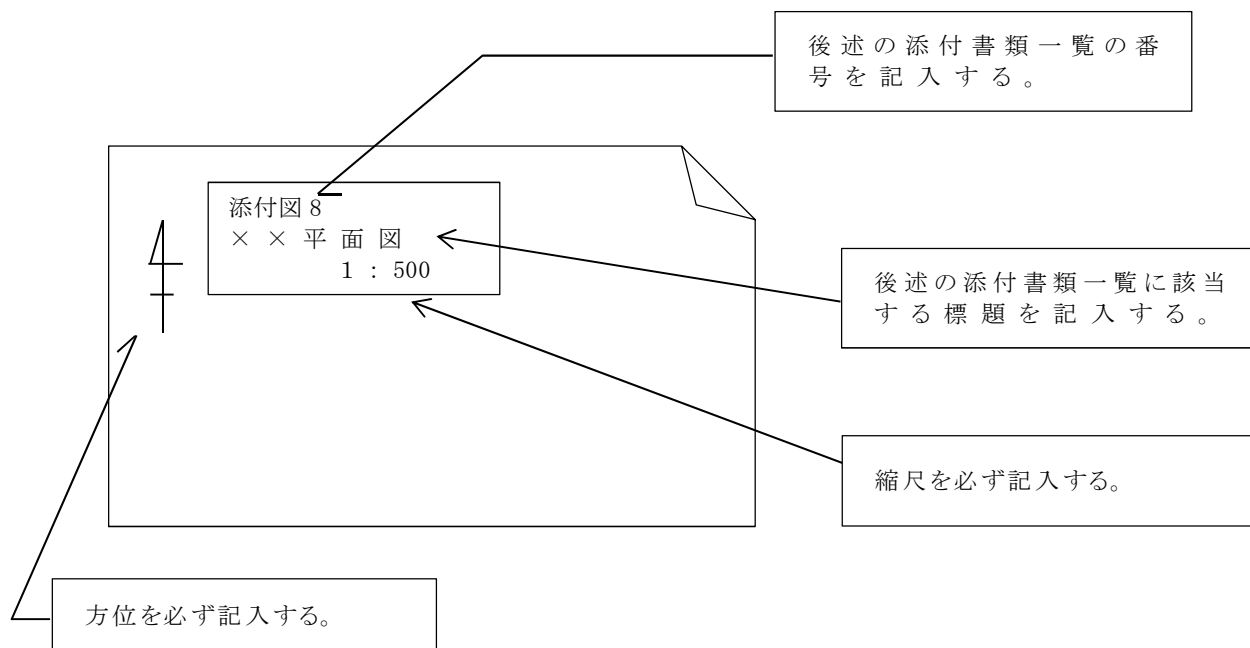
書面及び図面には次のように必ず標題を付けること。また、当該書面又は図面が複数の場合には枝番号を付けること。

(ア) 書面の場合

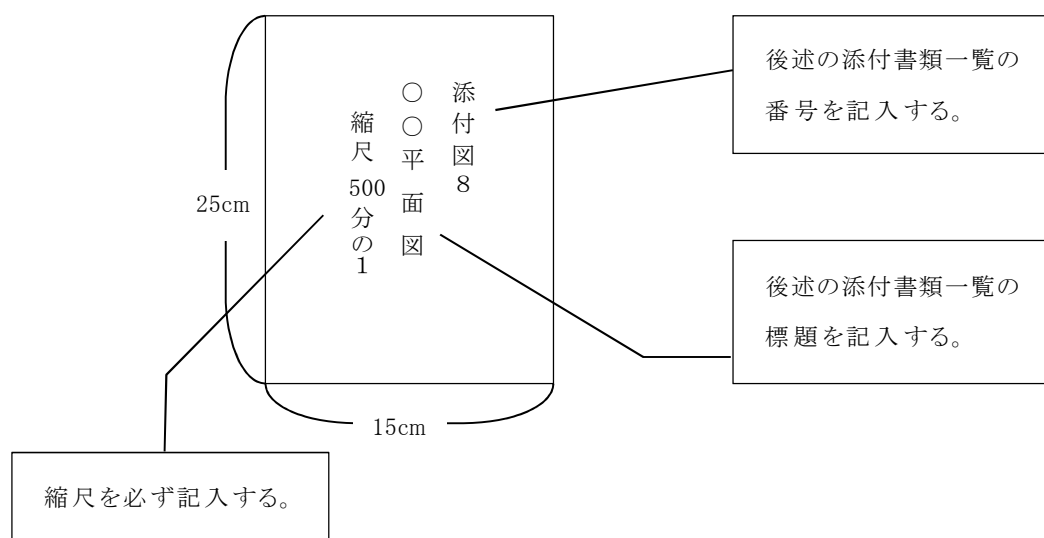


(イ) 図面の場合

- (i) 方位、縮尺を必ず記入すること。
- (ii) 申請者名、採取場名を記載すること。
- (iii) 実測図面については測量年月日、測量者名を記載すること。
- (iv) 図面をまとめる場合は、全部の図面名及び番号を記載すること。
- (v) 図面作成年月日を記載すること。



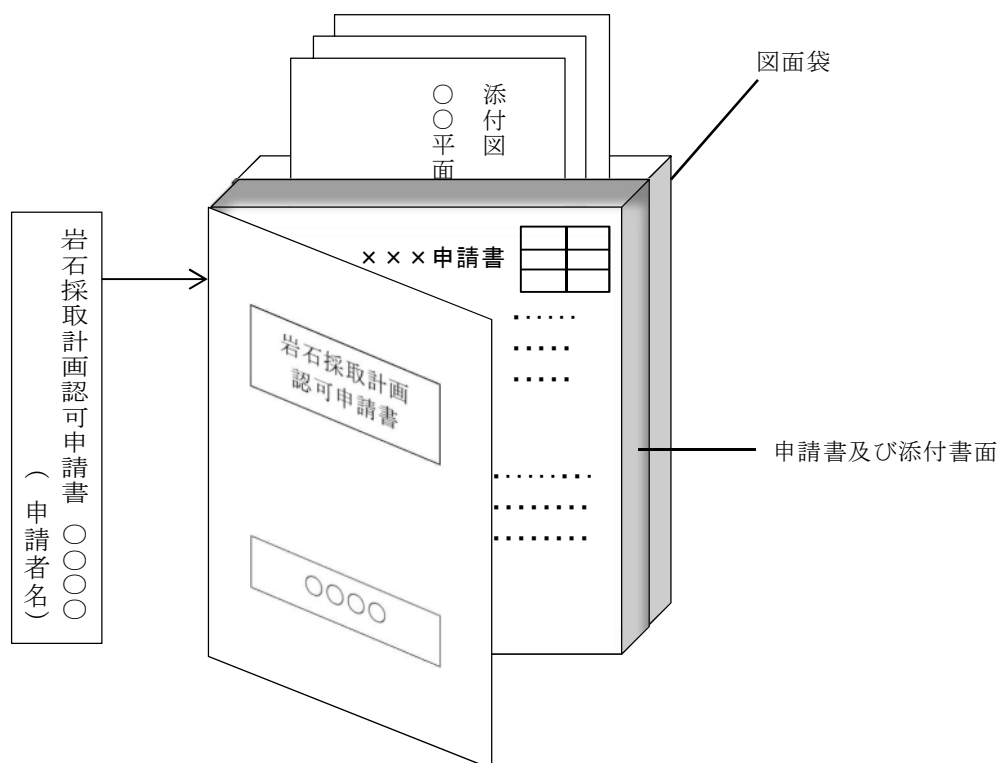
(ウ) 図面を折りたたむ場合



- ④ 書面及び図面はファイルに綴じて提出すること。

申請書、添付図面は適当な大きさの図面袋とともにA4版のファイルに綴じ、その図面袋の中に添付図面を入れて提出すること。また、後述の「添付書類一覧」を必ず添付すること。

ファイルの表紙及び背表紙には下図のように申請者名簿を記入すること。



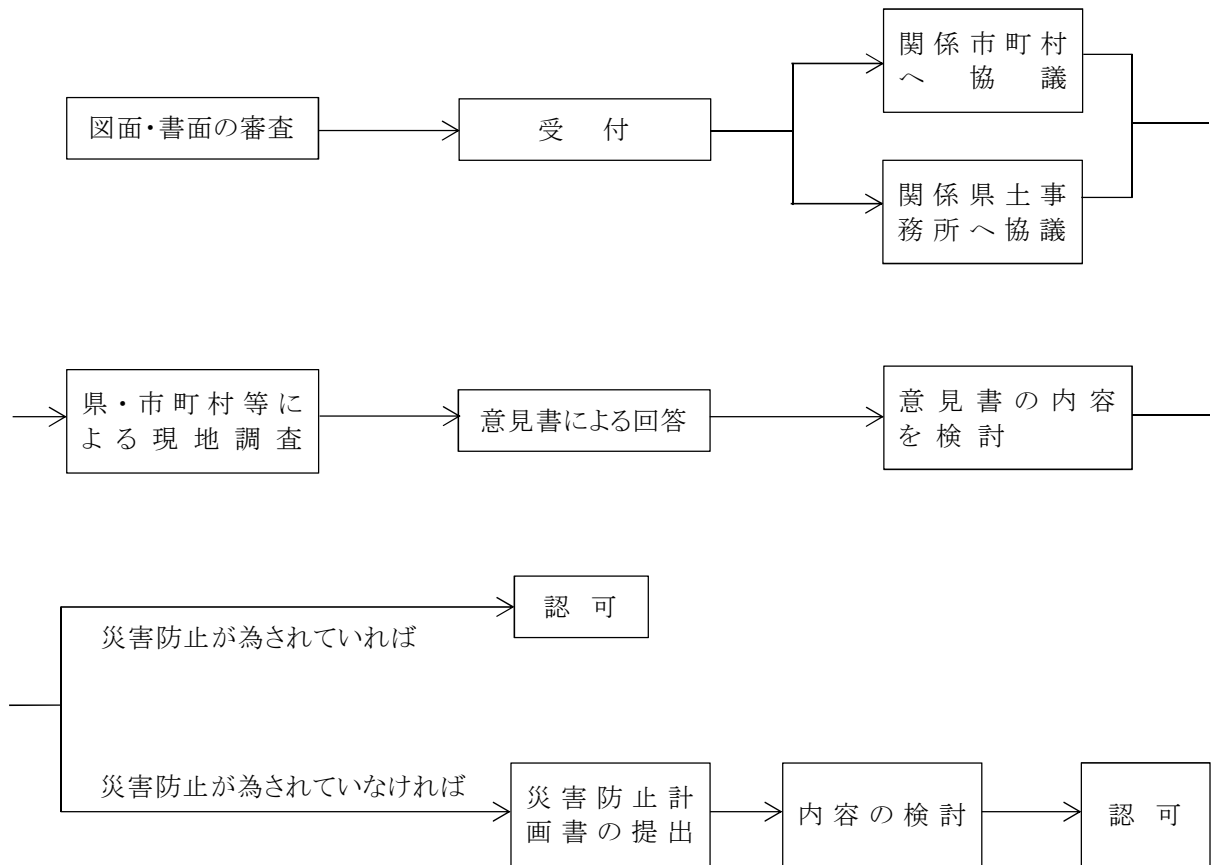
- ⑤ 申請書の提出部数は正本1通及び採取場が所在する市町村の数の副本とする。ただし、安来市、仁多郡、大田市、鹿足郡、西ノ島町、海士町、知夫村において採取する場合には、さらにもう1通の副本を添付すること。

採取計画の作成及び変更には業務管理者が積極的に参画し、申請書を持参の上（事前に日時を連絡の上、調整のこと）、現場の状況等を説明し（コンサルタント等による同席、補足説明は可）、審査を受けること。

※申請者において控用として別に1通を作成しておくこと。

- ⑥ 申請書は、着手日の3か月前に提出すること。

申請書の提出があると、次の過程を経て認可される。



この中で最も時間を費やすのが災害防止計画書の内容の検討である。従って、災害の発生が予想される場合に、その予想される災害に対して十分な災害防止計画が策定されていれば、審査の時期は短くなる。計画立案の際には、事前に隠岐支庁、関係県土整備事務所あるいは関係市町村に相談される方が良い。

⑦ 災害防止計画書の掲示の指示があった場合は速やかに提出すること。

指示があった場合は、後述の添付書類作成要領等を参考にして、次の書類等を速やかに申請書と同部数提出すること。

(ア) 災害防止計画書（様式は随意）

知事あてとし、住所・氏名・提出年月日を記載すること。

(イ) 平面図（どの位置に）

(ウ) 設計書（どのような施設を）

(エ) 施設ごとに完成予定期日を明記した書面（いつまでに）

2 申請書記載要領

① 申請書様式

(ア) 様式第 15 によること。

② ×印の欄は記入しないこと。

③ 「収入証紙はりつけ欄」

正本 1 通だけに島根県手数料条例に定める所要額（各県土整備事務所等で確認してください。）の島根県収入証紙を貼付し、消印はしないこと。

④ 申請年月日

(ア) 日まで必ず記入すること。

⑤ 「住所、氏名」

(ア) 採石法（以下「法」という。）により登録されている住所、氏名を記入すること。

（登録事項に変更があった場合は、認可申請に関係なく直ちに法第 32 条の 7 の規定による変更の届出を行うこと。）

(イ) 郵便番号、電話番号を必ず記入すること。電話番号は市外局番も記入すること。

⑥ 「登録年月日、登録番号」

(ア) 「登録年月日」は、採石業者登録の行政庁の登録日を記入すること。

(イ) 「登録番号」は、登録証に記載してある番号を記入し、島根県以外の登録の場合は“島石”を消して、例えば“広石（広島県）”“鳥石（鳥取県）”のように記載し、番号を記入すること。

(添付書類)

○採石業者登録証の写し（法第 32 条の登録を受けていることを示す書面）

○採石業者登録通知書の写し

○登録事項変更通知書等の写し

⑦ 「1 岩石採取場の区域」

(ア) 採石場に係るすべての土地の所在地を地番まで記載すること。

(イ) 砕石プラント、たい積場（製品、廃土廃石）、搬出道路（私道）、現場事務所、災害防止施設（沈澱池等）等岩石の採取に付随する主要施設で掘採箇所付近に近接している場合は、それらを一体の岩石採取場の区域とすること。なお、たい積場等の場所が離れている場合もそれぞれの所在地を記載すること。

搬出道路（私道）については採取場内に入れることが望ましいが、入れない場合は後述の添付図面「掘採に係る実測平面図」に地番とともに所有者（管理者）名を記入し、「私道通行同意書」を添付書類として添付すること。

(ウ) 地番数が多く、この欄に書ききれない場合は別紙に記載し、申請書の後に添付することとし、この欄には「別紙のとおり」と記載すること。

(エ) 大字名、小字名については「土地登記簿謄本」のとおり記載すること。

(オ) 採石場の区域の各筆について、地番、地目、面積、土地所有者等を記載した岩石採取場土地調書を添付すること。

(添付書類)

- 岩石採取場土地調書
- 土地登記簿謄本
- 公図の写し
- 採取権限関係の書類（岩石採取場で岩石の採取を行うことについて、申請者が権限を有すること、又は権限を取得する見込みが十分であることを示す書面）
- 他行政庁の許認可関係書類（岩石の採取に係る行為に関し、他の行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面、又は受ける見込みに関する書面）
- 岩石採取場位置図（岩石採取場の位置を示す5万分の1の地図）
- 岩石採取場周辺状況図（岩石採取場及びその周辺の状況を示す図面）

(記載例－1)

	(市)		(町)			
島根県	浜田	〇〇	大字	△△	番地	
	郡		村			
						(〇〇町××番地)

(記載例－2)

	(市)		町			
島根県	浜田	〇〇	大字	(別紙のとおり)	番地	
	郡		村			

(別紙)				
岩石採取場の区域				
町名	大字名	小字名	地番	備考
〇〇町			△△	
・	・	・	・	
・	・	・	・	
・	・	・	・	
(廃土たい積場)				
□□町			××	

(カ)「採取場面積」は採取場境界線で囲まれるすべての区域の実測面積を記載すること。なお、離れている施設については実測面積を外数で()書きすること。

(添付書類)

○岩石採取場面積計算書(図)

(記載例)

採取場面積	38,586 m ²	(うち採取区域面積	12,326 m ²)
	(廃土たい積場用地	4,328 m ²)	(いずれも実測面積であること)

(キ)「(うち採取区域面積)」は、上記採取場内で申請する期間内に掘採する区域(表土だけ掘採する部分も含む。)の実測面積を記載すること。

(添付書類)

○岩石採取区域面積計算書(図)

⑧ 「2 採取をする岩石の種類及び数量」

(ア) 該当する岩石名を○印で囲むこと。なお、対象岩石が2種類以上の場合には、すべての岩石名を囲むこと。

(イ) 通称名がある場合には、岩石名の下に()書きでその名称を併記すること。

(ウ) 採取量は申請の期間内における岩石の総採取量をt(トン)単位で記載し、更に年間平均採取量及び申請する期間内における月間予定最大採取量を記載すること。

なお、立方メートルをトンに換算する場合は、原則として「製品規格試験表」の比重の数値によるものとする。

また、火成岩(花こう岩～玄武岩)については「成分分析表」(SiO₂、Al₂O₃、FeO、Fe₂O₃、CaO、MgO、Na₂O、K₂O等)を添付することが望ましい。

(エ) 2種類以上の岩石の採取の場合は、種類ごとに採取量の内訳を記載すること。

(オ) 砕石の場合は、原則としてプラントの能力にみあう採取量の範囲とする。

(添付書類)

○岩石採取量計算書(申請期間)

○製品規格試験表(比重、吸水量、安定性、すりへり減量)

○岩石分析表

(記載例)

花こう岩	せん緑岩	はんれい岩	かんらん岩	はん岩	ひん岩	輝緑岩	
粗面岩	安山岩	玄武岩	れき岩	砂岩	けつ岩	粘板岩	凝灰岩
じゃ紋岩	結晶片岩	ベントナイト	酸性白土	けいそう土	陶岩	雲母	ひる石
							(採取する岩石名を○で囲む)
採取量	548,628t	(182,876t/年・平均)		(21,000t/月・最大)			

内 訳 砕石:砕石 (安山岩 400,246t) 砕砂 (t) その他 (t)
 石材:切石 (t) 間知石・割石 (t)
 割ぐり石・捨石 (安山岩 86,000t) その他 (花こう岩 62,382t)
 工業原料: (t)

⑨ 「3 採取の期間」

(ア) 期間を記入すること。

なお、認可の期間の特例を受けようとするときは、岩石採取認可期間特例承認申請書の写しを添付すること。

(イ) 採取・賃貸借等の契約期間が上記期間以内の場合は、その期間以内とする。

(ウ) 他法令による許可・認可等の期間が上記の期間以内の場合は、原則としてその期間以内とする。

(エ) 採掘終了後の跡地処理工事を行う場合にあっては当該工事に要する期間を含めた期間とすること。

(オ) (1) または (2) の該当する方に○印をすること。

(添付書類)

○岩石採取認可期間特例承認申請書

(記載例－1)

令和2年4月1日から令和4年3月31日まで

~~(認可の日から 年間)~~

(1) 継 続 (2) 新 規

(記載例－2)

~~令和 年 月 日から令和 年 月 日まで~~

(認可の日から 3 年間)

(1) 継 続 (2) 新 規

⑩ 「4 岩石の採取の方法及び採取のための設備その他の施設に関する事項」

(⑩－1) 「(1) 採掘方法」

(ア) (イ) (ロ) の該当する方を○印で囲むこと。

(イ) 露天掘りの場合

(i) () 内の該当する方を○で囲み、「その他」の方法の場合は、< >内にその方法を記載すること。

(ii) 表土（風化層を含む。）の厚さ、その除去方法及び処理の方法、それに使用する機械等について記載すること。

(iii) 階段採取法の場合には、階段の高さ、その幅、掘削面の傾斜、起砕岩石の運搬方法等について記載すること。

(iv) その他の採掘法の場合には、その掘採法の概要及び(iii)に準じた内容を記載すること。

(ウ) 坑内掘りの場合

(i) () 内の該当するものを○印で囲むこと。

(ii) 天盤の有効厚さについて記載すること。

(iii) 中段採掘法、柱房式採掘法の場合には採掘の高さ、幅、長さ及び垂直残柱の幅について記載すること。

(iv) 残柱式採掘法の場合には、採掘の高さ、幅及び垂直残柱の幅について記載すること。

(V) その他の採掘法の場合には、その採掘法の概要及び (iii) に準じた内容を記載すること。

(vi) 上記採掘法のいずれにおいても、採掘箇所を上下2段階以上設ける場合には、水平残柱の厚さ、各段の垂直残柱の中心線の位置等について記載すること。

(VII) 坑道の支保及び通気について記載すること。

(添付書類)

○掘採に係る実測平面図（掘採に係る土地の実測平面図）

○掘採に係る実測縦断面図

○掘採に係る実測横断面図（掘採に係る土地の実測縦断面図及び実測横断面図に当該土地の計画地盤面を記載したもの。）

○採掘規格図

○垂直残柱の強度計画書（坑内掘の場合）

(記載例－1)

(イ) 露天掘り (階段採掘法) ・ その他 < >

(ロ) 坑内掘り (中段採掘法 ・ 柱房式採掘法 ・ 残柱式採掘法 ・ その他 < >)

表土の厚さは平均2mで、岩石採掘に先立ち向う2年分の表土除去(約50m)を確保するが、遅れた場合でも切羽先端から常時10m以上をパワーショベル及びブルドーザーで除去しておく。採掘方法は別添「採掘規格図」に示す様に、階段の高さは10m、ベンチ幅は15m、掘削面の傾斜は70°を原則とする。

起砕岩石はブルドーザーにより、切羽中央のオープンシュートによりプラント地並に落とす。北側及び南側の切羽は採掘終了のため保全距離を8～10mとし、保全区域に接する表土は除去し、法面は40°の勾配とする。

(記載例－2)

(イ) 露天掘り (階段採掘法 ・ その他 < >)

(ロ) 坑内掘り (中段採掘法 ・ 柱房式採掘法 ・ 残柱式採掘法) ・ その他 < >)

掘採方法は別添「採掘規格図」に示すように、採掘高さ 5 m、採掘幅 10m、垂直残柱 12m 角とする。残柱の天盤側には丸みをつける。有効天盤厚さは 60m 以上である。また、第 1 抗（上段）と第 2 抗（下段）の水平残柱は 10m とし、第 1・2 抗の垂直残柱の中心線は一致させる。坑道の支保は行わない。通気は一部強制通気とする。

⑩-2 「(2) 採掘手段」

(ア) (イ) (ロ) の該当する方を○印で囲むこと

(イ) 機械掘りの場合は、表土及び岩石の掘採に使用する機械類（さく岩機、さく孔機、岩石切断機、ブルドーザー類、コンプレッサー等）の名称、能力、台数について記載すること。書ききれない場合は「採掘機械一覧表」を添付し、この欄にはその旨記載すること。

(添付書類)

○採掘機械一覧表（申請書の記載欄に書ききれない場合）

(記載例-1)

○(イ) 手掘り				
(ロ) 機械掘り	クローラードリル	ハンドハンマー	コンプレッサー	パワーショベル
(機械の名称)	CD2型	TY-24C	北越 AMR370	住友 S280
(能力)	経 60mm	経 32mm	10.5m ³ /分	
(台数)	さつ孔長 15m	さつ孔長 6m	110 馬力	容量 0.7m ³
	1	3	3	1

(記載例-2)

○(イ) 手掘り	
(ロ) 機械掘り	
(機械の名称)	
(能力)	(別添「採掘機械一覧表」のとおり)
(台数)	

⑩-3 「(3) 火薬」

(ア) 火薬使用の有無について、(イ) の該当する方を○印で囲むこと。

(イ) 「有」の場合は、(ロ) にその種別及び年間使用量を記載すること。

(ウ) 「有」の場合、発破規格について「発破規格図」を作成し、その旨記載すること。

(エ) 小割発破の実施の有無について記載すること。

(オ) 小割機を使用する場合は、小割機の名称を記載すること。

(カ) 使用量が予定使用量より増加する場合及び「不使用」が「使用」になる場合は、法第 33 条の 5 による変更認可申請を要する。

(添付書類)

○発破規格図

(記載例)

(イ) 火薬使用の有無	(<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無)
(ロ) 使用の種類及び年間予定使用量	
火 薬 (— kg/年)	爆 薬 (三号桐 6,800kg/年)
ア ン ホ (4,200kg/年)	そ の 他 (— kg/年)
発破規格については別添「発破規格図」のとおり。小割発破なし。アイヨン1台。	

(10-4) 「(4) 破碎・選別方法」

- (ア) 破碎、設備の有無について (イ) の該当する方を○印で囲むこと。
- (イ) 破碎設備がある場合は、名称、能力、台数を記載すること。また、この欄に書ききれない場合は「選別機械一覧表」を添付し、この欄にはその旨記載すること。
- (ウ) (ロ) については、該当するものを○印で囲むこと。
- (エ) 機械選別の場合は、名称、能力、台数を記載すること。また、この欄に書ききれない場合は「選別機械一覧表」を添付し、この欄にはその旨記載すること。
- (オ) 破碎・選別系統について記載すること。
- (カ) (ハ) については、該当する方を○印で囲むこと。
- (キ) 水洗する場合は、(ハ) に1日の平均使用水量を記入するとともに、取水源、取水量及び循環使用かどうかについても記載すること。
- (添付書類)
- 破碎・選別系統図
 - 破碎設備・選別機械一覧表 (申請者の記載欄に書ききれない場合)

(記載例-1)

(イ) 破碎設備の有無	(<input checked="" type="radio"/>) ・ 無)	(いずれかに○印をすること)	
破碎設備	(破碎・選別系統については、別添「破碎・選別系統図」のとおり)		
(機械の名称)	ジョークラッシャー(1次)	ジョークラッシャー(2次)	インパクトクラッシャー
	36×24	40×9	KSY-4型
(能力)	75kw 100t/h	50kw 50t/h	40kw 50t/h
(台数)	1	1	1
(ロ) 選別方法	(手選 ・ <input checked="" type="radio"/> 機械選別)	なし	(いずれかに○印をすること)
選別設備			
(機械の名称)	リップフロースクリーン	ローヘッドスクリーン	
	3×6型	300m/m×900m/m	
(能力)	75kw 100t/h	0.5kw 80t/h	
(台数)	1	2	
(ハ) 水洗の有無	(<input checked="" type="radio"/>) ・ 無)	(いずれかに○印をすること)	
水洗	(1日平均使用水量 60m ³ /日)		
	水洗水は約50m離れた〇〇川から1日平均5m ³ を取水し、循環使用する。		
	汚濁水処理については、別添「汚濁水処理系統図(水洗水)」のとおり。		

(記載例-2)

(イ) 破碎設備の有無	(<input checked="" type="radio"/>) ・ 無)	(いずれかに○印をすること)	
破碎設備	(破碎・選別系統については、別添「破碎・選別系統図」のとおり)		
(機械の名称)			
(能力)	(別添「破碎設備・選別機械一覧表」のとおり)		
(台数)			
(ロ) 選別方法	(手選 ・ <input checked="" type="radio"/> 機械選別)	なし	(いずれかに○印をすること)
選別設備			
(機械の名称)			
(能力)	(別添「破碎・選別系統図」のとおり)		
(台数)			
(ハ) 水洗の有無	(<input checked="" type="radio"/>) ・ 無)	(いずれかに○印をすること)	
水洗	(1日平均使用量 m ³ /日)		

(10-5) 「(5) 運搬機械」

(ア) 採取場内において、原石、製品、廃土又は廃石の運搬及び積込みに使用する機械の名称、能力、台数を記載すること。また、書ききれない場合は「運搬機械一覧表」を添付し、この欄にはその旨記載すること。なお、採取場外において使用する機械類については記載しないこと。

(イ) 採掘機械と兼ねるものについては、その旨記載すること。

(ウ) 場内の運搬経路について記載すること。

(添付書類)

○場内運搬系統図

○運搬機械一覧表（申請書の記載欄に書ききれない場合）

(記載例-1)

(機械の名称)	ホイールローダ △菱 CAT930	ダンプトラック ○松 HD180	パワーショベル(掘削と兼ねる) □立 UH09
(能力)	容量 1.7m ³ 102 馬力	18t積	容量 0.9m ³ 125 馬力
(台数)	1	2	1
	(○場内運搬系統については、「別添運搬系統図」のとおり。)		

(記載例-2)

(機械の名称)	} 別添「運搬機械一覧表」のとおり。 (場内運搬系統については、別添「場内運搬系統図」のとおり。)
(能力)	
(台数)	

(10-6) 「(6) 従業員数」

(ア) 当該岩石採取場に従事する従業員について、現場従業員、事務員に分けて記入すること。

(イ) 兼業がある場合は、全体の従業員数を合計欄の下に () 書きすること。

(記載例)

現場(7名)	事務(1名)	合計(8名)
		(会社全体計 23名)

⑩-7 「(7) 採石の権限」

- (ア) (イ)～(ニ)の該当する欄に、面積、採石料を権限別に記入すること。
- (イ) 土地所有者とは、申請者自身が土地を所有している場合である。(社長の個人所有の場合は、(ロ)に記載すること。)
- (ウ) 土地所有者との契約とは、土地所有者と申請者が異なる場合の賃貸借契約等である。
- (エ) 採石権とは、採石権設定契約が締結している場合である。
- (オ) その他とは、(イ)～(ハ)のいずれにも該当しない場合である。
- (カ) 面積については、実測か登記簿上の面積かの別の記載すること。

(記載例)

(イ) 土地所有権	面積	1,853 m ² (実測)	
(ロ) 土地所有者との契約	面積	28,524 m ² (登記簿)	採石料 ××円/t
(ハ) 採石権	面積	2,482 m ² (実測)	採石料 ×××円/年
(ニ) その他	面積	m ²	採石料 円/

⑪ 「5 岩石の採取に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項」

- ⑪-1 「(1) ー岩石採取場並びにその周辺300メートル程度の範囲内に存する河川、道路及び鉄道その他の公共の用に供する施設、家屋その他の建物の位置及び農業用施設等の状況」
- (ア) 箇条書きに記載すること。
- (イ) 採取場区域から最短直線距離を記載すること。
- (ウ) 「公共の用に供する施設」とは、上記のほか、法第10条第1項第一号に示すものがある。また、送電用鉄塔等も含む。
- (エ) その他、水道関連施設、保安林、農地の状況についても記載すること。
- (オ) 「岩石採取場周辺状況図」に記載することとなるが、この欄に文章として必ず記載すること。

(記載例)

- ① 別添「岩石採取場周辺状況」に示すとおり、周辺には市道、河川、民家、送電用鉄塔、農地(田)がある。
- ② 採取場に接して市道〇〇線が、また採取場から30mに△△川がある。
- ③ 採取場から最も近い民家への距離は250mで300mの範囲内には5軒存在する。
- ④ 採取場上部、境界から50mに送電用鉄塔がある。
- ⑤ 採取場下流150mから農地(田)が広がっている。

(11-2) 「(2) 予想される災害の態様及び範囲」

- (ア) 想定される災害の態様及び災害を防止するために行う措置について、箇条書きに記載すること。
- (イ) 措置の方法については、「採石技術指導基準書（平成 15 年版）」の内容を満足すること。
- (ウ) 土地の崩壊、亀裂又は陥没（転落石を含む）の防止措置について
 - (i) 露天掘りにおいては、保全距離、表土除去、掘削勾配、採掘箇所の点検方法、転落石防護柵等について記載すること。
 - (ii) 坑内掘りにおいては、採掘跡の充填、天盤の厚さ、支柱残柱の設置、掘採箇所の点検方法、その他亀裂・陥没の防止措置について記載すること。
- (エ) 騒音災害の防止措置について
 - (i) 主な騒音発生源とその騒音抑制措置（建屋での被覆、遮音壁の設置、作業時間帯の調整等）について記載すること。
 - (ii) 騒音規制法に基づく指定地域にあっては、その騒音規制基準について記載すること。
- (オ) 振動災害の防止について
 - (i) 主な振動発生源とその振動抑制措置について記載すること。
 - (ii) 振動規制法に基づく指定地域にあっては、その振動規制基準について記載すること。
- (カ) 粉じん災害の防止措置について
 - (i) 大気汚染防止法施行令別表第 2 に掲げる施設に該当する施設及び同法施行規則第 16 条に規定する構造等に関する基準に基づく粉じん防止措置について記載すること。
 - (ii) その他の粉じん発生源となる作業（露天採掘作業、破碎・選別作業等）と、これに対する粉じん防止措置について記載すること。
- (キ) 飛石災害の防止措置について
 - (i) 掘削方向、発破孔のさく孔方向、適正装薬量による飛石災害防止方法について記載すること。
 - (ii) 危険防止のための危険区域の設定、同区域の見張り人の配置、発破時刻の定刻化、発破警告等の措置について記載すること。
 - (iii) 危険区域内に公共施設又は建物があるときは、飛石防護網の設置等の措置を行い、その内容を記載すること。
 - (iv) 小割発破を行う場合の災害防止方法（適正装薬量、飛石防護網等）について記載すること。
- (ク) 廃土又は廃石の流出防止措置について
 - (i) たい積場（一時たい積場を含む。）については、後述の「8 廃土又は廃石のたい積方法」の欄に記載すること。
 - (ii) たい積場以外からの廃土、廃石の流出源及びその流出防止措置について記載すること。

(ケ) 汚濁水流出防止措置について

- (i) 水洗する場合は、汚水の発生量（1日当たりの平均）とその水質（PH、SS等）、汚水の処理方法（沈殿池、シクナー、薬剤の使用等）、排出水の水量（1日当り平均）及びその水質について記載すること。
- (ii) 降雨水が採取場内を流れることにより発生する汚濁水の処理方法（沈殿池の設置等）について記載すること。
- (iii) 上記について、沈澱物等の処理についても記載すること。
- (iv) 場内湧水を汚濁することのないよう場外へ排出するための措置について記載すること。
- (v) 掘採箇所上流の沢水及び山腹水の場内貫流による汚濁水防止のための措置（沢水排水路、山腹水路等）について記載すること。

(コ) 採掘終了措置について

- (i) 採掘が終了した箇所及び申請する期間内に終了する予定の箇所について、終了後の災害防止等についての措置状況及び措置計画について記載すること。
- (ii) 保全区域の保全、最終残壁の小段の高さ、幅及び勾配について記載すること。
- (iii) 植栽（緑化）計画について記載すること。
- (iv) その他終了後の災害防止措置（立入禁止柵、整形、坑口閉そく等）について記載すること。

(サ) その他災害防止措置の方法及び施設について記載すること。

(添付書類)

○災害防止計画書

△土地の崩壊、亀裂、陥没、転落石等防止措置

△騒音災害の防止措置

△振動災害の防止措置

△粉じん災害の防止措置

△飛石災害の防止措置

△廃土、廃石の流出防止措置

- ・廃土、廃石発生量計算書
- ・たい積場設計書及び図面
- ・土留施設設計書及び図面
- ・埋立用地等確保書面（図）

△汚濁水流出防止措置

- ・汚濁水処理系統図（水洗水、降雨水等別）
- ・集水面積計算書（図）
- ・汚濁水処理施設設計書面及び図面
- ・排出水分析表（写し）

△採掘終了措置

- ・採掘終了措置図（平面図、断面図）

（記載例）

予想される災害の態様及び範囲

① 岩石の採掘

予想される災害の態様（土地の崩壊、亀裂又は陥没、土砂の流出、転落石等の記載とともに、これらの災害が及ぼす範囲を記載する。）

- ・採掘時に降雨等の影響により、のり面が崩壊し隣接地への土砂の流出が想定される。
- ・採掘後、のり面の浮石の除去が不十分であると、転石、落石による災害が予想される。

これらの災害の防止のための措置（階段掘り採掘法の採用、傾斜面の適正勾配、転落石防止施設の設置、天盤の厚さの確保、支柱又は残柱の設置等を記載する。）

- ・掘削規格図に示すように、採掘は階段採掘法で行い、傾斜面の適正勾配、適正な小段（ベンチ）幅、を確保するとともに、浮石、亀裂については常時点検する。
- ・隣接地（市道側）には、別添「災害防止計画図（土地の崩壊）」のとおり、転落石防止柵を設置する。

② 発破

予想される災害の態様（飛石、粉じんの飛散、騒音、振動等を記載するとともにこれらの災害が及ぼす範囲を記載する。）

- ・発破に伴い飛石、振動、騒音等の災害が想定される。

これらの災害の防止のための措置（飛石危険区域の設定、せん孔方向及び装薬量の適正化等を記載する。）

- ・別添「発破規格図」の規格を原則とし、発破に際しては危険区域を定め、同区域の道路に見張人を配置する。発破時にはサイレンで開始及び終了を周知し、発破時刻の定刻化を図る。発破振動に対しては装薬量の減少をもって対処し、飛石に対しては別添「災害防止計画図（飛石）」のとおり飛石防護柵を設置する。

③ 岩石の破碎選別

予想される災害の態様（粉じんの飛散、騒音、振動等を記載するとともに、これらの災害が及ぼす範囲を記載する。）

- ・プラント及び採掘機械等により粉じんの飛散や騒音の発生が考えられる。

これらの災害の防止のための措置（集じん装置の設置、散水装置の設置、防音装置の設置、振動装置等の設置を記載する。）

- ・プラントには散水装置を設置して、粉じんの飛散を防ぐとともに、採掘時間を限定することで早朝や夜間での騒音を防止し、良好な環境の保持に努める。
- ・プラントの発生源に散水、又は碎石プラントの隣接地（市道側）に防塵用の施設を設置する。

④ 岩石の洗浄等による汚濁水の処理

予想される災害の態様（濁水の流出等を記載するとともに、これらの災害が及ぼす範囲を記載する。）

- ・降雨時にプラント及び採取場から地区外へ汚濁水の流出が考えられる。

これらの災害の防止のための措置（汚濁水処理施設の設置、沢水排水路の設置、山腹水路の設置、沈澱池の設置等を記載する。）

- ・適切な規模の沈澱池および調整池を設置して、汚濁水の流出を防止するとともに、適宜浚渫を行い管理を十分に行う。また浚渫土砂は、たい積場横の広場にたい積し、自然乾燥ののち

にたい積場にたい積する。別添「汚濁水処理系統図（降雨水）」「集積面積計画書」「汚濁水処理施設設計図」のとおり。

⑤ 脱水ケーキの処理

予想される災害の態様（脱水ケーキの流出等を記載するとともに、これらの災害が及ぼす範囲を記載する。）

- ・たい積場からの脱水ケーキの流出が考えられる。

これらの災害の防止のための措置（脱水ケーキの強度向上、サンドイッチ工法の採用等を記載する。）

- ・排水性の良い廃土若しくは廃石との混合、又は石灰等改良材を適量添加・混合しサンドイッチ工法とすることにより、必要となる物性を確保し脱水ケーキの流出を防止する。

⑥ 廃土又は廃石のたい積処理

予想される災害の態様（たい積場の崩壊、廃土又は廃石の流出、粉じんの飛散等を記載するとともに、これらに災害が及ぼす範囲を記載する。）

- ・たい積場の盛土のり面が崩壊し、たい積場からの流出が考えられる。

これらの災害の防止のための措置（安定計算の実施によるたい積場構造の適正化、排水施設の設置、土留施設の設置、散水施設の設置等を記載する。）

- ・安定計算を実施して、安全な勾配で盛土を行い、たい積土の崩壊や流出を防止する。
- ・1回の積み上げ高さは1 m以下とし、十分に締め固めを行った後に、上層の積み上げを行う。

⑦ 採取跡

予想される災害の態様（土地の崩壊、土砂の流出、転落石、亀裂又は陥没等を記載するとともに、これらの災害が及ぼす範囲を記載する。）

- ・採掘終了後、降雨により、のり面が崩壊し隣接地へ土砂の流出が考えられる。

これらの災害の防止のための措置（土留め工事、小段の設置、残壁の適正な傾斜、のり面保護工事、植栽、採取跡の充填等を記載し、加えて、当該採取計画の認可期間中の当該措置の工事量（面積等）についても記載する。）

- ・採掘のり面には土質に応じて種子吹き付けまたは厚層基材吹き付けを施工し、平地には杉苗の植林を行うことで緑化を行い、のり面の崩壊・土砂流出の防止を図る。
- ・掘採終了残壁については、保全区域7～10mとし、これに接する表土部分のり面勾配は38°とする。

残壁は小段の高さ15m、段幅6 m、各のり面勾配は70°とする。また、表土部分及び小段には、それぞれ芝生、植栽（ヤシヤブシ）を行う。これらの緑化については、掘採が終了した箇所から順次行っていく。別添「災害防止計画書（採掘終了措置）」のとおり。

⑫ 「6 岩石の賦存の状況」

(ア) 岩石採取場及びその周辺の地質状況（地形、構造、分布、形態等）及び目的岩石の賦存状況（走向、傾斜、厚さ等）を記載すること。また、表土の状況（性質、厚さ等）、亀裂、断層、節理等についても記載すること。

(イ) 試すいを実施した場合は、その結果を記載し、また湧水がある場合はその箇所及び量について記載すること。

(ウ) 岩石採取場における全体の岩石採取可能量（岩石賦存量）についても記載すること。

（添付書類）

- 地質図（平面図、断面図）

- 岩石賦存量計算書
- 試すい柱状図
- 全体計画図（平面図、縦・横断面図）

（記 載 例）

採石場一帯は標高 200m前後の山が重畳し、地形は比較的なだらかである。地質は新第三紀中新世大森累層の安山岩及び火山砕屑岩からなり、南部には一部川合累層の砂岩が見られる。目的とする安山岩に節理は見られない。表土は赤色粘土質で 1 m～10mあり、平均 6 mである。採取場内東側に断層（走向N40° E、傾斜 80° N、巾 2 m）があり、ここから湧水が 0.1ℓ/分程度（平常時）ある。

（全体の岩石採取可能量 11,385,700 t）

⑬ 「 7 採取する岩石の用途」

採取しようとする岩石の用途別年間生産量等を記載すること。

（記 載 例）

採 取 し よ う と す る 岩 石 の 名 称	年 間 生 産 量 (単位 トン)	年 間 生 産 量 の 製 品 別 内 訳 (単 位 ト ン)											
		砕 石					石 材					工 業 用 原 料	
		道 路 用	コ ン ク リ ー ト	鉄 道 道 床 用	砂	そ の 他	小 計	切 石	間 知 石 割 石	割 ぐ り 石 捨 石	そ の 他		小 計
安山岩	162,082	92,082	70,000			162,082							
花こう岩	20,794									20,794	20,794		
計	182,876												
主 な 志 向 地		県 内	県 内								県 内		

⑭ 「 8 廃土又は廃石のたい積の方法」

(ア) (1) については、該当する方を○印で囲み、「その他」の方法の場合は、< >内にその方法を記載すること。

(イ) (2) については、該当するものを○印で囲むこと。「その他」の場合は、< >内に場所の状態を記載すること。

(ウ) (3) については、最大及び平均勾配を記入すること。

(エ) (4) については、次のことを記載すること。

- (i) 廃土・廃石（表土、ダスト、ヘドロ等）の発生量（変化率を乗じた数量）
- (ii) たい積場の残容量（転圧する場合その変化率を乗じた数量）
- (iii) 土留施設の状況
- (iv) たい積物流出防止措置

- (v) たい積場からの汚濁水流出防止措置
- (vi) たい積場内へ流入するおそれのある排水施設等の状況及び流入するおそれのある水（排水施設、沢水、雨水等）の流入防止措置
- (vii) 廃土・廃石を場外へ搬出する場合は、埋立用地の確保状況及び埋立容量について記載すること。

(添付書類)

- 廃土・廃石発生量計算書
- たい積場設計書及び図面（安定計算）
- 土留施設設計書及び図面
- 埋立用地等確保書面（図）

(記載例)

- (1) たい積の方法（ 水平層状堆積 その他< > ）
- (2) たい積場の設置場所（ 沢 山腹斜面 平地 その他< > ）
- (3) 傾斜面の勾配（最大 30 度）（平均 24 度）
- (4) その他参考事項（廃土・廃石発生量、変化率、たい積場容量、流出防止施設等について記載のこと）
 - ① 表土 27,608m³（19,720×変化率 1.4）、ダスト 8,026m³（採取量 80,260×10%）合計 35,634m³の廃土・廃石の発生が見込まれる。
 - ② たい積場は別添「岩石採取場周辺状況図」及び「たい積場設計図」に示す位置及び構造とする。
 - ③ たい積場の容量は 68,500m³であるが、既に 28,750m³をたい積しているので残容量は 39,750m³である。廃土・廃石発生量は 35,634m³であるが、転圧するため 30,112m³（27,608×変化率 0.8+8,026）をたい積する計画で、容量は十分間に合う。
 - ④ たい積場の法尻には別添「土留施設設計書及び図面」のとおり土留を行い、土砂の崩壊及び流出防止を図る。
 - ⑤ たい積場へ流入するおそれのある水路、沢はないが、降雨水については、たい積場法面にコンクリートの排水路を設け、下部の沈砂池に導く。（別添「たい積場設計図」及び「汚濁水処理施設図（降雨水）」のとおり。）
 - ⑥ たい積物の下部には「たい積場設計図」のとおり、1,000^m/_mの有孔ヒューム管を埋設している。

⑮ 「9 岩石の採取に伴う災害防止に関する事項」

(⑮-1) 「(1) 岩石採取跡措置保証書の有無」

岩石採取跡措置保証書の有無について、()内の該当する方を○で囲み、「有」の場合には保証書の名称及び代表者の氏名を記載すること。

(添付書類)

岩石採取跡措置保証書

(15-2) 「(2) 岩石の搬出の方法」

(ア) (イ)については、採取場から製品、廃土を搬出する業者名を記入すること。

(イ) (ロ)については、運搬車の種類、1日平均の延べ往復回数を記入すること。

なお、搬出総量と採取数量については概ね一致させること。

(ウ) (ハ)については、次のことを記載すること。

(i) 運搬作業の時間帯（通学時、夜間を避ける）

(ii) 公道に至るまでの道路の管理（降雨汚濁水、粉じん、汚損防止）

(iii) 過積載防止、落石防止、水切り措置

(iv) 通学路、一般通行に対する通行防止方法

(v) 交通安全に対する運転者その他関係者に対する教育方法

（添付書類）

○搬出経路図（岩石採取場からの岩石の搬出方法及び当該岩石採取場から国道又は都道府県にいたるまでの岩石の搬出の経路を記載した書面）

○災害防止計画書（道路汚損防止措置）

○私道通行同意書

○搬出計画書

(記載例)

(イ) 岩石を搬出する主体（事業名）

○運送(有)、×町内建設業者（○土建、△建設他）

(ロ) 岩石の運搬車の種類、台数（1日平均）（例：8t車 10往復/日、3t車 5往復/日）
11t車 3往復/日 10台、4t車 2往復/日 5台

① 搬出は午前8時から午後5時までとし、途中、学童の登下校時は運行しない。

② 市道までの専用道路（私道）は30mであるが、この間はコンクリート舗装を行う。また適宜清掃を行い、粉じん、汚濁水流出の防止を行う。

③ 交通法規を遵守し、過積載、転落防止を図るとともに、運転速度を厳守するよう運転者の教育を行う。（毎月曜日）

(15-3) 「(3) 採取場を管理する事務所の名称及び所在地」

法第32条により登録されている名称及び所在地（電話番号）を記載すること。変更があった場合は、直ちに法第32条の7第1項の届出を行うこと。

(15-4) 「(4) 業務管理者の氏名、生年月日及び住所並びに合格又は認定番号」

(ア) 採取場を管理する事務所の業務管理者の氏名、生年月日及び住所並びに合格又は認定番号を記載すること。複数の業務管理者により管理を行う場合は、すべての者について記載すること。

(イ) 合格又は認定のいずれか該当する方を○印で囲むこと。

(15-5) 「(5) 岩石採取計画に従って災害防止が行われるための採石業務管理者の監督計画」

(ア) 認可採取計画に従って適正に採取が行われるよう、業務管理者が採取事業者に対して行う説明、監督、教育等について具体的箇条的に記載すること。

(イ) 災害防止施設の管理、災害発生予防に対する措置について記載すること。

(ウ) 災害発生又はそのおそれがある場合の業務管理者としての対策並びに処理方法について記載すること。

(添付書類)

○業務管理者調書(1人の業務管理者が数カ所の採取場の業務を管理する場合)

(記載例)

- | |
|---|
| <p>① 毎日始業前に作業員全員を集め、当日の作業計画及び作業における災害防止を説明し、周知徹底する。</p> <p>② 毎日時刻を定めて場内を巡回し、次の事項について監督及び指示を行う。</p> <p>(ア) 認可採取計画に基づく適正な採掘法で作業を行っているか。また粉じん、騒音、飛石の防止を考慮したさっ孔位置、さっ孔方法、さっ孔長、装薬量であるか。</p> <p>(イ) 発破前後の合図、危険防止のための措置が十分であるか。</p> <p>(ウ) 始業前、発破終了後に土地の亀裂、浮石の点検が十分なされ、常に安全な状態であるか。</p> <p>(エ) 採取地及びプラント施設の粉じん、騒音、汚濁水の処理が十分なされているか。</p> <p>(オ) 沈澱池、沈砂池の機能が十分発揮されるよう管理されているか。</p> <p>(カ) 廃土・廃石がたい積場に適切にたい積され、土砂の崩壊、汚濁水の放流の恐れはないか。</p> <p>(キ) 作業員の作業位置が適切であるか。また保安帽、命綱等の使用がなされているか。</p> <p>(ク) 搬出車について過積載防止、シートカバーによる被覆がなされているか。</p> <p>(ケ) 市道〇〇線に至るまでの道路から粉じんの発生、汚濁水の流出はないか。</p> <p>(コ) その他災害防止施設の適切な維持管理がなされているか。</p> <p>③ 週に1～2回、場外(特に市道〇〇線)において、交通法規、地元協定事項が遵守されているか監督し、適切な措置をする。</p> <p>④ 出入口において、市道の一般歩行者、通行車の交通安全を期するため専用の誘導員、道路清掃員を置き監督する。</p> <p>⑤ 災害の防止には常に注意を払うとともに、万一災害が発生した場合には、応急措置をした後、直ちに関係当局に届け出指示を受け、その回復に努める。更にその原因を調査し、対策を講ずる。</p> <p>⑥ その日の要件を日誌に記録し、保存する。</p> |
|---|

3 添付書類一覧

別表第1（第7条関係）

番 号	書類・図面名	根 拠 (採石法施行規則 第8条の15)
1	採石業者登録証の写し等	5号
2	岩石採取場土地調書	11号
3	土地の登記事項証明書	〃
4	公図の写し	〃
5	採取権限関係の書類（写し）	7号
6	他行政庁の許認可関係書類（写し）	8号
7	資金計画書	10号
8	岩石採取場位置図（1/50,000）	1号
9	岩石採取場周辺状況図（1/3,000～1/5,000）	2号
10	採掘に係る実測平面図（1/500又は1/1,000）	3号
11	採掘に係る実測横断面図（9と同縮尺）	4号
12	採掘に係る実測縦断面図（9と同縮尺）	〃
13	岩石採取場面積計算書（図）	11号
14	岩石採取区域面積計算書（図）	〃
15	岩石採取量計算書（岩石の採取期間に係る岩石採取量に関する計算書）（申請期間）	〃
16	岩石分析表（写し）	〃
17	製品規格試験表（写し）	〃
18	採掘規格図（縮尺任意）	〃
19	垂直残柱の強度計算書	〃
20	採掘機械一覧表	〃
21	発破規格図	〃
22	破碎選別系統図	〃
23	破碎設備、選別機械一覧表	—
24	場内運搬系統図（縮尺任意）	11号
25	運搬機械一覧表	—
26	災害防止計画書（図）	
26-1	災害防止計画書（土地の崩壊、亀裂、陥没、転落石等防止措置）	11号
26-2	〃（騒音災害の防止措置）	〃
26-3	〃（振動災害の防止措置）	〃
26-4	〃（粉じん災害の防止措置）	〃

26-5	〃 (飛石災害の防止措置)	〃
26-6	〃 (汚濁水の流出防止措置)	〃
26-6-1	----- 汚濁水処理系統図 (水洗水、降雨水等)	〃
26-6-2	----- 集水面積計算書 (図)	〃
26-6-3	----- 汚濁水処理施設設計書及び図面	〃
26-6-4	----- 排出水分析表	〃
26-7	災害防止計画書 (廃土・廃石・脱水ケーキの流出防止措置)	11号
26-7-1	----- 廃土、廃石発生量計算書	〃
26-7-2	----- たい積場設計書及び図面	〃
26-7-3	----- 土留施設設計書及び図面	〃
26-7-4	----- 埋立用地等確保書面 (図)	〃
26-8	災害防止計画書 (採取跡の措置)	〃
26-9	災害防止計画書 (道路汚損防止措置)	〃
27	地質図	〃
28	岩石賦存量計算書 (開発区域全体に係る岩石賦存量計算書) (全体)	〃
29	試すい柱状図	〃
30	全体計画図 (開発区域全体に係る計画図)	〃
31	搬出経路図	9号
32	業務管理者調書	11号
33	参 考	
33-1	参 考 (現場写真)	11号
33-2	〃 (私道通行同意書 (写し))	〃
33-3	〃 (地元協定書等 (写し))	〃
33-4	〃 (漁業関係者同意書等 (写し))	〃
33-5	〃 (境界確認書 (写し))	〃
33-6	〃 (隣接土地所有者の同意書 (写し))	
33-7	〃 (鉱業権者との協議書等 (写し))	〃
33-8	〃 (埋戻し土砂等確保書面)	〃
33-9	〃 (搬出計画書)	11号
33-10	〃 (岩石の採取及び採取場跡地の整備に係る工程を示す 書面)	11号
33-11	〃 (岩石採取跡措置保証書)	〃
33-12	〃 (岩石採取認可期間特例承認書 (写し))	〃
33-13	〃 (その他)	〃

備考

1. 19 (坑内掘りの場合) 及び 33 (参考) については、必要に応じて添付するものとする。

--

4 添付書類作成要領

① 採石業者登録証の写し等

(法第 32 条の登録を受けていることを示す画面)

県知事の採石業者登録証の写し及び登録事項変更通知書等の写し。

② 岩石採取場土地調書

岩石採取場の区域の各筆について、地番、地目、面積、土地所有者等を記載した別添様式 1 による調書を作成し、添付すること。

③ 土地の登記事項証明書

(ア) 岩石採取場全体（採取区域だけではない）の地番について、正本だけに添付する。後述の様に採取の権限が土地所有権（申請者自身の土地）である地番については、「採取権限関係の書類」と兼ねることとし、この場合副本には写し（コピー）を添付することができる。

(イ) 申請日以前 3 ヶ月以内に求めたものであること。

④ 公図の写し

(ア) 採取場に係る土地の公図写し（法務局出張所等で求める）。

(イ) 採取場の境界線を表示する（黄緑線）。

(ウ) 採取場内及び周辺に国土交通省所管公共用財産（里道＝赤線、水路＝青線）が存在する場合は、これらを表示する（赤色、青色）。

(エ) 公図が現状と一致する場合（例えば、地籍図等）は、採取場隣接地の 1 筆毎の地番、地目、面積、所有者名を記入することが望ましい。

⑤ 採取権限関係の書類

(岩石採取場で岩石の採取を行うことについて、申請者が権限を有すること又は権限を取得する見込みが十分であることを示す書面)

(ア) 申請者が所有する土地で採石を行う場合は、当該土地に係る土地（不動産）登記簿謄本（申請日以前 3 ヶ月以内に求めたもの）。正本については②と兼ねるので副本に（写しでもよい）添付すること。

(イ) 他人の土地で採石を行う場合は、土地所有者その他当該土地に関し、第三者に対抗する権利を有する者（土地所有権者、地上権者、抵当権者等）と申請者の間の当該土地において岩石を採取する旨等を内容とした契約書又は同意書に写し。必ず当該土地所在地（地番まで表示。一部分の土地の契約等の場合は、その部分を表示した書類を添付すること。）、契約者、契約期間、契約日の入ったものとする。

(ウ) 規則に規定する「権限を取得する見込みが十分であることを示す書面」とは、当該土地の売買の予約が成立している場合における予約契約書等の写し、また、土地の購入又は岩石の採取について地権者の同意書の写し等をいう。

(エ) 契約者と土地登記簿謄本の所有者が違う場合は、契約者が正当な権利者であることを示す書類を添付すること。

(オ) 共有地の場合は共有者全員との契約（委任状等）であること。

(カ) 契約期間は申請期間に見合ったものであること。

(キ) 官(公)有地の場合には所管官庁の岩石採取についての証明書(貸付、借用あるいは払下げ等)を添付すること。

(ク) 採石権に基づき採石を行う場合は、その権利を証する書面を添付すること。

⑥ 他行政庁の許認可関係書類

(岩石の採取に係る行為に関し、他の行政庁の許可認可その他の処分を必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面、又は受ける見込みに関する書面)

(ア) 岩石の採取に係る行為に関し、他の行政庁に許認可等を必要とする場合は、その処分を受けていることを示す書面(その行政庁が発行した証明書又は許可証、認可証、許可通知書等の写し)を添付すること。この場合処分があったか否かを示すだけでなく、その処分の内容(例えば採取の数量、採取の期間)を示す書面であること。

(イ) 「受ける見込みに関する書面」とは、他の行政庁に提出した許可・認可その他の処分を受けるために申請書等の写しをいう。ただし、この場合は、正式に処分(許可・認可等)があった場合その写しを提出すること。

(ウ) 別途様式2に基づく調書を作成し、該当するものに関し、上記の書類を添付すること。

⑦ 資金計画書(採取跡における災害防止のために必要な資金計画を記載した書面)

(ア) 採取計画に定められているのり面保護工事、植栽等の採取跡における災害の防止のための措置の実施に必要な工事費用を記載すること。

(イ) その工事費用の確保の方法を記載すること。

(ウ) 様式は任意とするが、様式5を参考とすること。

⑧ 岩石採取場位置図

(岩石採取場の位置を示す縮尺5万分の1の地図)

(ア) 縮尺は必ず5万分の1とし、方位・縮尺を記入すること。

(イ) 採取場の位置を赤○印で示し、採取場名を記入すること。

(ウ) できるだけ国土地理院発行の地形図を利用すること。

(エ) 採取場と搬出する国道又は県道との距離が長く、かつ、後述する「搬出経路図」と合わせて「搬出経路図」とする場合以外は、「搬出経路図」と兼ねることができない。

⑨ 岩石採取場周辺状況図

(岩石採取場及びその周辺の状況を示す図面)

(ア) 地形の状況がわかる縮尺3千分の1～5千分の1のものとする。(森林基本図又は都市計画基本図を利用するのが便利である。)

(イ) 縮尺及び方位を記入すること。

(ウ) 採取場境界線を表示する。(黄緑色。必ず閉じること。)

(エ) 申請する期間内の採取区域(表土除去だけの区域も含む。)(赤色)、廃土又は廃石のたい積場の位置(茶色)及び災害防止施設の設置場所(青色他)を表示すること。プラント位置も表示することが望ましい。

(オ) 岩石採取場並びにその周辺 300 メートル(採取場の外縁から)の範囲内に存在する河川、道路、その他公共の用に共する施設(鉄道、橋、ダム、公園、学校、病院等)、家屋その他建物の位置及び農地、農林業等の産業用施設等を記載し、その名称も記入すること。

(カ) 採取場の中心から 100 メートル、200 メートル、300 メートル、400 メートル、……の円((オ)に示した施設等がすべて含まれる円とする。)を記入すること。

(キ) 凡例、採取場名(申請者)を記載すること。

(ク) 後述の「搬出経路図」と兼ねてもよい。

⑩ 掘採に係る実測平面図

(掘採に係る土地の実測平面図)

(ア) 縮尺は 500 分の 1 又は 1,000 分の 1 を原則とする。

(イ) 縮尺及び方位を記入すること。

(ウ) 他の図面と兼ねることができない。

(エ) 測量士が測量したものでなくてもよいが、地形の状況が詳しくわかる実測したものであること。

(等高線は 2 メートル間隔を原則とする。)

(オ) 採掘方法その他技術的には「採石技術指導基準書(平成 15 年版)」の内容を満足したものであること。

(カ) 採取場に限らず、周辺(境界線より最低 20 メートル)の地形の状況がわかるものであること。なお、近接する道路、建物、河川等についても記載すること。

(キ) 採取場の境界線(黄緑色)を記入すること。(必ず閉じること。)

(ク) 採取場の土地の地番を区分し、地番を記入すること。

(ケ) 原石・製品置場、廃土・廃石等のたい積場、法定認可標識、周囲外柵等、出入口、プラント、沈殿池その他災害防止施設(排水路含む)、火薬庫等の位置及び掘削方向を記載すること。

(コ) 採取場境界杭の位置及び番号(ナンバー)を記載すること。

(露天掘りの場合)

(ア) 保全距離線を記載する。なお、保全距離 = 5 メートルではなく、最終的に採取しない区域を保全区域とする。

(イ) 表土を除去しようとする(計画)区域を記載する(茶色)。

(ウ) 申請する期間内における岩石採取計画区域を表示する(赤色)。

(エ) 縦断面線、横断面線及びそれらの番号を記載する。(掘削方向を縦断面、それと直交する方向を横断面とする。)これらは両側の境界線の外側まで記載すること。

(オ) 横断面線は概ね 20 メートル間隔にとる。縦断面線は採取計画区域のほぼ中央に必ず 1 本はとり、数、間隔は必要に応じてとること。

(カ) 断面線は互いに垂直であることを原則とするが、地形が複雑な場合は、地形の状況が判読できるよう適宜とること。

(キ) 登板道（計画も含む。）、計画ベンチの位置を記載すること。

(ク) 採取場隣接地の地番、地目、面積、所有者名を記入し、それらの境界も記載すること。

(坑内掘りの場合)

(ア) 申請する期間内における採取計画区域を表示する（赤色）。

(イ) 縦断面線、横断面線を記載する。（掘進方向を縦断面、それと直交する方向を横断面とする。）

(ウ) 断面線の間隔は露天掘りの場合と同じとするが、同規格の場合は、変化のある部分ごとに記載してよい。

(エ) 抗口位置、坑道の支保、通気について記載する。

⑪ 掘採に係る実測横断面図

（掘採に係る土地の実測横断面図に当該土地の計画地盤面を記載したもの。）

(ア) 縮尺を記載すること。

(イ) 縮尺は「掘採に係る実測平面図（⑩）」と同一とすること。

(ウ) 垂直方向と水平方向の縮尺は同一とすること。

(エ) レベル（海拔）を記載すること。

(オ) 最終採取計画地盤面及び最終残壁計画を記載すること。

(カ) 申請する期間内における採取計画区域を表示する（赤色）。

(キ) 採取量計算はこの図によって行うので、平面図及び次に述べる縦断面図と正確に合致するよう（垂直・水平方向とも）作成すること。また、平面図の断面線番号とこの断面線番号を合致させること。

(ク) 申請する期間内の岩石採取量計算基礎を記載すること（CA'）。なお、断面積計算に三斜法を用いた場合は寸法線及び寸法はそのまま記載しておくこと（小数点以下1位止め）。

(ケ) 全体の（申請する期間内を含む）岩石採取可能量計算基礎を記載すること（CA）。

(コ) 縦断面線位置及び番号を記載すること。

(サ) 両端の土地境界線を記載すること。なお、境界線の外側についてもある程度記載すること。

(シ) 近接する施設等の位置についても記載すること。

(露天掘りの場合)

(ア) 保全区域を表示すること（両側とも）。

(イ) 申請する期間内における表土除去計画区域を表示する（茶色）とともに平面図、縦断面図と合わせること。

(ウ) 申請する期間内（CA'）及び全体（CA）の表土除去量計算基礎を記載すること。

(坑内掘りの場合)

(ア) 天盤の有効厚さを記載すること。

(イ) 掘採箇所を上下2段以上設ける場合は垂直残柱の中心線及び水平残柱の厚さを記載すること。

(ウ) 坑口の位置、坑道の支保及び通気について記載すること。

⑫ 掘採に係る実測縦断面図

(掘採に係る実測縦断面図に当該土地の計画地盤面を記載したもの。)

(ア) 縮尺を記載すること。

(イ) 縮尺は「掘採に係る実測平面図 (⑩)」と同一とすること。

(ウ) 垂直方向と水平方向の縮尺は同一とすること。

(エ) レベル (海拔) を記載すること。

(オ) 最終採取計画地盤面及び最終残壁計画を記載すること。

(カ) 申請する期間内における採取計画区域を表示する (赤色)。

(キ) 平面図 (水平方向)、横断面図 (垂直方向) と正確に合致すること。また、平面図の断面線番号とこの断面線番号を合致させること。

(ク) 横断面線の位置及びその番号を記載すること。

(ケ) 両端の土地境界線を記載すること。なお、境界線の外側についてもある程度記載すること。

(コ) 近接する施設等の位置についても記載すること。

(露天掘りの場合)

(ア) 保全区域を表示すること (両側とも)。

(イ) 申請する期間内における表土除去計画区域を表示する (茶色) とともに平面図、横断面図と合わせること。

(坑内掘りの場合)

「掘採に係る実測横断面図 (⑪)」の項に同じ。

⑬ 岩石採取場面積計算書 (図)

(ア) 岩石採取場 (境界線で囲まれる区域) の面積を原則として座標法又は三斜法により計算し、その面積計算を記載すること。他の方法による場合は、求積の方法及び根拠を記載すること。

(イ) 図面は「掘採に係る実測平面図 (⑩)」と同一の縮尺が望ましい。

(ウ) 境界杭の位置及びその番号を記載すること。

⑭ 岩石採取区域面積計算書 (図)

(ア) 申請する期間内の岩石及び表土の採取 (除去) 計画区域の面積を原則として座標法又は三斜法により計算し、その面積計算を記載すること。他の方法による場合は、求積の方法及び根拠を記載すること。

(イ) 図面は「掘採に係る実測平面図 (⑩)」と同一の縮尺が望ましい。

⑮ 岩石採取量計算書 (申請期間)

(ア) 申請する期間内の岩石採取量を「掘採に係る実測横断面図 (⑪)」で求めた数値 (CA') により計算する。

(イ) この数値 (容量、立方メートル) に原石の比重を乗じて採取量 (重量、トン) を算出す

る。

計算の結果小数点以下の端数が生じた場合は小数点以下を切り上げること。

⑯ 岩石分析表

(ア) 火成岩（花こう岩～玄武岩）については、岩石の種類、性質等を知るために次の成分を分析し、その表（写し）を添付することが望ましい。

SiO₂, Al₂O₃, FeO, Fe₂O₃, CaO, MgO, Na₂O, K₂O 等

(イ) 付近に鉱山（休廃止鉱山も含む。）がある場合等には、岩石及び表土について、次の成分を分析し、その表（写し）を添付することが望ましい。

Cd, As, Cu, Pb, Zn

⑰ 製品規格試験表

(ア) 岩石の比重を試験し、その表（写し）を添付すること。

(イ) 砕骨材（路盤用、生コン用、アスコン用等）の場合は次の項目について試験し、その表（写し）を添付すること。

吸水量、安定性、すりけり減量

⑱ 採掘規格図

(ア) 決定した採掘方法を進めていくための採掘の型すなわち単位となる採掘法を図化する。

(イ) 任意の縮尺とするが、「掘採に係る実測横断面図 (⑪)」又は「掘採に係る縦断面図 (⑫)」の内の代表的な断面を用い、掘削順序を記載すること。

(露天掘りの場合)

(ア) 表土除去と岩石採取区域との関係を示すこと（表土除去の先行）。

(イ) 段階採掘法の場合は、段階の高さ、幅、掘削面の勾配を示すこと。

(ウ) その他の採掘法においても、同様の項目等について示すこと。

(坑内掘りの場合)

(ア) 天盤の有効厚さ及び表土の厚さを示すこと。

(イ) 中断採掘法、柱房式採掘法の場合は採掘幅、高さ、長さ及び垂直残柱の幅について記載すること。

(ウ) 残柱式採掘法の場合は採掘高さ、幅及び垂直残柱の幅について記載すること。

(エ) 掘採箇所を上下2段以上とる場合は、水平残柱の厚さを示すこと。

⑲ 垂直残柱の強度計算書

残柱のある坑内掘りの場合、添付すること。

⑳ 採掘機械一覧表

申請書の「掘採手段」の欄に書ききれない場合に添付すること。

㉑ 発破規格図

(ア) 火薬類を使用する場合に添付すること。

(イ) 任意の縮尺とする。

(ウ) 通常の場合における穿孔の径・長さ・方向及び1孔当たりの装薬量についての規格を図

化すること。

- (エ) 火薬類（火薬、爆薬、AN-FO、火工品）の種類別に、通常の場合の発破1回当たりの使用量、1カ月の最大使用回数及び最大使用量並びに年間使用量について記載すること。

②② 破碎選別系統図

- (ア) 破碎設備、選別機械がある場合に添付すること。
- (イ) 設備配置図（平面図、任意の縮尺）及びフローチャートで、原石から製品に至るまでの機械工程を図化し、名称一覧表を記載すること。
- (ウ) 水洗の場合は、用水の循環使用・排水の別、使用水量（1日当たりの平均使用水量）及びその取水源ごとの取水量を記載すること。

②③ 破碎設備、選別機械一覧表

申請書の「破碎設備」「選別設備」の欄に書ききれない場合に添付すること。

②④ 場内運搬系統図

- (ア) 任意の縮尺とする。「掘採に係る実測平面図（⑩）」の原紙を使用することが望ましい。
- (イ) 切羽、原石ホッパー、製品置場等採取場内における、運搬、積込み系統を図示すること。
- (ウ) 平面図の原紙を利用した場合は、後述する「汚濁水処理系統図」「災害防止計画書（図）」と兼ねることができる。

②⑤ 運搬機械一覧表

申請書の「運搬機械」の欄に書ききれない場合に添付する。

②⑥ 災害防止計画書（図）

- (ア) 「採石技術指導基準書（平成15年版）」の基準、他法令の基準及び各種行政庁の指示等により災害防止対策を講ずる場合に、その計画書（災害防止方法についての説明書、施設を設置する場合にはその設計図、計算書等）を添付すること。
- (イ) 施設については、「掘採に係る実測平面図（⑩）」、「周辺状況図（⑨）」及び「災害防止計画図（②⑥-〇）」にその設置位置を正確に表示すること。
- (ウ) 申請書にも記載することとなっているが、その詳細な説明とすること。

②⑥-1 災害防止計画書（土地の崩壊、亀裂、陥没、転落石等防止措置）

- (ア) 「表土崩壊防止柵」「転落石防護壁」等の設計図、構造図等を添付すること。
- (イ) 坑内掘りにおいては、「採掘跡の充填方法」「坑道の支保状況」についての説明図を添付すること。

②⑥-2 災害防止計画書（騒音災害の防止措置）

騒音発生源を示す図面及びその防止施設設置図・構造図等を添付すること。

②⑥-3 災害防止計画書（振動災害の防止措置）

振動発生源を示す図面及びその抑制措置についての説明書等を添付すること。

②⑥-4 災害防止計画書（粉じん災害の防止措置）

粉じん発生源を示す図面及びその防止施設設置図・構造図等を添付すること。

②⑥-5 災害防止計画書（飛石災害の防止措置）

- (ア)「飛石防護網」等の設置図・構造図等を添付すること。
- (イ)小割発破を行う場合は、災害防止施設について図示すること。
- (ウ)適正装薬量の算出についても記載すること。

②⑥-6 災害防止計画書（汚濁水流出防止）

次の書類を添付すること。

②⑥-6-1 汚濁水処理系統図

- (ア)汚濁水の発生する原因別（水洗水、降雨水等）に作成すること。（図面は兼ねてもよい。）
 - (イ)水洗汚濁水については、発生箇所から場外排水直後の施設まで記載すること。
 - (ウ)降雨水については採取場全体に係る集水区域の図面（500分の1～2,000分の1）を作成し、次の項目について記入すること。
 - (i)縮尺、方位
 - (ii)採取場境界線（黄緑色）、採取申請区域（赤色）及び現況
 - (iii)掘採箇所上流の沢水及び山腹水の場内貫流による汚濁防止のための設置した施設（ダム、沢水排水路、山腹排水路等）の状況
- ※集水区域が大きい場合は、採取場だけの図面と全体の図面（5,000分の1まで）に分けてもよい。
- (エ)汚濁水処理施設（沈殿池、調整池、沈砂池、污水处理機、排水路等）を示し（青色）、施設名、番号を記載すること。
 - (オ)流水方向を矢印で示すこと。
 - (カ)場内湧水を汚濁することのないよう場外へ排出するための施設について示すこと。

②⑥-6-2 集水面積計算書（図）

- (ア)降雨による集水面積を計算すること。
- (イ)図面の縮尺は原則として5,000分の1までとする。

②⑥-6-3 汚濁水処理施設設計書及び図面

- (ア)任意の縮尺とする。
- (イ)各施設ごとに作成することとし、「汚濁水処理系統図（②⑥-6-1）」の施設番号と合わせることを。
- (ウ)汚濁水発生量及びその計算基礎について記載すること。各施設はこの量を処理できる能力をもつこと。
- (エ)降雨による汚濁水の発生量については計算により求めること。
- (オ)各施設の構造を示す設計書であること（平面・断面図）。
- (カ)沈殿物等の処理方法について記載すること。
- (キ)「水質汚濁防止法」の適用を受ける場合には、排水基準を満足することが可能な旨を説明した書類を添付すること。
- (ク)沈殿池等危険防止の必要のあるものは、防護柵等の設置状況についても記載すること。

②⑥-6-4 排出水分析表

汚濁水処理後の水質（SS、PH、Cu、Cd、AS、Pd、Zn等）について、その検査結果を示す表（写し）を添付すること。

②⑥-7 災害防止計画書（廃土、廃石、脱水ケーキの流出防止措置）

次の書類を添付すること。

②⑥-7-1 廃土、廃石、脱水ケーキ発生量計算書

（ア）表土（風化層を含む。）の量を算出すること。これは、実測平面図・断面図を利用し、トレンチング、ボーリング等を行って実際の表土の厚さを求めて計算する。

（イ）容量（立方メートル）で表すこととし、掘採に伴う変化率を乗じた数値も示すこと。

（ウ）プラント等から発生する廃石（ダスト等）量を算出すること。

（エ）汚濁水処理施設（沈殿池、プレス等）から出される廃土石量を算出すること。

（オ）その他事業に伴って発生する廃土、廃石の量を記載すること。

②⑥-7-2 たい積場設計書及び図面

（ア）一時たい積場を含む。

（イ）たい積場の位置（離れている場合）、たい積場の周囲及び下流の状況（地形、道路、農業施設、流入のおそれのある水路、農地、家屋等）のよくわかる図面を作成すること。（平面図と別図としてもよい。周辺状況図と兼ねてもよい。）

（ウ）たい積場全体を示す実測した平面図、縦断面図、横断面図を作成すること。これらには、たい積前の地盤、既たい積地盤及び完了予定地盤（点線）を必ず記載すること。

（エ）上記平面図、断面図を利用して容量を算出し、計算書（説明書）を添付すること。なお、今後のたい積可能性が前述の廃土、廃石発生量（変化率を乗じた後のもの）以上であること。

（オ）平面図と（イ）の図面を別にした場合は、近接の物件について平面図に示すこと。

（カ）平面図及び断面図に「土留施設」及び「暗きょ」について表示すること。

（キ）断面図にはたい積の方法及び順序を示すこと。

（ク）完成した（たい積後の）状態における安定計算を行うこと。

（ケ）たい積場内へ流入するおそれのある水の排水施設の設計書及び図面を添付すること。

②⑥-7-3 土留施設設計書及び図面

（ア）たい積物の流出のおそれのある場合には必ず設置すること。

（イ）施設は、地震力、土圧を考慮して設置し、「採石技術指導基準（平成15年版）」に基づき設計することを原則とする。この設計書及び図面を添付すること。

②⑥-7-4 埋立用地等確保書面（図）

廃土、廃石を埋立地等へ搬出する場合には、埋立用地の確保状況及び埋立容量について説明した書面及び図面を添付すること。

②⑥-8 災害防止計画書（採掘終了措置）

（ア）採掘が終了する部分（特に残壁）について、その措置計画を平面図及び断面図に示すこ

と。

(イ) 各種措置計画について、種類ごとにその区域を平面図に示すこと。(多くある場合は、色分けするとよい。)

(ウ) 植栽、危害防止については、その設計図(拡大図)を添付すること。

(エ) 最終措置については、残壁計画(保全区域の土留工)、計画地盤、緑化計画、整地計画、跡地計画、立入禁止柵、坑口閉そく等を示すこと。

②6-9 災害防止計画書(道路汚損防止措置)

(ア) 搬出にあたっては、採取場区域から出るまでに道路汚損防止措置を講じる必要があるため、必要な措置(例:洗車ピット、舗装等)を記載した資料を添付すること。(汚損をしないための措置であり、汚損した場合の措置ではないことに注意すること。)

なお、認可申請書(様式第15)「9 岩石の採取に伴う災害防止に関する事項」に併記した場合は、添付省略できるものとする。

(イ) 道路汚損防止措置を行った位置を記入した図面を添付すること。「③1 搬出経路図」に記入してもよい。

②7 地質図

(ア) 岩石採取場及び周辺の地質状況を2,000分の1程度の図面にまとめること。断面図を添付することが望ましい。(専門の会社等を利用するのが便利である。)

(イ) 断層の状態、堆積岩にあつては走行、傾斜、火成岩にあつては主な節理の方向を記入すること。

②8 岩石賦存量計算書

岩石採取場において、申請する期間を含めた全体の可採岩石(実際に掘採が可能である岩石)の賦存量を算出し、計算書を添付すること。(平面図(⑩、③0)断面図(⑪、⑫、③0)を利用する。)

②9 試すい柱状図

試すいを行った場合は、その位置を示す図面及び柱状図を作成すること。

③0 全体計画図

(ア) 採取場における採掘終了までの時期(2~3年を1期とする)採取計画と平面図、断面図に記載すること。

(イ) 縮尺は、「掘採に係る実測平面図(⑩)」、「掘採に係る実測平面図(⑪、⑫)」と同一とする。

(ウ) 横断線、縦断線は1本以上とし、2本以上の場合、間隔は適宜とする。

③1 搬出経路図

(岩石採取場からの岩石の搬出の方法及び当該岩石採取場から国道又は都道府県道にいたるまでの岩石の搬出の経路を記載した書面)

(ア) 縮尺は5,000分の1程度とすること。ただし、採取場から県道又は国道までの距離が長い場合、はみ出す部分について50,000分の1としてもよい。

(イ)「岩石採取場周辺状況図(⑨)」(はみ出す部分については「岩石採取場位置図(⑧)」と兼ねてもよい。

(ウ)国道又は県道に至るまでの経路を朱書きで記載し、関係する路線名(町道〇〇線等)を記入すること。

(エ)搬出経路に私道がある場合は、地番及び所有者を記載し、通行権限を有することを証する書類(契約書等)の写しを添付すること。

③② 業務管理者調書

1人の業務管理者が数ヵ所の採取場の業務を管理する場合は、別添様式3により作成すること。なお、県から指示のあった場合も同様とする。

③③ 参 考 (以下の書類は、必要に応じて添付すること。)

当該岩石採取場の状況によって、次に示す書類を添付すること。

③③-1 参 考 (現場写真)

(ア)申請区域が全体的に観察できる現場写真で、採取区域を記載すること。

(イ)大きさは任意とするが、台紙に貼り、説明書きを記載すること。

③③-2 参 考 (私道通行同意書)

「搬出経路図」(③①)の項(エ)で示した書類とする。

③③-3 参 考 (地元協定書等)

採取、運搬等について地元市町村、地元自治会等と協定、覚書を締結している場合は、その写しを添付すること。

③③-4 参 考 (漁業関係者同意書等)

採取に伴う汚濁水等により、漁業権との調整が必要な場合は、漁業関係者の同意書の写しを添付すること。

③③-5 参 考 (境界確認書)

(ア)採取場関係土地所有者と隣接土地所有者が異なる場合は、隣接土地所有者との境界確認書を添付すること。

(イ)採取場関係土地所有者と隣接土地所有者が同一の場合は、土地所有者との採取区域確認書を添付すること。

(ウ)隣接土地が公有地(道路、河川等)の場合はその管理者との境界確認書を添付すること。

③③-6 参 考 (隣接土地所有者等の同意書(写し))

採取場に近接して人家、農地、鉄塔等がある場合は、関係者の同意書の写しを添付すること。

ただし、正当な理由があつて同意書が提出できない場合は、その理由と事故があつた場合における責任を明確にした誓約書をもって同意書に替えることができるものとする。

③③-7 参 考 (鉱業賢者との協議書等)

採取場が鉱業法に定める鉱区と重複する場合、その鉱業賢者との協議書等の写しを添付すること。

③③-8 参 考 (埋戻し土砂等確保書面)

採取後、埋戻しを必要とする場合（露天掘り、坑内掘り共）は、埋戻しの土砂等が確保されていることを証する書類を添付すること。

③③-9 参 考 (搬出計画書)

搬出に関し、特に問題となる場合は、別添様式4により作成すること。

③②-10 参 考 (岩石の採取及び採取場跡地の整備に係る工程を示す書面)

岩石の採取及び採取場跡地の整備について、工程（スケジュール）を示す書面を添付すること。様式は任意とする。

③②-11 参 考 (岩石採取跡措置保証書)

(ア) 岩石採取跡措置保証書を原則として添付すること。(添付されない場合は、採取の期間が添付された場合より減となる。)

(イ) 保証人については、採石業の適正な実施の確保に関する条例及び同条例施行規則による保証人の要件等を満たすこと。

③②-12 参 考 (岩石採取期間特例承認承認書 (写し))

岩石採取期間の特例承認を受けた場合は、岩石採取認可期間特例承認期間書の写しを添付すること。

③②-13 参 考 (そ の 他)

その他参考となる書類、必要と認められる書類等を添付すること。

様式 1

岩石採取場土地調書

申請者名

市町村名	大字	字	地番	地目	面積	土地所有者		備考 (地上権者・抵当権者等)
						住所	氏名	

5 添付書類様式

業 務 管 理 者 調 書

申請者名 _____

採石場の管理をする事務所	名 称			
	所 在 地			
当該採石場を管理する事務所の業務管理者の氏名等	住 所			
	氏 名			
	生年月日			
上記の業務管理者が監督するこの採取計画以外の現場		ある	ない	
この採取計画以外に現場がある場合	その現場の所在地			
	この計画による現場と距離所要時間	km	分	
		徒歩	バイク	自動車
この採取計画の現場において監督できる 1 日の時間		時間	分	
監督の具体的計画				
備 考				

搬出計画書

申請者名 _____

岩石を搬出する主体	申請者の直営	申請者の発注による請負		
	購入者直営	購入者の発注により請負		
採取現場が国県道に至るまでの道路	市町村道	私道	延長	km
使用予定の岩石運搬車等	種類	積載トン数	台数	
1日当たりの予定搬出延台数（平均）			台	
搬出路の補修に関する計画				
地域住民との関係				
備考				

資金計画の例

1. 跡地の災害防止工事費用

(例)

ベンチ生計	〇〇〇万円
ベンチ植栽	〇〇〇万円
平坦地埋戻し及び植栽	〇〇〇万円
剥土部法面整形	〇〇〇万円
剥土部種子吹付け	〇〇〇万円
排水溝敷設	〇〇〇万円
合計	〇〇〇万円

2. 必要資金確保の計画

上記 1. に必要な資金の確保について記載する。

(例)

① 自己資金	〇〇〇万円
② 借入金	〇〇〇万円
③採石災害防止準備金制度による積立	〇〇〇万円
合計	〇〇〇万円